

子どものSOS・養育者のSOSに応えるために

横浜市

# 子ども虐待防止 ハンドブック

令和4年度改訂版



ハンドブックにおいて使用する

## 用語の解説



### 要保護児童

#### 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（児童福祉法第6条3第8項）

要保護児童の定義では、虐待のみならず、非行等の養護相談や社会的養護の対象児童など幅広く含まれますが、横浜市においては、虐待による在宅支援中の対象児童を要保護児童とし、要保護児童対策地域協議会の対象児童としています。

### 特定妊婦

#### 出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（児童福祉法第6条3第5項）

心中以外の虐待による子どもの死亡事例は0歳児の割合が多く、その背景として、母親が妊娠期から一人で悩みを抱えているケースや、産前産後の心身の不調、家庭環境の問題などが考えられます。また、妊娠の届出がなく母子健康手帳が未交付であるといった妊婦については、区役所で状況が把握できない場合があります。

そうした妊娠中から出産後の養育において特に支援が必要な妊婦等を「特定妊婦」といい、このような妊婦を把握しやすい機関が区役所に情報提供を行うことで、区はその状況を把握することができ、妊娠期からの支援につなぐことが可能になります。

### 要支援児童

#### 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（児童福祉法第6条3第5項）

子ども虐待は、特別な家庭だけに発生するものではなく、学齢期以降の子どもを含め、全ての子育て家庭で起こり得る可能性があります。したがって、虐待に至る前に、地域に身近な関係機関は、支援が必要な子どもとその家庭（要支援児童）を早期に把握し、区役所に情報提供することで、支援を開始され、要保護児童対策地域協議会を通じて関係機関との情報共有を密に行い、虐待が深刻化する前の早期発見、早期対応を行うことが可能です。

法的用語で「市町村」・「福祉事務所」は、区福祉保健センターこども家庭支援課（以下、「区こども家庭支援課」という）を示す。

# はじめに

児童虐待の早期発見と早期支援、再発予防のためには、子どもとその家族に関わる全ての機関や関係者が協働して対応することが必要であり、要保護児童対策地域協議会の仕組みを活用した取り組みが重要になっています。

横浜市では、平成16年に児童福祉法が改正され、要保護児童対策地域協議会の設置が法で定められたことに伴い、先行して設置していた「横浜市子育てSOS連絡会」を「代表者会議」に、各区の「児童虐待防止連絡会」を「実務者会議」にそれぞれ位置づけて運営しています。

平成26年度には全区のこども家庭支援課に「虐待対応調整チーム」が設置され、区こども家庭支援課は通告・相談受理の窓口となるとともに、要保護児童対策調整機関としての役割を実質的に担うこととされました。また、平成28年に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、「子ども家庭総合支援拠点」機能を整備することが規定され、本市では令和4年10月に、全区のこども家庭支援課に整備しました。今後、要保護児童対策地域協議会の役割は増々重要となり、協議会の更なる活性化が期待されています。

こうした中で、今般、横浜市子ども虐待ハンドブックを改訂し、児童虐待に関わる関係機関や地域の皆様に改めて配付させていただくことになりました。要保護児童対策地域協議会は、情報共有の場であるとともに、児童虐待事例への具体的な支援を連携して進めていく場でもあることから、支援を進める上での地域の皆様や関係機関の具体的な役割についてもお示ししています。

児童虐待事例への対応は、一人の支援者や一つの機関のみでは決して完結しえないことは改めて述べるまでもありません。このハンドブックが児童虐待に関わる多くの関係機関、関係者に活用され、虐待の予防から早期発見・早期対応、更には家族再統合や再発防止に向けて横浜市一丸となって取り組み、子どもたちの健やかな育ちや希望ある未来を守ることに寄与できるよう願っています。

令和4年10月  
横浜市子育てSOS連絡会 会長

川崎 二三彦



# 目次

はじめに .....	1
------------	---

## 第Ⅰ章 子ども虐待の基本的理解 4

1 子ども虐待とは何か .....	4
(1) 子ども虐待のとらえ方 .....	4
(2) 子ども虐待の定義 .....	4
2 子ども虐待対策関係の動向 .....	5
(1) 国の動向 .....	5
(2) 本市の取組 .....	6

## 第Ⅱ章 子ども虐待の気づき・発見のための基礎知識 8

1 子ども虐待の4つの類型 .....	8
2 子ども虐待に至るリスク要因 .....	9
3 子ども虐待の影響 .....	10

## 第Ⅲ章 子ども虐待の気づきから支援までの流れ 11

1 子ども虐待の気づき(発見のポイント) .....	11
(1) 子ども虐待または不適切な養育の状況 .....	11
(2) 子どもの身体等に現れる虐待の兆候 .....	13
ア 身体虐待による外傷の部位 .....	13
イ 虐待を疑わせる特徴のある外傷 .....	14
(3) 子どもから虐待を打ち明けられた時の対応について .....	15
2 発見から通告まで .....	17
(1) 心配な子どもを発見したら .....	17
ア 子ども虐待やそのおそれのある子どもの通告 .....	17
イ 支援が必要な妊婦や子どもの情報提供による虐待の発生予防 .....	17
【発見者の通告義務と個人情報の保護】 .....	18
(2) 通告・情報提供するときのポイント .....	19
ア 通告・情報提供のための情報収集と記録の作成 .....	19
イ 通告・情報提供するときのポイント .....	19
【関係機関のみなさまへ 性的虐待の基本的理解】 .....	20
(3) 児童虐待防止連絡票の活用 .....	23
(4) 通告機関別の留意事項 .....	24
ア 保育所・幼稚園 .....	24
イ 学校 .....	24
ウ 民生委員・児童委員、主任児童委員 .....	24
エ 地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場、放課後児童育成事業 .....	25
オ 警察 .....	25
カ 医療機関 .....	26
キ 歯科医療機関(執筆担当:横浜市歯科医師会) .....	28
3 虐待相談・通告後の調査・支援方針の決定 .....	30
(1) 区こども家庭支援課・児童相談所の初期調査 .....	30
(2) 区こども家庭支援課・児童相談所から関係機関に対する調査 .....	30
(3) 区こども家庭支援課・児童相談所による子ども・保護者への調査 .....	31
(4) 区こども家庭支援課・児童相談所の支援方針の決定 .....	31
(5) 区こども家庭支援課・児童相談所の継続支援の具体的な支援方針決定 .....	31



## 第Ⅳ章 子ども虐待の対応と支援 33

1 在宅支援	33
(1) 各支援機関の果たす役割について	33
ア 子どもや保護者及び世帯状況の観察、把握と情報共有について	33
(2) 区こども家庭支援課の役割	34
(3) 児童相談所の役割	36
2 社会的養護	37
(1) 社会的養護とは	37
ア 児童福祉施設への入所について	37
イ 里親への委託について	37
(2) 社会的養護を行う場合	37
(3) 子どもにとっての社会的養護の意味とは	38
【家族再統合支援】	38
3 要保護児童対策地域協議会	40
(1) 子どもを守るネットワークによる支援	40
ア 要保護児童対策地域協議会とは	40
イ 要対協の機能	40
ウ 横浜市要保護児童対策地域協議会の構成(三層構造)	40
(2) 進行管理	41
ア 進行管理とは	41
イ 主担当機関の役割	41
ウ 関係機関(支援者)の役割	41
(3) 個別ケース検討会議	42
ア 個別ケース検討会議の流れ	42
イ 個別ケース検討会議の開催基準	42

## 子ども虐待についてのQ & A 48

## 体罰によらない子育てを広げましょう! 50

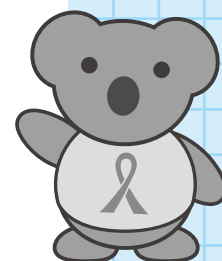
## 様式 53

● 児童虐待防止連絡票【様式1】(児童相談所あて)	53
● 児童虐待防止連絡票【様式2】(こども家庭支援課あて)	54
● 支援経過・結果報告書【様式3】(区こども家庭支援課⇒関係機関)	55
● 児童虐待防止連絡票の返信票【様式4】(区こども家庭支援課⇒市立学校)	56
● 児童虐待防止連絡票の返信票【様式5】(児童相談所⇒市立学校)	57
● 要養育支援者情報提供書 医療機関用【様式1】	58
● 子どもの外傷患者初期対応アセスメントシート活用マニュアル	60
● 歯科所見アセスメントシート	67

## 関係法令・要綱等 68

児童の権利に関する条約<子どもの権利条約>(抜粋)	68
児童福祉法(抜粋)	70
児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)	82
横浜市子供を虐待から守る条例	91
横浜市要保護児童対策地域協議会設置・運営要綱	94

## 連絡先・関係機関一覧 96





## 1 子ども虐待とは何か

### (1) 子ども虐待のとらえ方

子ども虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあり、子どもに対する最も重大な権利侵害です。子ども虐待への対応に際しては、常にこうした認識に立ち、「子どもの権利擁護」を図るよう努めることが求められます。

### (2) 子ども虐待の定義

児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という）の第2条で、「児童虐待」は、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者）が児童（18歳に満たない者）に対し、下の一覧4つの行為をすることと定義しています。

虐待であるかどうかは、その行為を保護者の考え方や意図ではなく、子どもの側に立って、子ども自身が苦痛と感じているかどうかで判断しなければなりません。親がいくら一生懸命であっても、その子をかわいいと思っけていても、子ども側にとって有害な行為であれば虐待となります。

### 「児童虐待防止法 第2条」による 児童虐待4つの類型

#### ① 身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

#### ② 性的虐待

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

#### ③ ネグレクト

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による②又は④に掲げる行為と同様の行為の放置、その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

#### ④ 心理的虐待

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

## 2 子ども虐待対策関係の動向

### (1) 国の動向

「児童福祉法」に定められた子ども虐待への対応について、子どもに対する虐待の禁止、予防及び早期発見、虐待防止に関する国及び地方公共団体の責務、虐待を受けた子どもの保護と自立支援等を定めた法律として、平成12年11月20日に「児童虐待防止法」が施行されました。

その後の様々な改正を経て、平成28年に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律では、すべての子どもが健全に育成されるよう、「児童の権利に関する条約」（日本は平成6年（1994年）に批准）に基づき、子ども虐待について、発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化等を図るため、「児童福祉法」の理念を明確化するとともに、市町村及び児童相談所の体制強化、代替を含めた家庭での養育の原則等の措置を講ずることが盛り込まれました。また、市町村に求められる機能として、子ども等に対する必要な支援を行うための拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点）を整備することが努力義務とされました。「児童福祉法」の理念規定は、昭和22年の制定当時から見直されておらず、子どもが権利の主体者であること、子どもの最善の利益が優先されること等が明確でなかったため、子どもは、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることを保障される権利を有することを総則の冒頭（第1条）に位置付け、その上で、国民、保護者、国・地方公共団体がそれぞれにこれを支える形で、児童福祉が保障される旨が明確化されています。

その後、令和元年6月には、「児童虐待防止法」が改正され、親権者による体罰の禁止が明文化されました。

さらに、令和4年6月に改正された児童福祉法では、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの意義や機能・役割を維持しながら組織を一体化した相談機関「こども家庭センター」の設置に努めることや、一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入、児童の意見聴取等の仕組みの整備等が示されました。子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化が求められています。

#### 平成28年改正児童福祉法の特徴

- ① 児童の権利に関する条約を踏まえ、子どもに権利が存在すること。
- ② 国民に、子どもの最善の利益を考慮する努力義務を課していること。
- ③ 保護者には、子どもの養育の第一義的責任があること。
- ④ 国及び地方公共団体には、保護者とともに、子どもの養育に当たる責任があること。
- ⑤ 児童福祉法の原理や理念は、他法（学校教育法、少年法、母子保健法などあらゆる法）においても尊重すべきものであること。

#### 令和元年改正児童福祉法・児童虐待防止法の概要

- ① 子どもの権利擁護（親権者は児童のしつけに際して体罰を加えてはならない）
- ② 児童相談所の体制強化等（一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置を講じる等）
- ③ 関係機関間の連携強化（DV対策との連携強化等）

#### 令和4年改正児童福祉法の概要

- ① 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充（こども家庭センターの設置等）
- ② 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入
- ③ 児童の意見聴取等の仕組みの整備等

## (2) 本市の取組

### 横浜市子供を虐待から守る条例

子どもを虐待から守るための基本理念を定め、横浜市、市民、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた子どもの保護その他子どもを虐待から守るための政策を総合的に推進するため、「横浜市子供を虐待から守る条例」が平成26年11月に施行されました。

平成28年の児童福祉法の改正、令和元年の児童虐待防止法の改正を踏まえ、本市全体で子どもの権利を守り、虐待を防止する取組を推進することを目的に、条例の基本理念をはじめ、市、市民、保護者の責務を中心に、令和3年10月に本条例の一部改正を行いました。体罰など子どもの品位を傷つける行為がなく、全ての子どもが一人の人間として尊重され、健やかに成長することができる社会の形成に取り組むことなどを追記しています。

#### 【基本理念】（第3条）

- 市、市民、保護者及び関係機関等は、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為が子供の人権を著しく侵害し、子供の心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、子供が虐待から守られるべき存在であることを認識するとともに、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為への対応に当たっては、子供にとって最善の利益を考慮しなければならない。
- 市、市民、保護者及び関係機関等は、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為がなく、全ての子供が一人の人間として尊重され、健やかに成長することができる社会の形成に取り組まなければならない。



#### 【市の責務】（第4条）

- 子育て支援事業の充実、子供が安心して育つことができる環境の整備に努める。
- 虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為の予防及び早期発見に努める。
- 専門的知識や技術を有する職員の育成
- 関係機関等との連携を強化するため、要保護児童対策地域協議会の円滑な運営の確保及び協議の活性化を図る。
- 虐待を行うおそれのある保護者を支援
- 啓発活動並びに虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為に関する相談先等の情報の提供





**【市民の責務】（第5条）**

- 虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為を防止するよう努める。
- 子育てに係る保護者の負担を理解し、子供や保護者を見守り、声かけを行い、孤立することの無いよう努める。
- 虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに通告しなければならない。

**【保護者の責務】（第6条）**

- 子育てに関する知識の習得に努め、虐待を決して行ってはならず、体罰その他の子供の品位を傷つける行為をしてはならない。
- 子育てに関し支援等が必要となった場合は、積極的に子育て支援事業を利用するとともに、地域活動に参加すること等により、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努める。

**【関係機関等の責務】（第7条）**

- 関係機関等は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努める。
- 関係機関等は、虐待を受けたと思われる子供を発見した場合は、速やかに、通告受理機関に通告をしなければならない。
- 関係機関等は、虐待を防止するため、通告受理機関による調査等に協力するよう努める。
- 保護者が関係機関等による子育て支援事業その他の子育て支援に係る制度等を利用したときその他多様な機会を通じ、虐待の防止に係る啓発等に努める。



## 子ども虐待の気づき・発見のための基礎知識

## 1 子ども虐待の4つの類型

第Ⅰ章で記載した「児童虐待防止法の虐待の定義」で、4つの類型に該当する子ども虐待の具体的な行為をあげます。

子どもにとって有害な行為や、健やかな心身の成長の妨げになるものは虐待といえます。

## 身体的虐待

- ◆ 殴る・蹴る
- ◆ 激しく揺さぶる
- ◆ やけどを負わせる
- ◆ 溺れさせる
- ◆ 首を絞める
- ◆ 食事を与えない
- ◆ 戸外に締め出す
- ◆ 縄などにより一室に拘束するなどの行為
- ◆ 意図的に子どもを病気にさせる
- ◆ 無理心中およびその危険がある

## 性的虐待

- ◆ 子どもへの性交、性的行為
- ◆ 子どもの性器を触る又は触らせるなどの性的行為
- ◆ 子どもに性器や性交を見せる
- ◆ ポルノグラフィーの被写体とする

## 心理的虐待

- ◆ 子どもの目の前で配偶者等に暴力をふるう
- ◆ 言葉による脅かしや、脅迫する
- ◆ 無視したり、拒否的な態度を示す
- ◆ 子どもの自尊心を傷つけるような言動など
- ◆ きょうだい間で差別的な扱いをする

## ネグレクト

育児放棄や、子どもの健康・安全への配慮を怠るなどの行為のほか、保護者以外からの虐待にあたる行為を止められない（見逃す）ことは、保護者によるネグレクトと捉えるなど、ネグレクトは様々な場面で現れることがあり、支援者が注意深く観察しないと気づきにくいといった特徴があります。

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 身体的ネグレクト           <ul style="list-style-type: none"> <li>● 衣類など長期間ひどく不潔なままにする</li> <li>● 食事、衣類、住居などが極端に不適切</li> <li>● 適切な食事を与えない</li> </ul> </li> <li>◆ 医療ネグレクト           <ul style="list-style-type: none"> <li>● 病気になったりケガをしても必要な治療を受けさせない</li> </ul> </li> <li>◆ 情緒的ネグレクト           <ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など）。</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 教育ネグレクト           <ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもの意思に反して学校等に登校させない。</li> <li>● 子どもが学校等に登校するように促すなどの子どもに教育を保障する努力をしない。</li> </ul> </li> <li>◆ 養育・監護ネグレクト           <ul style="list-style-type: none"> <li>● 乳幼児を自動車や家に残したまま外出する</li> <li>● 家に閉じ込める</li> <li>● 子どもを遺棄する</li> <li>● 同居人が虐待していても放置する。</li> </ul> </li> </ul> |
|--|--|

※一例です。

## コラム

## ヤングケアラーについて

参考：厚生労働省特設ホームページ「子どもが子どもでいられる街に。～みんなでヤングケアラーを支える社会を目指して～」

- 「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている、以下のような子どもたちをいいます。
  - 障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理掃除・洗濯などの家事をしている。
  - 家族に代わり、幼い兄弟の世話をしている。
  - 日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。
  - アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。
- ヤングケアラーは、年齢等に見合わない重い責任や負担を負うことで、本当なら享受できたはずの、勉強に励む時間、部活に打ち込む時間、将来に思いを巡らせる時間、友人との他愛ない時間等、「子どもとしての時間」と引き換えに、家事や家族の世話をしていることがあります。

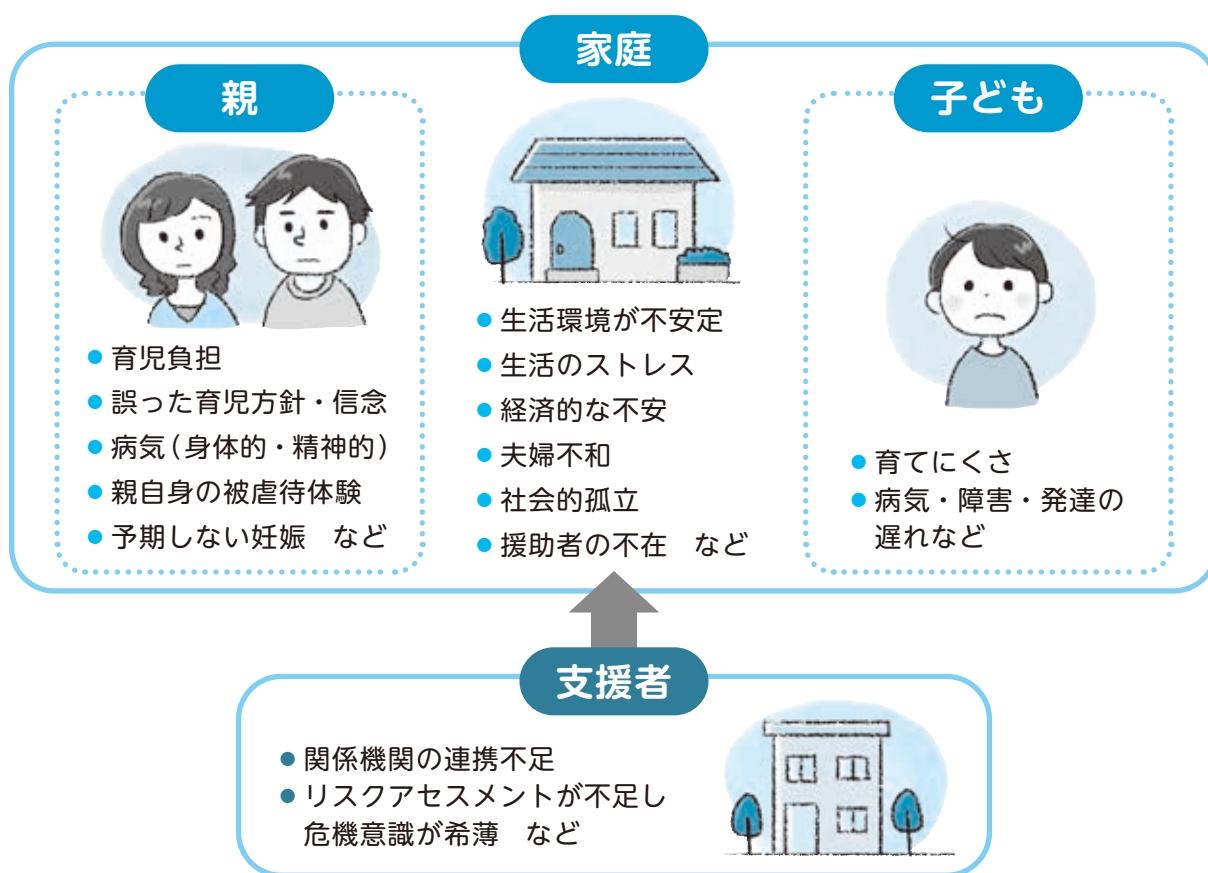
## 2 子ども虐待に至るリスク要因

虐待をしてしまう保護者には、複合的・多問題の背景が存在しています。虐待者は、「加害者」であり、「被害者」でもあると言えます。子ども虐待の発見は、虐待者の「SOS」をキャッチし、支援を開始するきっかけと捉えることができます。

子ども虐待が起こる原因は一つではありません。

様々な要因が重なったとき、家族関係が不安定になり、子どもへの虐待が引き起こされます。また、支援者側には、支援者間の連携不足や情報を共有できずに、一部の情報だけで判断してしまい、正確に虐待発生リスクを認識できず、家族全体を捉えたりリスクアセスメントが不足し、プラス要因に着目した見立てをしてしまい危機感が希薄になってしまうなどの危険性があります。

### <さまざまなリスク要因>



**コラム**

### 重篤な虐待死としての「親子心中」

厚生労働省作成  
子ども虐待の手引き(平成25年8月改訂版)引用

● 心中による虐待死は、何よりも、保護者によって何ら罪もない子どもが殺害されるものであり、深刻な児童虐待の一つであることを忘れてはならない。

**心中による虐待死の特徴**

保護者に明らかな殺意がある。子どもは各年齢層にまたがって出現する。また、一事例で複数の子どもが殺害されてしまう場合が多い。

### DV(ドメスティック・バイオレンス)と子ども虐待

● 子どもの見ている前で配偶者に対する暴力が行われること(面前DV)は、子どもへの心理的虐待にあたります。DVが起きている家庭では、子どもに対する暴力が同時に行われている場合があり、直接の被害を受けていない子どもであっても、慢性的な暴力が存在している家庭で育った子どもたちは、心理的なダメージを受け、正常な発達が阻害されることが科学的に証明されています。

### 3 子ども虐待の影響

虐待は子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を与えます。

#### 身体への影響

死に至る、あるいは重い障害が残る可能性があります。

- ◆ 外から見える傷（打撲、熱傷）
- ◆ 外から見えない傷（頭蓋内出血など）
- ◆ 栄養障害、体重増加不良や低身長

#### 知的発達への影響

- ◆ 安心できない環境で生活していると落ち着いて学習できず、知的発達が十分に得られない
- ◆ 保護者が言葉かけや遊び（知的発達にとって必要なやりとり）をしないと知的発達が阻害される

#### 心理的影響

- ◆ 最も安心を与えてくれる存在であるはずの保護者から虐待をされると、愛着関係を形成することができず、他人との信頼関係の構築が困難となる
- ◆ 自分が悪いから虐待されると思う
- ◆ 自分は愛情を受けるに値する存在ではないと感じ、自己肯定感を持ってない
- ◆ 保護者から暴力を受けると暴力で問題を解決することを学習し、攻撃的・衝動的、欲求のままに行動してしまう（学校や地域で粗暴な行動をとる）
- ◆ 虐待のある環境で養育された子どもは刺激に対して過敏になる（落ち着きのない行動をとる）
- ◆ 受けた心の傷（トラウマ）について、適切な治療を受けないまま放置すると、将来にわたりPTSD（心的外傷後ストレス障害）として残る（思春期などに問題行動として現れたりする）
- ◆ 配偶者間の暴力（いわゆるDV）の目撃は、脳の機能に影響を与えてしまい、物音に過敏になったり、落ち着きがなくなる、怯える、怖がるといった精神的な不安定さを生じさせたり、他人に対して攻撃的になるなど、正常な発達を阻害する

#### コラム

#### マルトリートメント（マルトリ）とは？

日本では1990年代に英語の「Abuse」と日本語の「虐待」の間にはニュアンスの隔たりがあるとされ、啓発・支援に結びつきやすい、より広い概念として「マルトリートメント（マルトリ）」が導入されました。その定義は『①18歳未満の子どもに対する、②大人、あるいは行為の適否に関する判断の可能な年齢の子どもによる、③身体的暴力、不当な扱い、明らかに不適切な養育、事故防止への配慮の欠如、言葉による脅かし、性的行為の強要などによって、④明らかに危険が予測されたり、子どもが苦痛を受けたり、明らかな心身の問題が生じているような状態』とされています。

この図では『マルトリートメント』は「虐待とは言い切れない、大人から子どもに対する避けたいかわり」に「児童虐待（身体的虐待・性的虐待・心理的虐待・ネグレクト）」も含めていることを表しています。

（脳科学から考える「マルトリ予防のすすめ」発行：福井大学子どものこころの発達研究センター引用）（図：子どもの脳とこころがすくすく育つマルトリに対応する支援者のためのガイドブック 発行：福井大学子どものこころの発達研究センター引用）

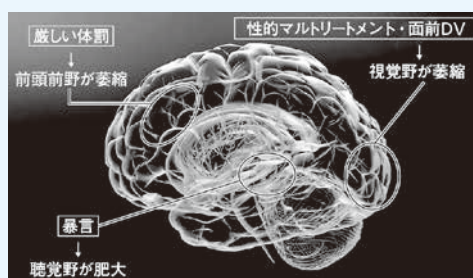
#### マルトリートメント

虐待とは言い切れない大人から子どもに対する避けたいかわり

#### 児童虐待

身体的虐待・性的虐待  
心理的虐待・ネグレクト

#### 体罰・暴言は子どもの脳の発達に深刻な影響を及ぼします



● 前頭前野へのダメージは、感情のコントロールや行動の抑制に影響します。また、うつ病の一種の気分障害や非行を繰り返す素行障害につながる場合があります。

● 視覚野へのダメージは、会話をしたりする際に、脳に余計な負荷がかかり心因性難聴となり情緒不安を引き起こすこともあります。

参考：2017年 友田明美 著「子どもの脳を傷つける親たち」(NHK出版)

## 1 子ども虐待の気づき(発見のポイント)

子ども虐待は未然に防ぐことが第一ですが、それが困難な場合は、できる限り早期に発見し、対応することが重要です。「虐待である」との確信が持てなくても、心配される状況がある時や、行政などの支援が必要な家庭を発見した時は、区子ども家庭支援課又は児童相談所に連絡しましょう。

子どもの生活に関わる皆さん一人ひとりの姿勢が、子どもを守ることに繋がります。

### (1) 子ども虐待または不適切な養育の状況

次にあげる要因は、あくまでも目安の一つとしてください。

子どもや家庭の状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「子ども虐待」や「支援が必要な子どもとその家庭」に該当する可能性があります。

#### ● 子ども

要因	様子や状況例	☑欄
心身の状況	倦怠感、頭痛、不眠などの不定愁訴、反復する腹痛、便秘などの体調不良を訴える	
	体重・身長が著しく年齢相応ではない	
	睡眠中に突然叫んだり、悪夢、不眠がある	
	警戒心が強く、音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう	
	過度に緊張し、教員等と視線が合わせられない	
	大人の顔色をうかがったり、接触を避けようとしたりする	
	表情が乏しく、受け答えが少ない	
行動	ボーっとしている、急に気力がなくなる	
	落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする	
	他者とうまく関われず、ささいなことでもすぐにカッとなるなど乱暴な言動がみられる	
	激しいかんしゃくを起こしたり、かみついたりするなど攻撃的である	
	友達と一緒に遊べなかったり、孤立しがちである	
	担任の教員等を独占したがる、用事はなくてもそばに近づいてこようとするなど、過度のスキンシップを求める	
	不自然に子どもが保護者と密着している	
	必要以上に丁寧な言葉遣いや挨拶をする	
	繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える	
	自暴自棄な言動がある	
衣食・清潔	保護者の顔色をうかがう、意図を察知した行動をする	
	保護者といるとおどおどし、落ち着きがない	
	保護者がいると必要以上に気を遣い緊張しているが、離れると安心し表情が明るくなる	
	からだ(洗髪していない、におい、垢の付着、爪の伸び)が清潔に保たれていない	
	衣類が破れたり、汚れている、いつも同じ服を着ている	
	季節にそぐわない服装をしている	
	虫歯の治療が行われていない	
登園・登校	食べ物への執着が強く、過度に食べる	
	極端な食欲不振が見られる	
	食べ物をねだることがよくある	
理由がはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い		

以下は、学齢期以降のみ

登校	きょうだい児の面倒を見るため、欠席・遅刻・相談が多い	
	何かと理由をつけてなかなか家に帰りがらない	
行動	反社会的な行動(非行)	
	深夜の徘徊や家出、喫煙、金銭の持ち出しや万引きなどの問題行動を繰り返す	

## ● 保護者

要因	様子や状況例	☑ 欄
子どもとの関わり	特異な育児観、脅迫的な育児、理想の押しつけや年齢不相当な要求がある	
	体罰容認など暴力への親和性	
	子どもの発達にそぐわないしつけや行動制限をしている	
	「可愛くない」「憎い」など差別的な発言がある	
	子どもとの愛着形成が十分に行われていない	
	子どもの発達等に無関心であったり、育児について否定的な発言がある	
	きょうだい児に対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度	
	育児に対する不安、育児知識や技術の不足	
心身の健康	精神科への受診歴、相談歴がある	
	産後うつ等精神的に不安定な状況	
	アルコールや薬物の依存(過去も含む)がある	
	身体障害、知的障害がある(障害者手帳等の有無は問わない)	
	子育てに関する強い不安がある	
	保護者自身が必要な治療行為を拒否する	
行動	子どもが受けた外傷や症状と保護者の説明につじつまが合わない	
	調査に対して著しく拒否的である	
	保護者が「死にたい」「殺したい」「心中したい」などと言う	
	ささいなことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない	
	被害者意識が強く、事実と異なった思い込みがある	
	他児の保護者との対立が頻回にある	
生活歴	予期しない妊娠・出産、若年の妊娠	
	自殺企図、自傷行為の既往がある	
	被虐待歴、愛されなかった思い等、何らかの心的外傷を抱えている	
	過去に心中の未遂がある	
	配偶者からの暴力(いわゆるDV)を受けている(いた)	
	過去にきょうだい児の不審死があった	

## ● 家庭・養育環境

要因	様子や状況例	☑ 欄
家族・養育環境	夫婦間の口論、言い争いがある	
	絶え間なくケンカがあったり、家族(同居者間の暴力)不和がある	
	家中ごみだらけ、異臭、シラミがわく、放置されたペット等の多頭飼育	
	理由が分からない頻繁な転居がある	
	親族以外の同居人の存在、不安定な婚姻状況(結婚・離婚を繰り返す)	
	ひとり親	
	未婚(パートナーがいない)	
	ステップファミリー(子ども連れの再婚)	
	きょうだい児への虐待歴	
社会・経済	経済的に不安定	
	保護者の離職の長期化、頻繁な借金の取り立て等、経済的な困窮を抱えている	
	生活保護を受給中	
	健康保険の未加入(無保険な状態)	
サポート	養育者間(父・母等)の協力体制が得られない	
	親族や友人などの養育支援者が近くにいない	
	周囲からの支援に対して否定的	
	関係機関や社会資源からの関わりや支援を拒否する	
	近隣や地域から孤立している家庭	

## (2) 子どもの身体等に現れる虐待の兆候

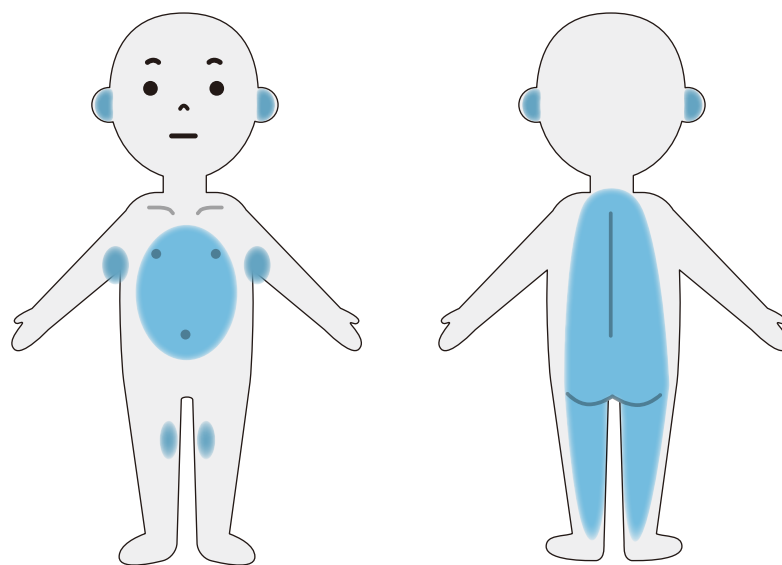
子ども虐待の気づきとして、体格や衛生状態などの変化で発見されることがあります。特に保育所、幼稚園、学校などでは、低身長・低体重（ $-2SD$ 以下※）や長期休暇明けの大きな体重減少など、身体測定などの記録が子ども虐待の重要な発見や判断基準となります。発育曲線を活用しましょう。（64ページ参照）

※標準成長曲線のSDスコアのこと

### ア 身体虐待による外傷の部位

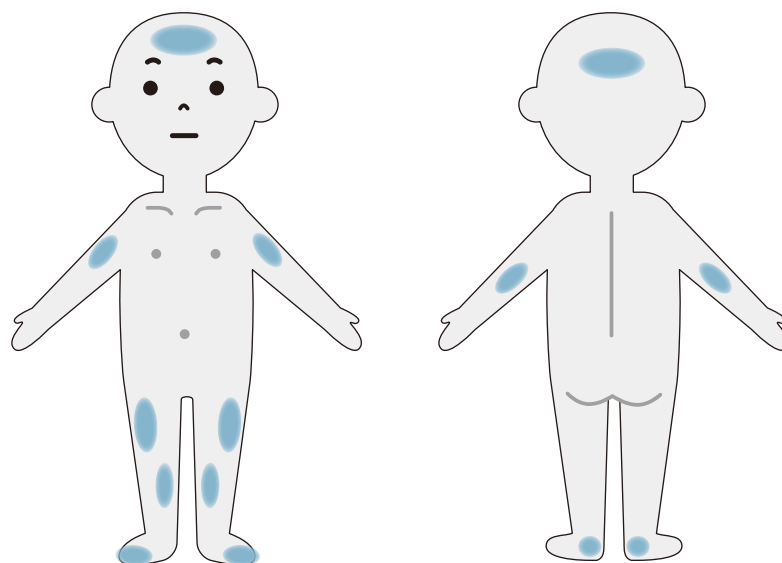
子どもの体に傷やあざがあった場合、虐待によるけがと事故等のけがには、受傷しやすい部位に明らかな違いがあります。

#### 虐待の可能性が高い外傷部位



※被服部位、手背、足底、大腿内側に存在した場合も虐待を考慮する。

#### 事故で受傷しやすい外傷部位






## イ 虐待を疑わせる特徴のある外傷

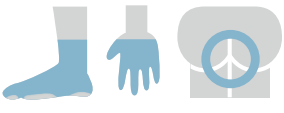


### ● パターン痕：何らかのパターンを持つ挫傷

	平手打ち痕	少しぼやけた、指の大きさの直線状の2～3本のしまじょう縞状の痕。指輪痕を認めることもある。
	つねり痕	三日月状の一对の挫傷。
	指尖痕 (指先の痕) 手拳痕 (にぎりこぶしの痕) 握り痕	等間隔の卵型挫傷。指爪により時に皮膚の裂傷が併存する。時に重篤な顔面びまん性挫傷、眼窩貫通外傷を伴う。
	絞 頸 (首しめ)	首部の挫傷と、首を絞められたことによる上まぶたや顔面の点状出血。時に眼球結膜充血も伴う。
	耳介内出血 (耳の内出血)	通常では肩や頭蓋等で守られる部位で、偶発的にけがをすることはまれである。

### ● 道具による外傷：身近な生活用具が用いられることが多い

	ベルトや革紐	平行面がある。からだの輪郭に沿い曲線を形成する。
	二重線痕	棒きれや杖など細い棒状のもので叩かれた時にできるあざ。棒が当たった中心部をまたいで、その左右にぼやけた内出血の痕ができています。
	ループコード痕	ロープや電気コードなどを曲げてムチを打つような状態で叩かれた場合にできる。細い直線状の、片側が開いた楕円状の痕。多数存在する傾向がある。

### ● 熱傷：やけどの部位や形状から受傷の理由を推測することができる

	辺縁が平滑な曲線で、熱傷の重症度が一定	熱いお湯に強制的に一定時間接触してできる熱傷。足の裏や、浴槽の底面に押し付けられた部分には熱傷がみられない。
	タバコ熱傷	境界が鮮明な円形で、中央部が周辺部よりも深いやけどは、タバコを押し付けられた可能性が高い。誤ってタバコに触れた事故の場合は、偏心性の表面熱傷で、擦ったような形状を伴う。
	固体接触熱傷	アイロン、ヘアアイロン、ヒーターなど、家庭内で使用している家電製品等を押し当てられた可能性を疑う。

(参考：子ども虐待対応・医学診断ガイド)



### (3) 子どもから虐待を打ち明けられた時の対応について

子どもが迷いながらも勇気を出して相談したことを受け止め、打ち明けられた側は感情的になってしまわないよう、打ち明けられた自分自身の気持ちの動きを自覚しながら、子どもの気持ちを聞いていく必要があります。

#### ◆ 打ち明けられたあなた自身が落ち着くこと

- ▶ あの親が虐待するなんて信じられない(又は許せない)など感情的な気持ちが伝わると子どもは、「言わなければよかった」と発言を撤回することにつながります。

例えば

- 虐待の対応は、私の仕事ではない、関わりたくない(否認の気持ち)
- ほんとなの?(疑う気持ち)  
この程度なら虐待とは言わないのでは?(安心材料に飛びつく)

#### ◆ 一人で抱えこまないで、組織(チーム)で対応する

- ▶ 保護者との関係を壊したくない気持ちから、虐待を否定してしまいたくなることもあります。組織で検討することで、保護者との対応、子どもとの対応、関係機関との対応などの役割を分担し、子どもの人権が侵害されていないかを優先した判断ができるようにしましょう。

#### ◆ 子どもから話を聴くタイミングを逃さず、なるべく早く時間をつくる

- ▶ 子どもの気持ちを聴く面接の仕方を参考に、性急に事実確認するのではなく、少しずつ注意深く聞いていく必要があります。

## ア 子どもの気持ちを聴く面接の仕方

### ○話してもよいという安心感を与え、共感的に聴く



### ○虐待されている子どもは「自分が悪いから」と思っています。

「～した自分が悪いと思っているのね。でも～したからといって、親から殴られていい子なんていないよ。」と伝えることが大切です。

### ○子どもの話したことに矛盾があったとしても、信じることを伝えます。

事実の確認もさることながら、どのような気持ちになったのか共有することが大切です。

混乱や、迷う気持ちから「わからない」と言うこともあります。まずは尊重し「思い出したらまた話してね」などと安心できる言葉をかけます。

## イ やってはいけないこと

### ○「誰にも言わないよ」と約束する

誰にも言わないでと言われたときは、できない場合があることを説明します。  
「あなたを守ってくれる人に相談する」ことを伝えます

### ○「閉じられた質問(はい、いいえで回答できる質問)」を立て続けにすること

質問側が想像した特定の答えに向けて誘導したように思われる恐れがあります。

### ○無責任な約束

「家から出してあげるよ」「お父さんに改めてもらうよ」など

### ○何度も何度も子どもに確認を求めること

### ○親を責めること

「ひどい親だね」など

### ○子どもを責めるような質問

「なぜはっきり嫌だと言わなかったの？」  
「お母さんを怒らせるようなことをしたの？」  
など



## 質問の種類

基本的には、開かれた質問を使いながら、子どものペースに合わせて話を聞きます。誘導につながるような質問や答えを強制するような質問は避けましょう。

<p><b>開かれた質問 (4W1H)</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ということがあったのか教えて？</li> <li>● どんな感じで？</li> <li>● もう少し詳しく教えて？</li> </ul> <p>など、子どもに主導権を与える質問。</p>
<p><b>閉じられた質問 (Yes、Noのような)</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● それは□□ということでもいい？</li> </ul> <p>出来事の詳細を確認するための質問 特に低年齢の子はYesを答えがちになるので 要注意</p>
<p><b>選択肢のある質問</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● その時一緒にいたのはお父さん？ お母さん？ それともほかの人？</li> </ul> <p>質問の後に、さらに選択肢を添える質問</p>

### ※ただし、性的虐待の場合は…

子どもや保護者から相談があった場合、様々な人が何度も子どもに聞くのは負担になったり次第に曖昧になってしまう危険性があるため、「誰が？」「何を？」(した、させた)だけを聞き取ってください。あえて聞き出そうとせず、子どもや保護者のペースで話を聞いてください。「こんなことがあったんじゃない？」などの誘導は避けましょう。「誰が」「何を」以外の「どこで」や「どうやって」「いつ」などの話は自発的に話してきた場合のみ聞き取ります。

**「誰が？何を？」のみ確認し、速やかに児童相談所に通告をしましょう。**

(詳細は20ページ「関係機関のみなさまへ」参照)

## 2 発見から通告まで

### (1) 心配な子どもを発見したら

通告か情報提供かは、通告受理機関（横浜市の場合は、区子ども家庭支援課・児童相談所）の調査結果によって最終的に判断されます。通告時点で判断に迷った場合は、どちらでもかまいませんので通告受理機関に連絡してください。

特定妊婦と要支援児童の情報提供先は、区子ども家庭支援課です。

<連絡先96ページ>

#### ア 子ども虐待やそのおそれのある子どもの通告

虐待の疑いを感じた時には、ひとりで抱え込まず、それぞれの立場で得た情報を基に早急に上司と相談するなど、組織的な対応をとることが重要です。そのために、虐待発見時の対応ルール（報告・相談・会議）を組織内で決めておくことが必要です。

#### イ 支援が必要な妊婦や子どもの情報提供による虐待の発生予防

子ども虐待発生時の迅速・的確な対応と合わせて、支援を要する妊婦（特定妊婦）や、支援が必要な子ども（要支援児童）及びその家庭への積極的なアプローチが必要であり、そうした妊婦や子ども等を把握しやすい立場にある医療機関や学校等の関係機関等は、平成28年児童福祉法の改正により、特定妊婦や要支援児童の情報を、市町村に情報提供することができるようになりました。

情報提供する際には、本人や保護者の同意の有無を伝え、区子ども家庭支援課がその世帯にアプローチする方法などについて情報共有し、区子ども家庭支援課と支援機関が協力して早期に支援を開始することで子ども虐待の発生予防に取り組みます。



### 通告に関する根拠法令

子ども虐待が疑われる場合を含め、そのような子どもを発見したときには、通告することが義務とされています。通告することは守秘義務違反にはあらず、まずは子どもの安全が最優先されることが、法令でも定められています。

#### ◎ 虐待の早期発見（児童虐待防止法 第5条）

学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、**児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。**

#### ◎ 要保護児童発見者の通告義務（児童福祉法 第25条）

**要保護児童を発見した者は、市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。**

#### ◎ 児童虐待に係る通告義務（児童虐待防止法 第6条第1項）

**児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。**

#### ◎ 通告義務は守秘義務に優先（児童虐待防止法 第6条第3項）

刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。  
(→**通告することは守秘義務違反には該当しない**)

#### ◎ 要支援児童等の情報提供（児童福祉法第21条の10の5）

平成28年児童福祉法等改正において、支援を要する妊婦や子ども等を把握しやすい関係機関は、その情報を市町村に対し情報提供するように努めなければならない（児童福祉法第21条の10の5第1項）こととされました。

この法律を根拠に、同意がない場合でも関係機関が把握した妊婦や子どもの情報を、区こども家庭支援課の**要保護児童対策地域協議会の担当部署（こどもの権利擁護担当）**に**情報提供することが可能**です。

**ポイント!**  **支援につなげるためには同意を得る努力を!**

ただし、早期に支援につなげることを目的としているので、区役所からの支援が速やかに開始できるよう、区役所と関係機関が連携して対象者にアプローチすることが求められます。

そこで、対象となる方には、原則として、情報提供の概要及び居住する区役所による支援を受けることが、対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となりうることを説明していただくようお願いいたします。

## (2) 通告・情報提供するときのポイント

### ア 通告・情報提供のための情報収集と記録の作成

通告受理機関に対し通告・情報提供する情報を整理し、記録に残しましょう。必要な情報を収集し記録できるよう「児童虐待防止連絡票」を活用することをお勧めします。

### イ 通告・情報提供するときのポイント

#### ポイント 1 子どもの氏名や年齢、住所と家族構成

- 住所が不明の場合は、「〇〇マンションの3階」など可能な限り特定できる情報を提供。
- 虐待が他のきょうだい児にも向いていないか。

#### ポイント 2 虐待の具体的な内容と程度、頻度や時期

- いつから、どのような虐待を受けているか。
- 具体的な時期や時間帯。
- 誰からの虐待か、父か、母か、その他の家族か。子どもを守る協力者はいるか。

#### ポイント 3 現在の子どもの状態

- 通告する時点で虐待を受けている最中か、そうでないか。
- 子どもに傷あざ、けががある場合はその程度など。

#### ポイント 4 調査・支援の糸口となる情報

- その子どもやきょうだい児が在籍している保育所、幼稚園、学校等があるか。

#### ポイント 5 要支援児童と思われる子どもの状態像

- 子どもの気になる状態を具体的に伝える。

#### ポイント 6 家庭の状況(子どもの発達・発育・成長に影響を与える状況があるか)

- 保護者の精神状態、経済面の問題・支援者の不在、夫婦関係などの課題。
- 保護者自身が育児不安を訴えている状況か。

#### ポイント 7 情報提供に同意があるか

- 必要な支援につなぐため、情報提供であることを説明できているか。
- 本人が同意しない場合も、支援につなぐためにどのような手段があるか区と協議する。

**Q** 職務上の守秘義務違反になりませんか？

**A** 個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第18条及び第27条においては、本人同意を得ない個人情報の目的外利用や、提供を禁止していますが、児童虐待防止法第6条等や児童福祉法第21条の10の5の規定により児童相談所や市町村に通告・情報提供する場合は、個人情報保護法第18条第3項第1号、及び第27条第1項第1号に規定する「法令に基づく場合」に該当し、例外的に本人の同意を得ないで情報を提供しても個人情報保護違反になりません。



## 性的虐待の基本的理解

### (1) 性的虐待とは

「児童虐待防止法」で保護者が「児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること」と定義されています。

「保護者」とは、親権を行うもの、未成年後見人等を言いますが、横浜市では、母親の内夫、同居または頻繁に訪れる母の恋人、兄などからの性被害も、広く「性的虐待の被害」として対応しています。

具体的には…

#### ア 子どもに接触する行為

- 子どもへの性行為（性器を膣に挿入する）未遂も含む。
- 性器を口や肛門に入れる／入れさせる。
- 口で性器や肛門、乳房に触れる／触れさせる。
- 上記の性的行為を強要、教唆
- 性器を触る／触らせる、舌を使ったキスや胸や下半身などプライベートゾーンへの接触 など

#### イ 子どもに接触のない行為

- 性器や性行為を見せること。
- 子どもをポルノグラフィーの被写体などにすること など

### (2) 性的虐待の特徴

性的虐待の大きな特徴は、密室で行われることが多く、子どもの被害の開示以外の証拠がほとんどないことです。また、もう1つの大きな特徴は深刻なダメージです。長期的な自己価値観の低下、人との信頼関係への影響、PTSD（心的外傷後ストレス障害）や解離性障害、うつ病などの精神疾患を引き起こすこともあります。また、子ども本人の被害の受け止め方が成長とともに変化し、侵襲性の深い虐待と言われています。

### (3) 性的虐待を打ち明けるプロセス

初めから被害の全てを打ち明けられる子どもは少なく、さらに次のような「打ち明けるプロセス」があるといわれています。



必ずしもすべての子どもがこのプロセスで打ち明けるとは限らず、順番が変わることもあります。子どもは悩みながら打ち明けるために、初めから被害の全てを言えないことや、一度打ち明けても撤回することもあることを、援助者が理解したうえで対応することが必要です。

## 性的虐待の対応

### (1) 子どもや保護者から相談があった場合の聞き取り

「誰が?」「何を?」「した、させた」だけを、聞き取ってください。無理して聞き出そうとせず、子どもや保護者のペースで話を聞いてください。「こんなことがあったんじゃない?」などの誘導は避けましょう。「誰が」「何を」以外の「どこで」や「どうやって」「いつ」などの話は、自発的に話してきた場合のみ聞き取ります。話は、さえぎらないで聞きましょう。

### (2) 子どもから話を聞くにあたって留意すべきこと

子どもが安心でき、秘密が守れる場所で聞いてください。子どもの話を集中して聞き、無意識に手や足を組んだりしないように注意しましょう。子どもが話を聞くことを拒否されていると感じることがあるからです。

また、話の内容に対して、ショック、嫌悪感、怒り等の感情を出さないようにしてください。子どもが「この話をしてはいけないんだ」と感じてしまうことにつながるおそれがあります。話を聞いた感想を子どもに伝えることはしません。子どもが話し終わったら、相談したことについてねぎらってください。さらに、子どもの話を復唱する際には、子どもが使った言葉をそのまま使い、要約や言い換えはせず、復唱するようにしましょう。

### (3) 『秘密にするから』などできない約束はしない

子どもや保護者は『誰にもいわないで』と頼んでくるかもしれませんが、その時『秘密にするからお話して』と約束することはしないでください。結果的に子どもの安全を守れなくなったり、大人への不信感が増大してしまうおそれがあります。『子ども(あなた)を守ってくれる大人に伝えることは大切なこと』などと説明してください。(通告する可能性を伝えます)

### (4) 子ども自身の言葉をそのまま記録・通告

子どもの話を「要約」しないで、相談を聞く側がどのような質問をして、子どもがどんな言葉で話したのか、あるいは子どものどんな言動から性的虐待を疑ったのかを、そのまま記録し、通告してください。

### (5) 保護者には連絡をしない

加害保護者はもちろん、加害をしていない保護者に対しても、関係機関のみならずから事実を確認することはせず、一番最初に児童相談所に連絡をしてください。

## 性的虐待が疑われる場合の相談・通告

### (1) すぐに児童相談所に通告します

まず、児童相談所の職員に「性的虐待を疑う通告である」ことを教えてください。また、子どもの現在の居場所と安全を確認するために、下校時間やお迎えの時間など保護者と接触すると思われる時間を伝えてください。

### (2) 子どもの安全を確保します

子どもの安全の確保を最優先にします。子どもと一緒にいる場合は、子どもの安全が守られる場所で、児童相談所の対応を待ってください。子どもが不安になったり、動揺している場合には子どもに付き添ってください。

### (3) 子どもに説明します

通告したことをごまかさず、嘘をつかずに子どもに伝えてください。子どもの年齢に応じた説明で児童相談所の人話を聞きに来ることを伝えてください。ただ、伝えることで子どもの動揺が大きくなってしまおうと考えられる場合には、児童相談所の人到着して子どもと面接をする直前に説明をしてください。

### (4) 通告を迷う場合

「通告」という形だけでなく、通告すべき事例かどうか、児童相談所では相談もお受けします。通告をしない判断となった場合には、その後も、子どもに心配な様子がないか見守ってください。

## Q なぜ詳しく聞いてはいけないの？

**A** 子どもは聞き手の話に誘導を受けやすく、質問に影響されて記憶が書き換えられる特徴があります。また、子どもは繰り返し聞かれることで、自分の話が間違っていると思い、聞き手側の意に添うように話を変えることがあります。そのため、詳細の聞き取りは専門の研修を受けた職員が行う必要があります。

また、何度も子どもから話を聞くことは、つらい体験を何度も思い出させることとなります。子どもの傷つきを最小限に留めるためにも、繰り返し聞くことは避けてください。

## 相談・通告後の児童相談所の対応

### (1) できるだけ早く訪問します

児童相談所は通告を受けたら、子どもの安全確保ができていないかを判断し、できるだけ早く通告機関へ訪問します。

### (2) 子どもから直接話を聞きます

通告機関の職員から話を聞き、その後子どもと直接会って面接をします。

### (3) 一時保護の判断をします

子どもと話をし、このまま帰宅したら子どもの安全が守れないと判断した場合に一時保護を実施します。多くは保護者の同意がない「職権の調査保護」という方法になります。

一時保護は、あくまで児童相談所の判断で実施します。児童相談所職員は、保護者への連絡や保護者が通告機関に問い合わせをしてきた際の対応についても、通告機関の職員とよく打ち合わせをします。

### (4) きょうだい児についても確認します

通告対象の子どもにきょうだい児がいた場合、きょうだい児の安全についても確認します。

### (5) 保護者に連絡します

一時保護後は児童相談所から保護者に連絡をとり、子どもを一時保護したことや一時保護の理由、今後は子ども本人や保護者から話を聞いていくことを説明します。なお、保護者への最初の連絡で「性的虐待の疑い」とであると説明しません。

関係機関に保護者から問い合わせがあった場合も、詳細は答えず、児相に問い合わせるように伝えてください。

#### ※迷ったら相談してください

児童相談所は、必ずしも「通告」だけを受けるわけではありません。通告すべき事例かどうかの相談もお受けします。

#### ■ 横浜市中央児童相談所 【所管区域】 神奈川、鶴見、中、西、南

横浜市南区浦舟町3-44-2 TEL：045-260-6510

#### ■ 横浜市西部児童相談所 【所管区域】 旭、泉、瀬谷、保土ヶ谷

横浜市保土ヶ谷区川辺町5-10 TEL：045-331-5471

#### ■ 横浜市南部児童相談所 【所管区域】 磯子、金沢、港南、栄、戸塚

横浜市磯子区洋光台3-18-29 TEL：045-831-4735

#### ■ 横浜市北部児童相談所 【所管区域】 青葉、港北、都筑、緑

横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 TEL：045-948-2441



### (3) 児童虐待防止連絡票の活用

疑いも含めて通告や情報提供が必要と組織で判断したら、速やかに通告受理機関（区こども家庭支援課・児童相談所）に連絡します。連絡の手段は、電話での連絡でもかまいませんが、後日「児童虐待防止連絡票」を通告受理機関に郵送してください。

「児童虐待防止連絡票」を受理した区こども家庭支援課は、「支援結果・経過報告書」で通告機関に支援結果を報告することになっています。

※様式は53～57ページ参照

様式	送付先	種別
児童虐待防止連絡票 (様式1)	関係機関 ➔児童相談所へ	子ども虐待(疑い)通告
児童虐待防止連絡票 (様式2)	関係機関 ➔区こども家庭支援課へ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子ども虐待(疑い)通告</li> <li>●特定妊婦・要支援児童の情報提供</li> </ul>
支援経過・結果報告書 (様式3)	区こども家庭支援課 ➔関係機関へ	区の調査結果の報告
支援経過・結果報告書 (様式4)	区こども家庭支援課 ➔市立高校、中学校、小学校特別支援学校	区の調査結果の報告と定期的情報共有実施の依頼
支援経過・結果報告書 (様式5)	児童相談所 ➔市立高校、中学校、小学校特別支援学校	児童相談所の調査結果の報告と定期的情報共有実施の依頼

#### 区こども家庭支援課・児童相談所と市立学校との定期的な情報共有について

平成31年2月に発出された国からの通知「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」において、「関係機関からの情報提供の頻度を、おおむね1か月に1回を標準とする」ことが示されました。

そのため、横浜市においては、市立小学校、中学校、高校、特別支援学校から区こども家庭支援課及び児童相談所へ、児童の状況の情報提供を月1回、行うことになりました。

区こども家庭支援課と児童相談所は、各学校に「支援経過・結果報告書」(様式4、5)を送付し、定期的情報提供を依頼します。学校は、対象児童の「児童状況報告書」を区こども家庭支援課、もしくは児童相談所に送付し、月に1回児童の登校状況等を共有しています。

## (4) 通告機関別の留意事項

通告にあたっては、それぞれの機関であるからこそ得られる情報が多くあります。通告する際には各機関の強みを活かした情報収集を行い、確実に通告受理機関に情報を寄せてください。

### ア 保育所・幼稚園

保育所や幼稚園は、保護者と子どもがともに通園することから、親子の関わりなど保護者の子育てに関する相談に応じたり、子育ての大変さに理解を示す声かけなどの支援が、より効果的なものとなります。

同時に、保育士や教諭は、日中の生活の中で、子どもの身体的な状況や行動・発達面の様子を観察し、虐待、あるいは深刻な虐待に至る前の心配な状況を発見したときには、組織内での情報共有、判断を行い、相談・通告をしてください。

### イ 学校

学校は、子どもの日常の様子を観察し、身体的な状況に加え、行動面の変化をつかむことができ、子どもの発信するサインを受け止めることができる貴重な場となります。特に注意が必要なのは、反抗的行動、集団逸脱行動、反社会的行動といった、一見、問題行動・非行行動として対応されがちな行動です。これらの行動の背景には、家族の問題、養育環境の問題がある事例も多く、「子どもへの虐待」という視点から考えてみる必要があります。子どもや家庭との接触から、支援を要する状況がないか、情報収集をしていきます。

また、重要なのは、担任、養護教諭、スクールカウンセラー等、それぞれの立場で把握した子どもの情報を、校長、副校長、児童支援専任教諭、又は生徒指導専任教諭と共有し、通告受理機関への相談・通告の必要性について、組織的に検討・判断することです。

通告・情報提供に関する取扱いは、教育委員会事務局人権教育・児童生徒課による『「要保護児童及び要支援児童等の情報共有」に関する事務取扱要領（平成29年3月16日制定）』や、『「学校と区等との情報連携について」（2017年3月16日制定）』に基づき、「児童虐待（防止）連絡票（様式1区用）※」「児童虐待（防止）連絡票（様式2児童相談所用）※」を用いた通告や情報提供を行うほか、「児童状況報告票（様式3）」を用いた学校から区役所への定期的な情報提供を行うことになっています。

※こども青少年局が制定した要領の児童虐待防止連絡票の様式番号（53～57ページ参照）と違いますのでご注意ください。

### ウ 民生委員・児童委員、主任児童委員

民生委員・児童委員、主任児童委員は、地域の中で、子どもやその家族の虐待や虐待に至る前の心配な状況を発見する機会があります。地域での生活をとおして、より身近な立場で子どもたちの生活状況を確認します。気になる子どもを発見したときは、その詳細な状況や、具体的な日時を書き留めるなど、情報収集をし、通告受理機関に、相談・通告を行います。

なお、その際に、近隣住民から情報収集を行う場合は、近隣住民の方に情報を漏らすことのないよう依頼するなど、個人情報に配慮した取扱いを行ってください。

## エ 地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場、放課後児童育成事業等

①地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場など保護者と子どもが集まる場では、保護者の子育てに関する相談に応じたり、子育ての大変さに理解を示す声かけなどの支援が、より効果的なものとなります。

保護者と子どもの関わりや、保護者の相談内容等から虐待や虐待のおそれがある心配な状況を見つけた場合は、組織内での情報共有、判断を行い、相談・通告をしてください。

②放課後児童育成事業（放課後キッズクラブ、放課後児童クラブ、特別支援学校はまっ子ふれあいスクール）や放課後等デイサービス等、子どもが長時間過ごす場所は、学校同様、子どもの日常の様子を観察し、身体的な状況や行動面の変化をつかむことができ、子どもの発信するサインを受け止めることができる大切な場となります。

反抗的行動、集団逸脱行動、反社会的行動といった、一見問題行動・非行行動として対応されがちである行動も、背景には家族の問題、養育環境の問題がある事例も多く、「子どもへの虐待」という視点から考えてみる必要があります。また、保護者が育てにくさを感じている場合は、子どもへの虐待が起こることもあるため、注意が必要です。

子どもの言動から虐待、あるいは深刻な虐待に至る前の心配な状況を見つけた時には、組織内での情報共有、判断を行い、相談・通告をしてください。

## オ 警察

警察が通報等で家庭に臨場する場合は、家庭に入って子どもへの虐待を発見することができる重要な機会となります。きょうだい児を含めた子どもの身体的状況の安全を確認するとともに、子どもが保護者に怯えるなど、親子の様子に不自然な様子はないか、室内の状況や、子どもと保護者、家庭内の様子を観察し、情報収集を行います。そして、子どもや家庭への支援を要すると思われる場合は、児童相談所に児童通告を行います。保護者に対し警察から児童相談所に児童通告を行う旨と、児童相談所からの連絡・接触があることを伝えるようにしています。

### 児童虐待事案にかかる神奈川県警察と児童相談所との連携について

児童虐待が多様化、深刻化している現状において児童相談所と警察が緊密に連携を図り、適切な役割分担の下、子どもの安全確認と安全確保を的確に行い、児童虐待の早期発見と被害の拡大防止に努めることが大切です。

そのため、児童虐待に関して児童相談所及び警察は子どもの安全確認又は安全確保のためにそれぞれが必要と判断した情報及び双方が照会を受けた子どもに係る情報を共有しています。

※ 平成29年2月8日「児童虐待事案に係る神奈川県警察と横浜市児童相談所の連携に関する協定」を締結。

**Q** 通告したことで保護者との関係性が壊れるのではないかと心配です。

**A** 通告を受けて区や児童相談所が保護者に対し通告元を伝えることはありませんが、通告の内容が園や学校しか知りえない情報の場合、通告元が保護者に推察されることがあります。日頃から「原因が分からないアザやけがが続くと通告することになっている」と周知するなど、保護者に通告の義務を事前に理解してもらうことが重要です。

## カ 医療機関

医療機関では、診療や健診の場において、子どもへの虐待を発見しやすい立場にあります。虐待を“予防と早期発見が必要な疾病（病的状態）”と捉え、早期発見、発生予防など公衆衛生的な視点から初期対応を行う必要があります。0次予防から1次予防は、妊娠期からの切れ目のない支援による虐待の未然防止の視点から、対象者を早期に支援するために、同意を得て区こども家庭支援課に情報提供する「**要養育支援者情報提供書**」（58ページ参照）を活用するなどして、早期に特定妊婦の支援や不適切な養育状況の改善につなげます。

同意が取れない場合でも、「特定妊婦・要支援児童の情報提供」が可能です。その場合は、診療情報提供料の請求はできません。

児童虐待の早期発見・支援の2次予防以降は、虐待の重症度を見極め、通告機関への通告や、より専門的な対応が求められる場合は「院内虐待対応組織（CPT）」を設置する中核病院等への転院などの連携が不可欠です。虐待の鑑別や通告に関する留意点については、「子ども虐待対応・医学診断ガイド」を参考にしてください。

	内容	中心となる関連科
0次予防	特定妊婦に対する早期支援	産婦人科、小児科、精神科
1次予防	周産期からの要支援家庭・リスク要因の多い要支援児童などへの早期支援	小児科、産婦人科、精神科
2次予防	児童虐待化した事例の早期発見・支援	小児科、救急科、歯科、関連各科（特に外科系）
3次予防	被害児の身体的・精神的治療 加害親の精神的治療・司法対応	児童精神科、精神科、小児科
4次予防	子どもの死亡事例検討と、それに基づく予防施策の構築	法医学、小児科、救急科、関連各科

（参考：医療機関ならびに行政機関のための病院内子ども虐待対応組織（CPT）構築・機能評価・連携ガイド）

通告は告発ではなく、状況を確認し、援助を開始するための「診療行為」です。「おかしい」と思った時点で通告してもかまいません。「虐待かどうか」の判断は、通告受理機関（区こども家庭支援課か児童相談所）の役割です。発見した医療機関は、子どもの安全確保の観点から、帰宅させられないと判断した場合は入院の対応を、帰宅させる場合は次回の診療予約を必ず行うなどの判断を行います。

横浜市では、看護師と医師が協働して子ども虐待の可能性の評価と初期対応を行うことを目指して「**子どもの外傷患者初期対応アセスメントシート**」（60～66ページ参照）を作成しています。交通事故など受傷機転が明らかな事故を除き、外傷（特に家庭内での受傷）を主訴に受診した全ての子どもに活用してください。

## 要養育支援者情報提供書の活用（診療情報提供料）とは

妊娠・出産・育児期において、養育支援を特に必要とする家庭を早期に把握し速やかに支援を開始するため、医療機関から区福祉保健センターに「要養育支援者情報提供書」の送付をお願いします。「要養育支援者情報提供書」は本人の同意を得て診療情報提供料（250点）を算定できます。

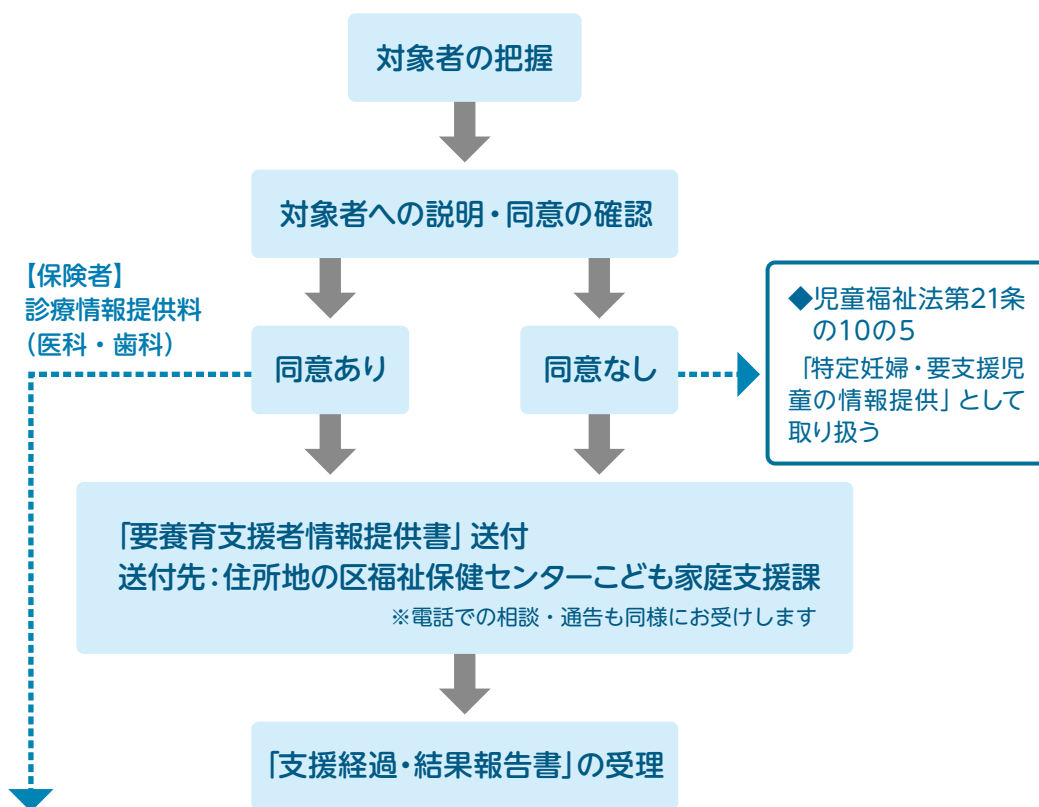
### （1）情報提供対象者（横浜市内に在住の方で以下の条件に該当する方）

- ①妊娠中の方
- ②18歳未満の子ども及びその養育者の中から、医師が情報提供が必要と判断した者

### （2）対象医療機関

支援が必要な妊産婦や子どもとその養育者を把握しやすい産科、新生児科、小児科、精神科、歯科等をはじめとする病院、診療所

### （3）医療機関の流れ



- (1) 保険医療機関は、保護者の同意を得て福祉保健センターに「要養育支援者情報提供書」（様式1）を送付した場合は、診療報酬点数表（医科・歯科）に基づき診療情報提供料（B009 250点）を患者一人につき月1回に限り算定することができる。
- (2) 患者が入院している場合は、退院の日から2週間以内、及び診察日から2週間以内に診療情報を行ったときのみ算定することができる（平成22年4月改正）。
- (3) 次の場合は、診療情報提供料を算定することができない
  - 市町村が開設主体である医療機関が当該市町村に対して行う場合。
  - 児童虐待防止法第6条に基づき、通告した場合。

#### 【参考】

「診療報酬の算定方法の制定に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日保医発0304第1号厚生労働省保健局医療課長・歯科医療管理官通知）より

## キ 歯科医療機関（執筆担当：横浜市歯科医師会）

### ○児童虐待防止における歯科医師の役割

歯科医師の仕事は診療をとおして、子どもたちに接する機会が大変多い職業です。その日々の診療の中で、清掃が十分にされておらず、重症化させてしまったむし歯をたくさんもち、虐待が疑われるような子どもを診る機会も少なくありません。しかし、児童相談所等に通告・相談するというところまではなかなかたどり着けないのが実情です。

不審な口腔内の状態や親子の様子から虐待のシグナルを知る機会が多い歯科医師に対し、子ども虐待防止に対する取り組みへの期待がますます高まっています。

#### コラム

#### 「虐待かな？」と思っても…

- **【事例】** 口腔内に多数のう蝕（むし歯）のある児童が来院。
  - **歯科医師** ここまで放っておいたのはなぜですか？
  - **母 親** 以前通っていた歯科医院でむし歯進行止めの薬（フッ化ジアンミン銀）を塗ってもらいこれだと言われてきました。
  - **歯科医師** 噛み合わせも良くないので通っていただいて治しましょう。
  - **母 親** 分かりました。
- 母親が言うには「前の歯科医師はこれから永久歯が生えてくるので、子どものうちは痛い思いはしなくても良いのでは？」ということでした。
- この場合は親子関係や服装など特に疑うところもなく、完治するまで通院されたためリコールで様子を見ることになりました。
- このようなケースもあるので、必ず「多数歯う蝕」＝「虐待」となるとは言えません。
- 大事なことはよく話を聞くことです。虐待をしている者には、必ずどこか「おかしい」と術者が感じる場所があります。



### ○歯科的所見から見る虐待

右側の画像では、左上の前歯の歯冠が半分折れています。このような子どもが来院された場合どう対処するでしょうか。自分で転倒し歯を折ってしまったのかもしれないし、遊んでいてボールがぶつかって折れたのかもしれない。



歯冠が破折している

このようなケースは問診が非常に大切となります。なぜこうなったか、つじつまが合わない説明や、子どもと保護者の関係の違和感、子どもの服装の違和感、何度治療をしても折れて来院を繰り返すなどの状況を総合的に診て判断する必要があります。

上記の状態を踏まえ、67ページの「歯科所見アセスメントシート」に該当する場合は、虐待を疑わなくても記載しておくことが重要です。また、当該部位のレントゲン写真や画像、図等の記録も残しておくが良いです。

### ○記載の要点

- ① 外傷部位
- ② 外傷の種類
- ③ 外傷の原因（事故か虐待か）
- ④ 外傷が発生した時間
- ⑤ 外傷の加害者

○「これ虐待かな?」と思ったら一人で考えずまず連絡を!

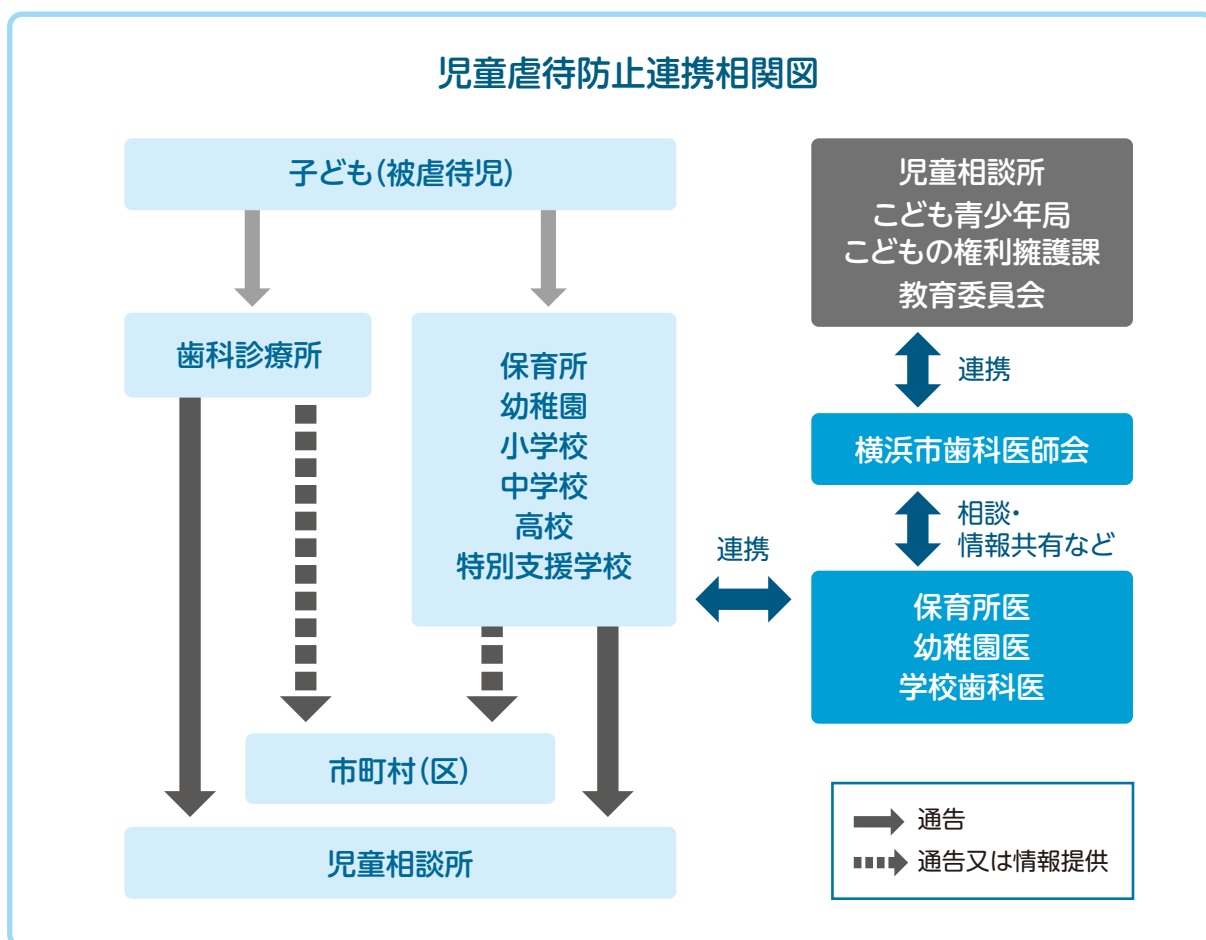
虐待のおそれや、区役所の支援が必要な「気になるお子さんや家庭」と判断した場合は、「こども家庭支援課こどもの権利擁護担当」に、子どもの安全が守られない虐待(疑いを含む)の可能性のある場合は「児童相談所」に連絡します。

虐待の疑いがあるが「通告」までは抵抗があるといった場合、子ども虐待を見つけた際に一番気をつけなければならないのが「一人でかかえない」ことです。

歯科医療の専門家集団である横浜市歯科医師会は、行政と連携してこの問題について取り組んでいます。

歯科所見に関するご相談や、「歯科所見アセスメントシート」(67ページ)の活用については横浜市歯科医師会にご連絡ください。

※情報の秘匿は厳守します。



<b>横浜市歯科医師会</b>	<p>T E L : 045-681-1553</p> <p>Eメール : yokohama@yda-yokoshi.or.jp</p>
-----------------	--

【参考文献】「児童虐待対応マニュアル 歯科医師の役割」 長崎県歯科医師会

【写真提供】 神奈川歯科大学大学院歯学研究科 木本 茂成 教授  
 神奈川歯科大学大学院歯学研究科 山田 良広 教授

### 3 虐待相談・通告後の調査・支援方針の決定

子ども虐待の対応においては、子どもの安全を最優先に考えます。相談・通告を受けた区こども家庭支援課又は児童相談所は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、保育所、幼稚園や児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童の目視による安全確認と初期調査を行います。

#### (1) 区こども家庭支援課・児童相談所の初期調査（庁内情報収集）

区こども家庭支援課又は児童相談所が児童虐待通告（通告者が「相談」としている場合でも、通告受理機関である区こども家庭支援課又は児童相談所が通告と判断すれば、通告対応をします）を受けたときは、まず、児童相談所は区こども家庭支援課へ情報照会を行い、区こども家庭支援課は様々な職種（保健師・社会福祉職・事務職等）や区役所内の他課（生活支援課や高齢・障害支援課、戸籍課等）と連携を取りながら情報を集約します。

#### (2) 区こども家庭支援課・児童相談所から関係機関に対する調査

##### ① 子どもの安全確認

庁内での調査と同時に、区こども家庭支援課又は児童相談所は、地域の関係機関（保育所、幼稚園、学校、民生委員・児童委員など）や地域の情報を調べ、48時間以内の目視による安全確認を目指し対応します。場合により、区こども家庭支援課と児童相談所双方の協力や、警察、医療機関等と連携して対応します。

##### ② 関係機関の持っている情報の収集

区こども家庭支援課又は児童相談所は、子どもの実情を把握するために、子どもとその家族について、関係機関に当該世帯の個人情報の提供を求めることがあります。

#### ア 情報提供を求める側の根拠

- 市町村は児童福祉法第10条、児童相談所は第11条に基づき、児童及び妊産婦の福祉に関し必要な実情の把握に努めるために、関係機関に情報収集する権利があります。

#### イ 関係機関が区こども家庭支援課又は児童相談所へ情報提供できる根拠

- 児童虐待防止法第5条第2項＝児童虐待の防止等に関する国及び地方公共団体の施策に協力する努力義務。
- 児童虐待防止法第13条の4＝地方公共団体の機関に加え、病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関する機関や児童の医療、福祉又は教育に関連する勤務に従事する者も、児童相談所や区こども家庭支援課から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、これを提供することができる。
- 個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）上、本人の同意を得ない限り、①あらかじめ特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならず、②第三者に個人データを提供してはならないこととされています。しかし、「法令に基づく場合」は、これらの規定は適用されないこととされており、児童虐待防止法第13条の4に基づき資料又は情報を提供する場合は、「法令に基づく場合」に該当するため、個人情報保護法に違反することになりません。（個人情報保護法第18条第3項第1号、第27条第1項第1号）



区こども家庭支援課又は児童相談所から、子ども虐待の防止等に関する業務の遂行のために情報提供を求められた場合は、提供する情報の範囲を所属内で検討し、必要な範囲で提供することができます。

ただし、当該資料や情報を提供することが、その子どもや保護者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合はこの限りではありません。(特に配偶者からの暴力(いわゆるDV)等の被害者に関する情報提供には注意が必要です。)

区こども家庭支援課又は児童相談所が、何を法的根拠にし、どのような情報提供を求めているのかを確認した上で、情報提供する内容を組織的に判断してください。

### (3) 区こども家庭支援課・児童相談所による子ども・保護者への調査

状況により、区こども家庭支援課又は児童相談所は目視による子どもの安全確認と同時に、子ども自身や保護者に実情を確認し、調査を行います。具体的には、家庭訪問による聞き取りや、区こども家庭支援課や児童相談所への来所を求めて保護者面接を行ったり、関係機関に出向いて子どもや保護者に会うなどの方法で調査を行います。

### (4) 区こども家庭支援課・児童相談所の支援方針の決定

区こども家庭支援課又は児童相談所は、受理会議で、それまでの調査で得られた情報からアセスメントを行い、組織的に虐待の状況を判断し、支援方針を決定します。

#### ◎ 児童虐待の重症度、緊急度が高い場合

児童相談所は、子ども虐待の重症度、安全の確保の緊急性などから、緊急的に子どもの保護が必要と緊急受理会議で判断した場合は、職権による一時保護を実施する場合があります。

また、区こども家庭支援課が調査した結果、子ども虐待の重症度や安全確保の緊急性から一時保護が必要と思われる場合や、より専門的な対応が必要と判断した場合は、こども家庭支援課から児童相談所へ「送致」を行います。

#### ◎ 「要支援児童の情報提供(児童福祉法第21条の10の5)」の場合

区こども家庭支援課が要支援児童の情報提供と判断した場合は、そのまま区こども家庭支援課で支援を開始するか、より専門的な支援に結びつく庁内他課(生活支援課や高齢・障害支援課)や関係機関(児童相談所、青少年相談センター、学校、児童福祉施設等)へ紹介するなどの方針を決定します。

#### ◎ 要保護児童対策地域協議会の対象児童とするかどうかの判断

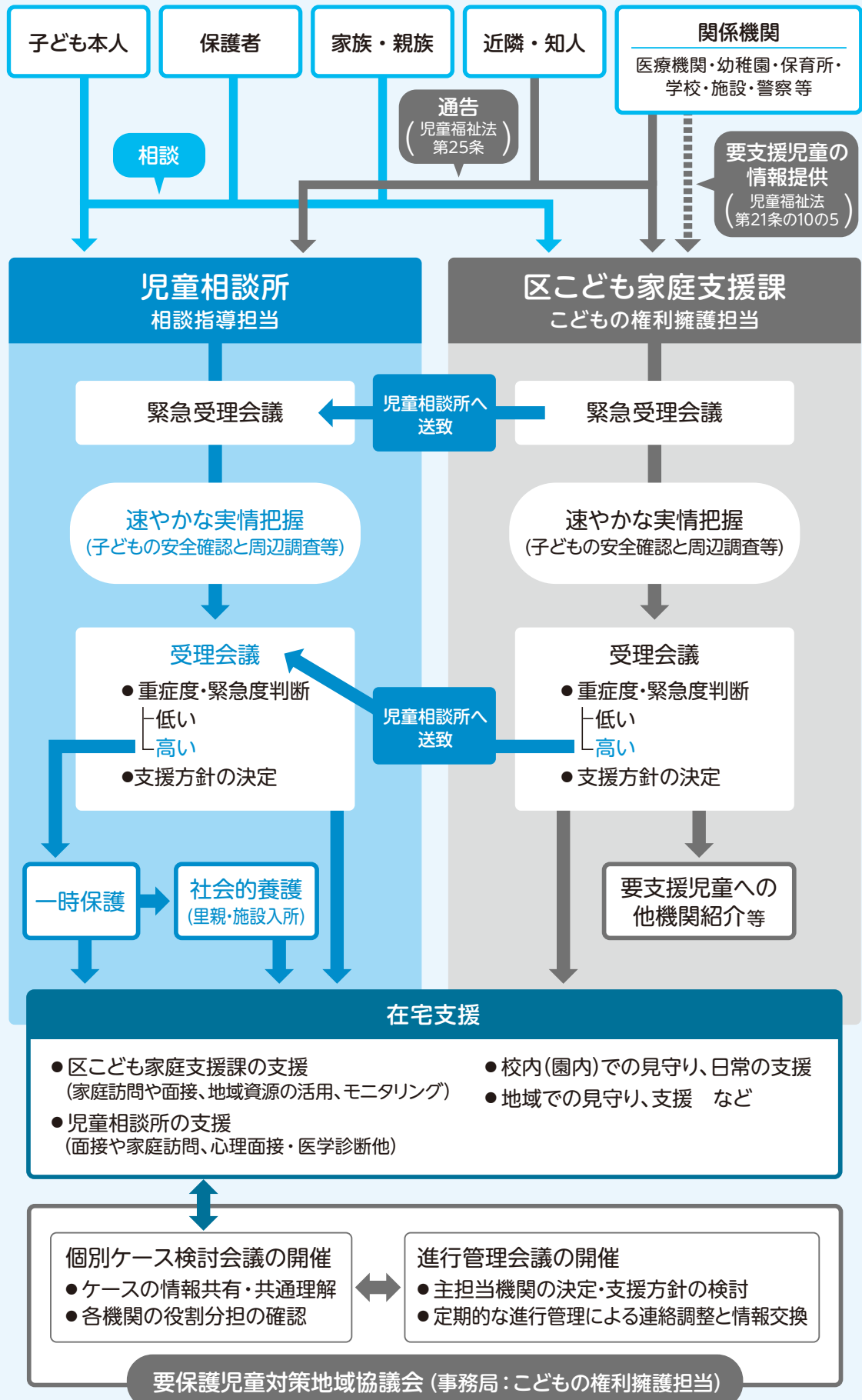
区こども家庭支援課又は児童相談所は、受理会議において、要対協の対象事例として継続的な支援を開始するか、支援機関の紹介や保護者への説諭等といった支援を終了するかどうかを決定します。

### (5) 区こども家庭支援課・児童相談所の継続支援の具体的な支援方針決定

継続的な支援を要すると判断した場合は、地域の関係機関(保育所、幼稚園、学校、民生委員・児童委員など)とのネットワークにより、医療機関等専門機関の紹介、保育所への入所、養育者への支援など、具体的な支援方針を決定し、実施します。更に育児不安や負担感の軽減及び養育者の孤立を防ぐ目的で、産前産後ヘルパー派遣事業等の養育支援事業の導入を検討するほか、地域の子育て支援機関につなげる等の支援を継続的に行っていきます。

区こども家庭支援課では、長期的な支援は、こどもの権利擁護担当職員他、地区担当の保健師や社会福祉職が担い、児童相談所では、相談・通告に対応した相談指導担当から支援係に引き継がれます。

相談・通告受理から調査・援助方針の決定までの流れ





## 1 在宅支援

区こども家庭支援課や児童相談所が支援している子どもの約8割は地域で在宅生活をしています。子どもと保護者が良好な家庭環境の中で安心して生活できるように、区こども家庭支援課や児童相談所、関係機関が連携しながら子どもの安全確認や養育方法、生活改善に関する支援などを行い、地域で子どもの生活を支えます。

### (1) 各支援機関の果たす役割について

子ども虐待が起こる家庭は、保護者の生育歴や、経済や就労状態、夫婦及びパートナーとの関係、医療的課題、子ども側の要因など、様々な問題が複合的に作用しています。そのため、単なる一時的な助言や注意、あるいは経過観察だけでは改善が望みにくく、また、虐待を放置することにより、事態が悪化しやすいため、積極的介入による支援が必要です。また、家族全体の問題として捉え、家族に対するトータルな支援も必要不可欠です。

このような特徴から、気になる子ども（要保護児童）の支援は、一つの機関（人）だけで解決するのは困難です。多機関連携（子どもを守る地域ネットワーク）が可能となる要保護児童対策地域協議会の機能を活用し、それぞれの役割を発揮して子どもの安全・安心を最優先に支援を行います。

#### ア 子どもや保護者及び世帯状況の観察、把握と情報共有について

区こども家庭支援課と児童相談所は、虐待リスクやその要因を把握するため、身近な支援機関に対して世帯状況の把握や変化、子どもの気になる状況について、情報提供を求める場合があります。

要保護児童として、区こども家庭支援課や児童相談所から、子どもや世帯状況の把握、変化について、具体的に観察する内容や期限、どのタイミングで誰に報告するのか等を確認した上で、所属機関の中での方法を検討します。

通常業務の中から、子どもや保護者の気になるサインや情報を把握した場合は、依頼のある・なしにかかわらず、ひとりで抱え込まず、組織内で検討した上で、その都度、区こども家庭支援課や児童相談所へ速やかに情報提供してください。

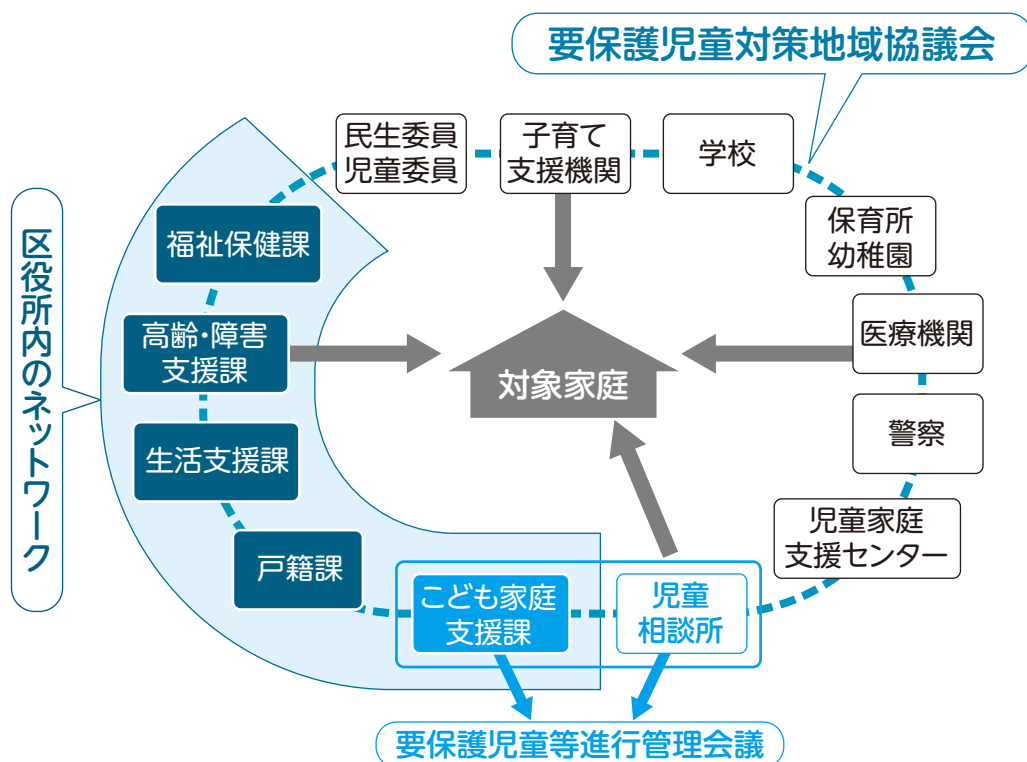
#### 【個別ケース検討会議の参加】

在宅支援は様々な関係機関が連携・協力して支援を行うため、ケースの見立て（アセスメント）を共有し、それぞれの機関の役割、到達目標を支援方針として明確にする必要があります。個別ケース検討会議において、関係機関の担当者が自分のやるべきことをそれぞれ確認した上で、会議の方針を職場に持ち帰って共有し、日ごろから職場内での支援体制を検討しておくことが重要です。（43ページを参照）

## (2) 区こども家庭支援課の役割

区福祉保健センターは、こども家庭支援課、高齢・障害支援課、生活支援課など、様々な制度やサービス利用から早期に虐待を予防する、発見する、又は様々なサービスにつなげて虐待のリスクを軽減することにより、虐待の予防や重篤化防止、再発防止をすることができます。

区こども家庭支援課は「要保護児童対策地域協議会」の事務局としても、区役所内及び関係機関の情報収集の中心的存在となり、対象児世帯の課題やニーズを的確に分析し、必要なサービス・支援につなげるアセスメントを行います。また、区役所内の制度利用に留まらず、関係機関や地域資源の活用のためにも、地域の関係機関（保育所、幼稚園、学校、民生委員・児童委員、各種利用施設等）と連携して、虐待予防と早期発見、重篤化の防止に努めます。



### こども家庭支援課が在宅支援において活用することの多いもの

- ひとり親家庭への支援(児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付、就労・自立支援等)
- 女性福祉相談・DV<sup>\*</sup>相談
- 障害児・者支援関連(各種手帳の取得、各種手当の申請、各種福祉サービスの利用)
- 精神保健相談
- 生活保護・生活支援相談
- 保育所の入所・一時保育利用など
- 横浜型児童家庭支援センター利用
- 横浜子育てサポートシステム

※ドメスティックバイオレンス(配偶者間の暴力)

## 要保護児童等の支援の実際（例）

区における在宅支援の実際として、次のような対応を様々な職種が連携して行っています。

### 事例1 Aさんの場合

妊娠28週の妊婦。パートナーがいるが結婚はできない事情がある。出産病院での妊婦健診の受診が不定期のため、助産師がAさんに話を聞いたところ、パートナーとの連絡が途絶えており受診するお金に困っていることを相談された。産婦人科医が、区役所に経済的な問題や出産費用について相談するようすすめ、「要養育支援者情報提供書」を送付した。

情報提供を受け取った区こども家庭支援課では、地区担当の保健師と社会福祉職がAさんに連絡した。相談に来所したAさんは、妊娠によりアルバイトを辞めてしまったため、貯金を切り崩して生活しており、出産費用や出産後の育児の準備もできていない状況と分かった。妊娠中から出産後にかけて支援が必要な特定妊婦として区の支援を開始した。

#### 区こども家庭支援課の対応

Aさんのニーズに応じて、様々なサービスや地域資源の活用などを紹介して、虐待の発生予防と生活の自立支援を行います。

#### 行政の支援としてできることの例

- 生活の安定のため生活保護の制度を利用できるか、助産制度を利用して、医療機関で安心して出産ができるか検討する。
- 出産準備に向けたアドバイスや、困ったときの相談相手となり、養育環境の確認や出産・育児の準備を進める。
- 区と医療機関が連携し、出産・育児の支援状況を共有して、特定妊婦として支援する。
- ひとり親としての生活基盤を整えるため、経済的自立のための就労相談や、子どもの保育所入所等の手続きの支援を行う。
- 出産後は、保健師や育児支援訪問員などが、子どもの発達状況に応じた育児手技や、予防接種の受け方などを教えることで育児不安やストレスを解消していく。
- 地域の子育て支援拠点などを紹介し、身近な相談者を紹介し、社会的孤立を予防する。

### 事例2 Bさんの場合

小学校4年生のBさんの担任が、近ごろCさんが遅刻したり、忘れ物が多いことに気付き注意深く観察していたところ、給食を勢いよく食べる様子が気になった。Bさんに話を聞いてみると、何でもない話をはぐらかされていた。そんな時、同じクラスの保護者からBさんの弟も、保育所を休みがちな状況であるという情報を得る。担任は、児童専任教諭と校長に相談し、区こども家庭支援課に要支援児童の虐待防止連絡票を送付した。

#### 区こども家庭支援課の対応

Bさんの世帯の情報を確認したところ、母親はうつ病で治療歴があることが分かった。保育所にも連絡を取り、弟の登園状況や休みの理由などを確認し、母親の精神状態が悪化し家事や育児に影響が出ていることが予測された。

#### 行政の支援としてできることの例

- 区の障害者支援者担当と連携し、母親の主治医と情報共有して母親の病状の安定に向けた支援を行う。
- 保育所への送迎や、家事などの負担軽減のために活用できる資源を紹介する。
- 母親への支援や子どもの精神的な安定を図るため、児童家庭支援センターを紹介し、子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）などの利用をすすめる。
- 保育所、学校から子どもの登園状況などを集約し世帯の支援方針を共有するため、要保護児童として要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議を開催。支援の役割分担や、区こども家庭支援課こどもの権利擁護担当の職員を気になる情報の集約先とすることを確認した。

### (3) 児童相談所の役割

児童相談所には、児童福祉司、児童心理司、医師、弁護士、保健師、看護師、保育士、児童指導員といった多くの職種があり、チームを組んで支援を行っています。それぞれの職種が、専門的な視点で子どもや家庭のアセスメント（社会診断、心理診断、医学診断、行動診断）を行います。

#### 【助言指導及び継続指導】

児童相談所による在宅支援は、子どもや保護者との相談関係を軸に行われる継続支援がほとんどです。しかし、子どもや家庭が特に複雑な課題を抱えており、指導が必要と認められるときには児童福祉法に基づいた、児童福祉司指導（行政処分による指導）を行うことがあります。

（具体例）

- 子どもや保護者の児童相談所への通所、子どもの発達・心理検査や親子カウンセリングの実施
- 家庭訪問や電話連絡による子どもや保護者、家庭の状況把握
- 関係機関との連絡調整
- 親権や監護権、無戸籍等の法的整理の調整、支援
- 病状調査、通院同行等の支援
- 養育支援ヘルパーやその他、福祉制度等の調整、支援

子どもと保護者が安全に生活できるように、養育方法、生活改善に関する支援をします。

#### 【一時保護】

一時保護は、児童福祉法第33条に基づく子どもの安全を確保するための行為で、児童相談所長が必要と認めた場合に、子どもを児童相談所付設の一時保護所で保護する、又は乳児院や病院などの施設等に一時保護を委託することができます。

また、一時保護を行う場合は、親権者の同意を得ることが原則となりますが、児童相談所長が子どもの安全を確保するために必要と判断する場合には、親権者の同意を得なくても児童相談所長の権限で一時保護を行うことがあります。

一時保護の目的は、緊急保護、行動観察、短期入所などで、期間は原則2か月を超えてはならないと児童福祉法で定められています。一時保護は、子どもの安全を守るために必要なことですが、子どもが家庭や地域生活から離れることにもなるため、長期化することで子どもの利益を損なう側面があります。このため、一時保護を実施する際には、子どもに対して一時保護について丁寧に説明することが必要です。また、やむを得ず2か月を超えて子どもを一時保護する場合には、その理由を明確にし、速やかに支援方針を決定します。なお、親権者の同意を得ずに一時保護をした場合で、2か月を超える際には、家庭裁判所の承認を得ることが必要となります。

一時保護所での一時保護では、まず、不安を抱えている子どもが安心して過ごせるように働きかけます。一時保護所の生活は、集団生活です。様々な理由で一時保護された子どもたちが、食事や就寝、余暇など、ほとんどの時間を一緒に過ごします。また、一時保護された子どもは、安全を守る観点から、外出の制限があり、通学などをすることができないため、学齢期の子どもに対し、学習指導員が個々の能力に配慮した学習指導を行っています。

このような一時保護所での生活の様子を観察し、面接などをとおして子どもの意向や状態を把握します。同時に、保護者との相談関係を築きながら課題等を整理し、子どもが安全に生活するための支援方針（在宅支援、施設入所、里親委託など）を決定していきます。

また、一時保護に至っても多くの子どもは家庭復帰し、在宅で生活を続けます。一度、地域から離れ、また在宅に戻る場合、今後どのような支援が必要か、個別ケース検討会議を開催して、子ども、保護者の状況を関係機関で共有しながら、継続した支援を行います。

## 2 社会的養護

### (1) 社会的養護とは

社会的養護とは、「保護者のない子どもや、保護者に監護させることが適当でない子どもを公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行う」ことです。社会的養護には、家庭で適切な養育を受けられない子どもを養育するとともに、子どもの心の傷の回復や自立支援、親子関係の再構築支援などの役割があります。

児童相談所が、子どもや家庭の状況から、子どもを家庭で生活させることは「子どもの最善の利益」が守られず、適切でないと判断した場合に、児童福祉法に基づき、子どもを児童福祉施設に入所させる措置、又は里親への委託を行うことができます。

#### ア 児童福祉施設への入所について

児童福祉施設では、保育士や児童指導員などが、生活指導や学習支援等の支援を行います。施設に入所した子どもは、他の入所している子どもたちと集団生活を送り、衣食住をともにします。

児童福祉施設では、安心できる生活環境の中で、子どもたちの抱える課題の支援を行います。日常的な生活をとおして、自己肯定感を育んだり、生活スキルや対人関係などの社会性を身に付けられるよう支援することで、子どもたちの課題を解決していきます。

入所後も保護者との面会や外出、外泊など親子関係を再構築するプログラムを導入していく場合があります。

#### イ 里親への委託について

里親に委託された子どもたちは、里親宅にて家庭生活を送ります。里親が会社に出勤する姿を見る、一緒にスーパーに買い物に行き、食事を作ったり、家族で団らんするなどといった機会があるため、より家庭的な雰囲気の中で生活を送ることができます。里親委託は、子どもが適切な家庭生活を体験することで、特定の大人との関係を築いたり、将来家庭生活を築く上でのモデルを持つことができるといった効果が期待できることから、社会的養護においては里親委託を優先的に検討することとされています。

里親には、①「養育里親」の他に、②虐待により心身ともに影響を受けた子どもなどを養育する「専門里親」、③養子縁組を前提として子どもを養育する「縁組里親」、④両親などが不在となった子どもを親族が養育する「親族里親」の4種類があります。

養育里親も児童福祉施設入所と同様に親子関係の再構築や自立に向けた支援を行います。

### (2) 社会的養護を行う場合

児童福祉施設への入所や里親委託の際には、保護者(親権者)からの同意が必要です。児童相談所が施設入所措置等を行う場合には、保護者(親権者)と十分に相談を行い、施設入所や里親委託の必要性を丁寧に説明した上で、同意を得るようにしています。

それでも、保護者から同意が得られない場合には、「子どもの最善の利益」を優先し、家庭裁判所に審判を申し立てて、家庭裁判所の承認によって、施設への入所措置又は里親委託することがあります。家庭裁判所の承認による入所措置は原則2年間であることから、その間に保護者との話し合い等を継続し、同意が得られるよう働きかけます。

### (3) 子どもにとっての社会的養護の意味とは

子どもにとって、施設や里親宅で生活することは、家族だけではなく、通っていた学校や幼稚園、保育所、友達などからも離れることとなります。学校は施設や里親宅の近くの学校へ転校になり、遊び場、買い物をする場所など、馴染みの場所から離れ、新しい環境で生活することとなります。

入所措置や里親委託となる場合、子どもにとって、環境変化が大きな負担になることを配慮し、子どもに十分な説明をするとともに、まずは新たな生活に慣れるよう支援することが必要です。

また、施設や里親宅で生活する子どもの多くは、それまでの不安定な生活環境の中で、「安定した対人関係を築く」、「生活スキルを身に付ける」、「自分の気持ちを表現する」などといった経験が乏しいことがほとんどです。このため、施設や里親宅での生活の中で、「新しい学校の友達と関係を築けない」、「自分の気持ちをコントロールできずに他の子どもと喧嘩になってしまう」、「身の回りのこと（身支度や片付けなど）ができない」といった課題が顕著になることがあります。施設や里親宅では、安定した生活環境の中で、衣食住をともにするだけではなく、このような子どもの抱える課題の支援をしていきます。

施設や里親宅のある場所は、子どもにとっての生活地域になります。施設や里親宅から学校に通うだけではなく、地域の公園で遊んだり、行事に参加することもあります。地域の中では、施設や里親宅で生活する子どもを気にかけることは大切ですが、決して特別な存在としてではなく、同じ地域で生活する一員として支えることが望まれます。

また、地域で社会的養護を受ける子どもの親やきょうだいをどう支えていくか、そして、時期をみて社会的養護から子どもが家庭復帰できるように親子関係の再統合等の支援を行っていく必要があります。

#### 【家族再統合支援】

家族再統合支援は、一時保護や施設入所等によって離れた子どもと保護者が、親子関係の改善を図るとともに、再び一緒に暮らせることを目指します。児童相談所では、児童福祉司、児童心理司などがチームを組んで、家族再統合のための支援を進めています。

子ども虐待では、子どもだけではなく、保護者も大きな困難を抱えていることがほとんどであるため、一度子どもが家庭から離れ、再び家庭に戻るときは丁寧な準備が欠かせません。児童相談所では、子どもが家庭を離れてからも、保護者と相談しながら抱えている困難や課題について整理するとともに、子どもと保護者も一緒に課題解決の方法を検討していきます。そして、整理した課題や子どもの状況を確認しながら、家族再統合に向けて取り組む目標（以下プログラム）を設定し、子どもや保護者と共有しながら支援を進めていきます。

家族再統合のプログラムは、個々の状況によって、実施期間の長さや課題が異なります。保護者は、養育環境を安定させること（仕事や生計、病気の治療など）や子育ての知識や技術を身に付けたりします。同時に、段階的に面会、親子外出、外泊へと交流を進め、親子関係を築いていきます。

プログラムを経て、課題が整理された後、親子が再び一緒に生活することになりますが、再統合後の生活をスタートするときこそ、十分なサポートが重要です。特に、子どもにとっては、転校や転園があり、友達関係も変化するなど、生活環境が大きく変わることとなります。保護者にとっても、面会や外出をしていたとしても、ある期間離れていた子どもと再び一緒に生活することは、緊張を伴うものです。



子どもが家庭や地域に戻る際には、その地域の学校、保育所、民生委員・児童委員等、関係機関による連携が不可欠です。家庭引取りとなる前から、要保護児童対策地域対策協議会の個別ケース検討会議を開催するなどして、子どもや家庭について十分な情報交換を行い、地域の中での支援体制を整えます。

地域の関係機関は、子どもや保護者の様子、家族が取り組んできた課題、これから予想される課題、安全確認の方法などを共有するとともに、各関係機関の支援の役割なども確認します。また、家庭引取りとなる前に、それぞれの支援者が子どもや保護者と顔合わせをしておくことも有効です。このような準備を経て、実際に家庭引取りとなった後は、関係機関が定期的な情報交換を行いながら、地域で子どもと保護者を支えていきます。

## コラム

## 里親子応援ミーティングとは？

- 平成28年10月から本市では「里親子応援ミーティング」を実施しています。里親子応援ミーティングとは、児童相談所がコーディネーターとなり、里親委託時及び委託後、必要時（進学の際など）に里親子と関係機関のメンバーが一同に会し、関係づくり、養育方針の共有、地域の子育て支援についての情報提供、サポート体制の話し合い等を行う集まりのことです。
- 里親家庭の生活は様々ですが、「途中からの養育」という共通の難しさを抱えており、地域が連携して里親子を支援していく必要があります。例えば、里親委託中に委託児は実名（戸籍名）を名乗り、里親子で姓が違う場合や、里親の姓を“通称名”として名乗って生活をしている場合があります。このことを関係機関（医療機関や学校等）へどう説明するのか、医療機関等での受付で、どの姓で呼んでもらうのか、あるいは、近所の方たちと接する中で、委託児のことについて話したり相談することは守秘義務があるため、気をつけなければなりません。
- 里親は必ず里親研修（施設実習を含む）を受け、養育に関する知識を習得しますが、子育て経験がない方も多く、生活の中でのちょっとしたことでの悩みがあり、周囲のサポートが欠かせません。そのため、里親家庭を支援すべき地域の関係機関と里親子当事者による「里親子応援ミーティング」を実施し、関係機関との連携を図っています。
- 地域の皆様におかれましては、ぜひ里親子が地域で安定した生活を送るために応援をお願いします。



### 3 要保護児童対策地域協議会

#### (1) 子どもを守るネットワークによる支援

##### ア 要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）とは

要保護児童等の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要です。そこで、要保護児童等に関し、関係者間で情報交換と支援の協議を行う機関として「要対協」が児童福祉法第25条の2に位置づけられています。

##### イ 要対協の機能

###### ○要対協参加者の守秘義務（児童福祉法第25条の5）

要対協は、構成機関に対して守秘義務を課すとともに、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対して資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができます。

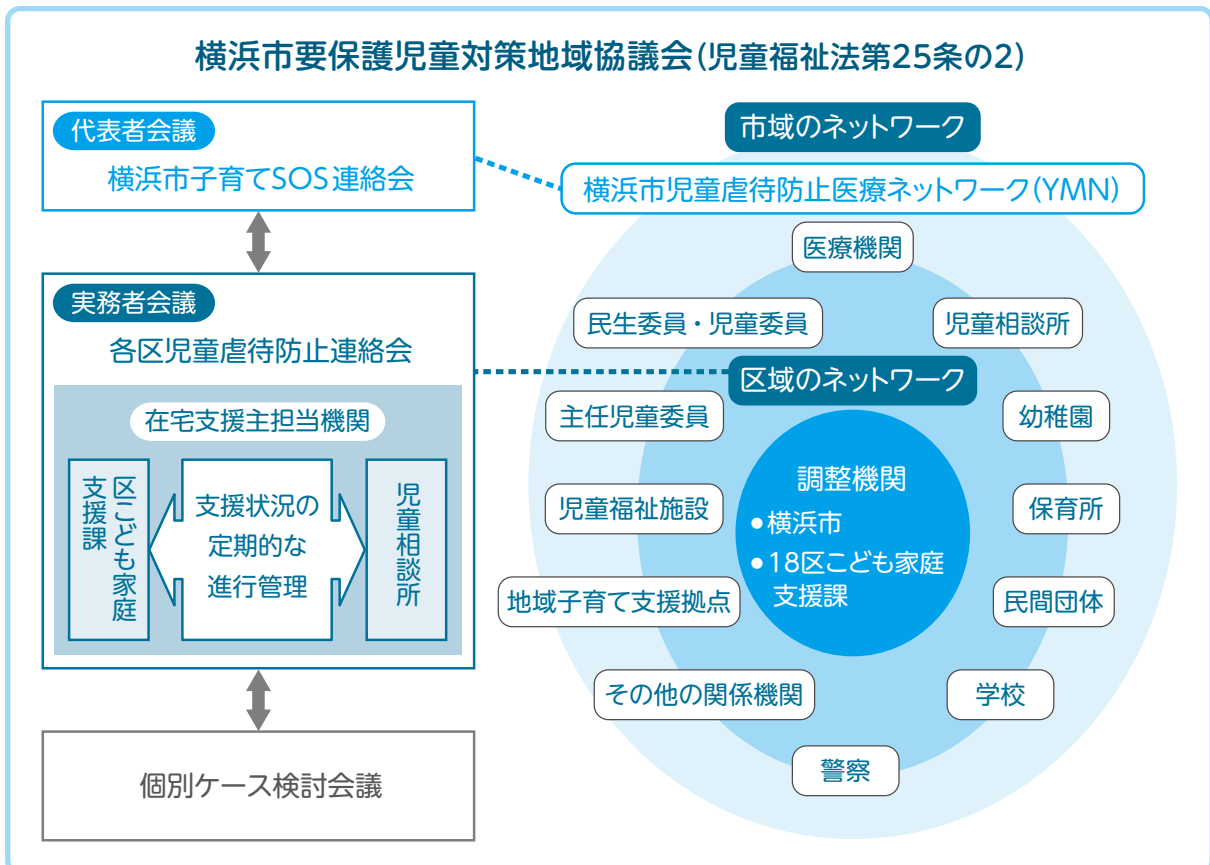
###### ○調整機関の明確化

要対協を構成する機関の中から、要保護児童等に対する支援の実施状況の把握や関係機関等との連絡調整を行う「調整機関」を置くこと、とされており、本市では、代表者会議は「こども青少年局こどもの権利擁護課」、実務者会議は「各区こども家庭支援課」がその役割を担います。

##### ウ 横浜市要保護児童対策地域協議会の構成（三層構造）

###### ○代表者会議（横浜市子育てSOS連絡会）

全市的な児童虐待対策の推進や関連事業の総合調整に関する協議を行っています。



### ○実務者会議（各区の「児童虐待防止連絡会」）

各区において、学校、保育所、幼稚園、民生委員・児童委員、主任児童委員、医療機関、警察等の要保護児童の支援に携わる実務者により構成され、機関相互の円滑な連携のための情報交換や協議を行っています。更に小地域ごとの会議を開催し顔の見える関係づくりを進めています。

### ○個別ケース検討会議

個別ケース検討会議とは、子どもや養育者に直接関わりのある関係者が集まり、具体的な支援策を検討するための会議です。会議は適時開催し、必要な情報を共有して、課題や問題点を抽出し、具体的な支援方法と各関係者の役割分担を決定します。要対協に位置付け、守秘義務の遵守を徹底した上で行います。

## (2) 進行管理

要保護児童対策地域協議会設置・運営指針（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0331第46号平成29年3月31日）に、要対協（代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議）について規定するとともに、要保護児童に関する進行管理台帳の作成と進行管理会議の実施を求められています。

### ア 進行管理とは

「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」では、「子ども虐待への対応は、多数の関係機関が関与し、児童相談所と市町村の間の役割分担が曖昧になるおそれもあるため、市町村内におけるすべての虐待ケースに関して地域対策協議会において絶えず、ケースの主担当機関及び主たる支援機関をフォローし、ケースの進行管理を進めていくことが必要である。」とあります。

横浜市では、要対協の「実務者会議」の席ですべての虐待ケースを協議するには事例数が多いため、区こども家庭支援課と児童相談所との間で3か月に一度「要保護児童等進行管理会議」を行っています。

### イ 主担当機関の役割

主担当機関とは、進行管理台帳に記録されている要保護児童等（子ども虐待（又はそのおそれがある）で在宅支援中の子ども）の支援及び進行管理を行い、各関係機関からの情報を集約する機関です。本市では、区こども家庭支援課、又は児童相談所のどちらかがその役割を担います。

主担当機関は関係機関が行うそれぞれの支援の進捗状況を見定めるため、定期的に子どもや世帯の最新状況を把握する目的で、関係機関に対し情報提供を求めます。様々な機関が持つ情報を総合的に集約し、ケースの状況確認、援助方針の見直し等を行います。

必要に応じて調整を行い、関係機関と支援方針の確認や役割分担を明確にするため、個別ケース検討会議を招集します。

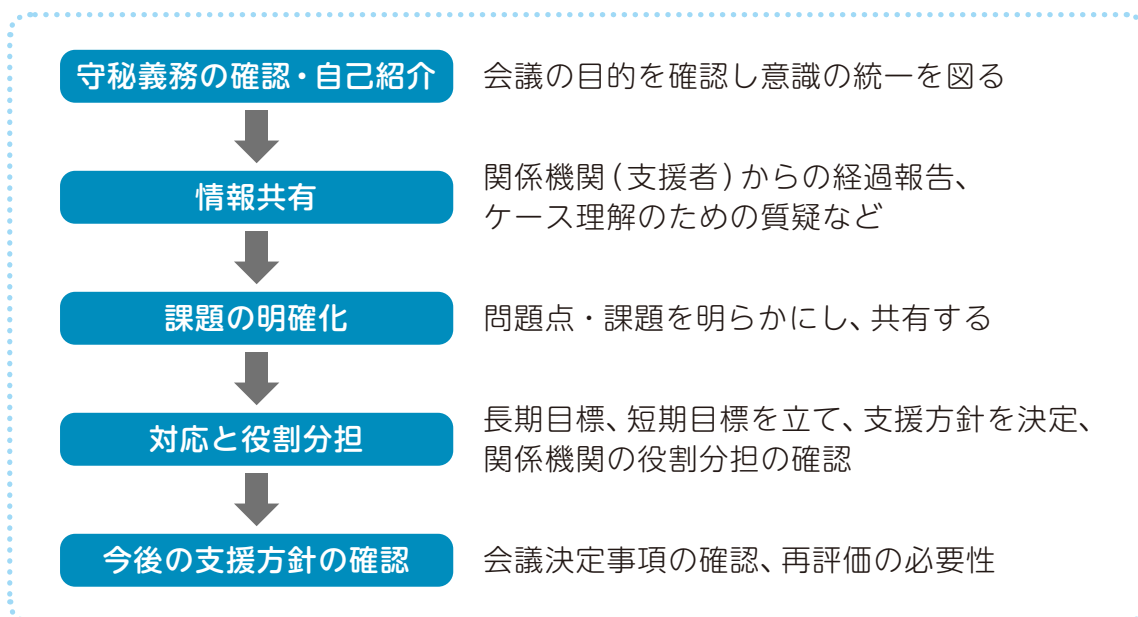
### ウ 関係機関（支援者）の役割

支援の進行管理を担う主担当機関にとって、関係機関（支援者）が把握する多くの情報はとても重要です。関係機関（支援者）が、日常的に、子どもや家族を支援していく中で捉えた情報は、主担当機関に具体的に情報を提供します。

### (3) 個別ケース検討会議

関係機関が持つ情報を持ちより、それぞれの役割分担や支援方針を検討する会議である個別ケース検討会議の流れと、具体例を紹介します。

#### ア 個別ケース検討会議の流れ



#### イ 個別ケース検討会議の開催基準

関係機関（学校、保育所、他課等）からの要請や、区子ども家庭支援課や児童相談所が要保護児童のアセスメントを行う中で必要と判断した場合に開催します。

会議の事務局は、区子ども家庭支援課が担います。

##### 個別ケース検討会議を開催する例

- 学校や児童相談所等、多くの機関が情報共有しながら支援することが望ましい場合
- 一つの機関での対応では、限界がある場合
- 民生委員・児童委員、地域住民を含めて、対応をする必要がある場合
- きょうだいがいて、複数の機関に子どもが在籍している場合
- 子どもに危険が生じ、一時保護することが想定される場合
- 他機関から、会議開催の要請があった場合

## 個別ケース検討会議（要保護児童対策地域協議会）について

### 1 個別ケース検討会議とは

個別ケース検討会議とは児童福祉法に基づく「要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)」の会議の1つです。子どもが家庭で、安全で安心して暮らせるよう、関係者が情報を共有し課題がどこにあるのかを探り、抽出された課題の解決に向けて支援の方針や役割分担を決定し、子どもや家庭を支えていくための会議です。

#### \* 児童福祉法第25条の2

- ②協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦(以下「支援対象児童等」という。)に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

### 2 守秘義務について

個別ケース検討会議において知り得た秘密をみだりに漏らしてはなりません。

#### \* 要保護児童対策地域協議会設置・運営指針(第5章 守秘義務)

- 地域協議会における支援対象児童等に関する情報の共有は、支援対象児童等の適切な保護又は支援を図るためのものであり、地域協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由がなく、地域協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。(児童福祉法第25条の5)
- 守秘義務に反し、秘密を漏らした場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が課せられる。(児童福祉法第61条の3)

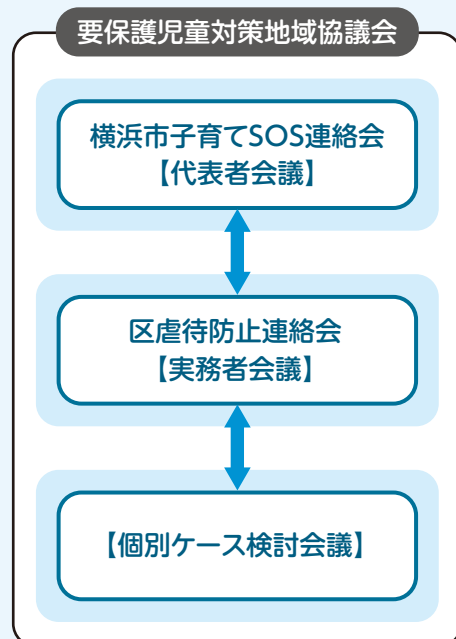
### 3 区虐待防止連絡会との関係

この会議(個別ケース検討会議)の実施結果は、区虐待防止連絡会(実務者会議)へ報告します。

この会議(個別ケース検討会議)だけでは解決できない課題があった場合は、区虐待防止連絡会で協議します。

### 4 事務局

- 区福祉保健センター ○○○○課
- ☎045(○○○)○○○○
- 児童相談所 ○○○○係
- ☎045(○○○)○○○○



個別ケース検討会議(要保護児童対策地域協議会)提出票/会議録

会議実施日時		令和4年5月17日(火) (15時00分~16時30分)			事例提出機関		■区こども家庭支援課		
					会議実施場所		■区役所会議室		
当該児童	氏名	性別	生年月日	年齢	学校・学年	保育所幼稚園等	所属機関	福祉コード	
	横浜 太郎	男	H〇.〇.〇	9	Y小学校3年			〇〇〇	
	横浜 花子	女	R〇.〇.〇	2		G保育園		〇〇〇	
住所		横浜市■区▲町3-1-102							
住居の状況		木造アパートの1階							
家族の状況	続柄	氏名	生年月日	年齢	備考	ジェノグラム 			
	実母	横浜 浜子	S〇.〇.〇	38					
最新相談種別		養護相談・虐待							
最新ランク		C (身体・心理)							
主担当機関		■区こども家庭支援課							
会議提出理由 (検討事項)		母の精神不安定が影響して、登園・登校ができない状況を改善する。養育環境の改善に必要な支援策を検討する。							
ケース概要		<p><b>【経過】</b>                  実父から実母へのDVにより母子世帯となり、現住所地に転入してきた世帯。令和●年▲月より生活保護受給。実母はうつ病や夫からの暴力による心的外傷の影響で精神的な不安定さがあった。前住所地でも近隣から「子どもの締め出し」を通報され児童相談所の関わりを持っていた経過があったため、生活支援課職員に、定期的な連絡や家庭訪問等の際に養育状況や子どもの様子についての確認を依頼してきた。</p> <p>生活支援課職員からネグレクト傾向の情報提供を受けて●年■月にこども家庭支援課が把握した。部屋の掃除が行き届かず食事もきちんと作れていない様子との報告があり、高齢障害支援課の社会福祉職と調整して、自立支援ヘルパーを導入して家事援助を開始した。</p> <p>今回、ヘルパー事業所からヘルパーの活動中に、子どもに対して手をあげる、怒鳴るなどの行為がみられ、実母の精神不安定な様子が影響しているように感じるとの報告を受けた。</p> <p><b>【養育者の状況】</b>                  実母の幼少期に母方祖母からの虐待を受けていたとの訴えがあり、良好な母子関係のモデルを持っていない状況で育児してきた。そのため、前住所地でも近隣から「子どもの締め出し」を通報され児童相談所が支援を開始した経過がある。</p> <p><b>【児童の状況】</b>                  花子：実母の疾病要件で保育所入所中(実母の養育負担の軽減のため申請)。無断での休みや遅刻など、実母の体調により登園できない日がある。衛生面・発達面に課題あり。                  太郎：以前から不登校の傾向があり。実母の調子が悪く朝起きられないと、太郎も学校を休んでしまうため、担任や児童支援専任教諭が迎えに行き、登校支援を行っている。学習面での課題あり。</p> <p><b>【リスク】</b>                  実母の精神的な不安定さから、子どもへの暴言や暴力が発生する。また、実母の病状(朝起きられない等)により、子どもが登園、登校できない。</p> <p><b>【ストレス】</b>                  ヘルパーを受け入れている。生活支援課や高齢障害支援課の担当者との関りがある。</p>							
1. 会議目的の確認		支援機関と、方針を検討したい事項を明らかにして会議を開催します。							
2. 情報共有		参加者全員が、子どもや世帯に基本的な概要を理解できるように支援の経過や、リスク要因を共有します。							
会議出席者		<input checked="" type="checkbox"/> ■区福祉保健センター こども家庭支援課(権利擁護:A支援員、地区担当:B保健師) 生活支援課(C職員) 高齢・障害支援課(D職員) <input checked="" type="checkbox"/> ▲児童相談所 E職員 <input checked="" type="checkbox"/> ヘルパー事業者責任者 <input checked="" type="checkbox"/> Y小学校児童支援専任教諭 <input checked="" type="checkbox"/> G保育園園長							

**各機関の支援状況(情報共有)**

- 保育園園長**  
以前よりも花子の欠席が目立つようになり、登園した時は、おむつがパンパンの状態で入浴もできていない様子が見られシャワーで保清をしている状況。前は実母から挨拶をして、育児の相談をしてきた人だったのに、最近は職員と会話もせず、声掛けしてもそそくさと帰るような状況。花子は言葉が単語を数個言えるだけで発達の遅れが気になる。
- 小学校児童支援専任教諭**  
太郎が登校していない時には、家庭訪問し迎えに行くときと登校して楽しそうに過ごしている。欠席が続いているためやや学習の遅れが気になるので、個別に学習の支援が必要かと考えている。
- ヘルパー事業者責任者より**  
ヘルパーの活動時間(10時)に訪問すると、まだ母子で寝ている状況で活動を断られる日が続いている。活動の目的は、実母が食事作りを行うことを支援するはずが、子どもの食事をヘルパーに作らせようとする。一緒にやるように促すと怒り出してヘルパーに暴言を吐くような状況。

**3. 課題の明確化**  
各機関の持つ情報を共有し課題を明らかにします。

**情報提供(メモ)**

<情報提供メモ欄>各参加者が自ら情報提供を行った内容を記載。各所属機関に戻った後、報告を行ってください。

- 生活支援課担当職員**  
家庭訪問の際、体調が悪く睡眠薬を飲み過ぎて朝起きるのがつらいと言っていた。つい子どもにうるさいと暴言を吐いたり、太郎に花子の面倒を見させたりしているようだった。
- 高齢・障害支援課担当職員**  
実母からの具体的な相談がなかったため通院状況などは把握できていない。薬の調整が必要なのかもしれないので主治医に相談していく必要がある。

<会議結果>

**支援方針**

- 子どもが登園、登校できるように支援していく。**
  - 引き続き、学校・保育園からの声掛け、学校内での子どもへのサポートなどを通じて登校の習慣をつくっていく。必要時、区職員が子どもとの面談を実施する。
- 実母の精神状態の安定を図るため、当面はうつ病の病状の安定を優先した対応とする。**
  - 状況により、母子分離が必要であれば児童相談所の一時保護や、児童家庭支援センターのレスパイトの利用を勧めていく。
  - 実母の家事負担の軽減を検討する。ヘルパー派遣目的や回数等の調整を行うことを実母に提案していく。
- 3ヵ月後に再度会議を開催し、情報共有と支援方針の見直しを行う。**

**4. 今後の支援方針と関係機関の役割分担の確認**

各機関の具体的な支援と役割

関係機関(担当者)	子どもに対する支援	養育者に対する支援	主担当機関
福祉保健センター こども家庭支援課 (A支援員、B保健師) 生活支援課(C職員) 高齢・障害支援課(D職員)	B保健師を中心にA支援員も同行で家庭訪問し、長女の発達確認、実母への育児助言	A支援員、D職員が通院状況の確認と共にヘルパーの利用調整、C職員が主治医への病状調査。 A支援員より実母へ、児童家庭センターのレスパイト利用の調整。	○子ども家庭支援課 A支援員(情報の集約)
児童相談所 E職員	実母からのSOSがあれば子どもの一時保護等の検討		
小学校( )	登校支援、学習や学校生活で子どもへの声掛け・支援。		
保育園( )	登園時に花子の身体的観察、無断欠席時は区に連絡	子育ての相談や声掛けにより、実母の精神的サポート	
ヘルパー事業所( )		家事援助を通じて、養育状況の変化を把握し区へ報告	

**[再評価の必要性](次回会議予定)**

有… \* 令和4年8月23日(火) 午前・(午後) 3時～ (場所: 区役所会議室 )

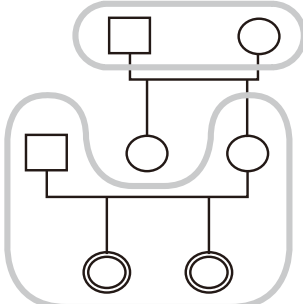
\* いつ頃 (3ヵ月後)

\* どんな時に( )

無

**[備考]**

個別ケース検討会議(要保護児童対策地域協議会)提出票/会議録

会議実施日時		令和4年5月20日(金) (15時00分~16時30分)			事例提出機関		◆児童相談所	
					会議実施場所		●区役所会議室	
当該児童	氏名	性別	生年月日	年齢	学校・学年	保育所幼稚園等	所属機関	福祉コード
	関内 三子	女	H〇.〇.〇	9	P小学校3年			〇〇〇
	関内 四子	女	R〇.〇.〇	7	P小学校1年			〇〇〇
住所		横浜市▲区■町3-1-102						
住居の状況		マンションの2階						
家族の状況	続柄	氏名	生年月日	年齢	備考	ジェノグラム 		
	実父	関内 一男	S〇.〇.〇	36	飲食店勤務			
	実母	関内 二子	S〇.〇.〇	29	主婦			
最新相談種別		養護相談・虐待						
最新ランク		実母・ネグレクト・Cランク						
主担当機関		◆児童相談所						
会議提出理由(検討事項)		一時保護解除後の支援体制の検討						
ケース概要		<p>【経過】 令和3年5月、マンションの隣に住む住人から児童相談所に通告があり把握。2人の小学生が学校に行かず、夜遅くまで騒いでいる。また、近くの店から菓子を万引きしたりする姿をしばしば目撃しているとのこと。 児童相談所ではネグレクトと判断し、子どもの通学する学校に見守り依頼して経過観察としていた。 令和3年8月、夏休み中にスーパーから警察に「子どもだけで長時間来店している。店のお菓子を勝手に食べたりしている」との通報を受け、警察が自宅を訪問したが、両親不在のため児童相談所に身柄付児童通告となり、児童相談所は2人を一時保護した。</p> <p>【養育者の状況・家庭環境】 実母は若くして結婚し、養育知識や経験が不足していた。2人の子どもについても放任状態のことが多く、学校に行っていないことについて、気にとめている様子もなく、子どもたち買い物などをさせていた。 8月の通告時は長期休暇で子どもが自宅にいることをうとうとうしく思い、子どもに留守番させて毎日のようにパチンコをしていたことが判明。自宅もゴミが散乱して不衛生な状況だった。 実父は、飲食店に夜間から明け方まで勤務しており、日中は睡眠をとるため、子どもの世話を拒否、騒ぐと大声で怒鳴ったりするため、子どもと実父の関係は悪い。</p> <p>【保護解除後に想定されるリスク】 特に長期休みには本児らの養育が滞る。本児らの生活リズムが崩れる、家庭内での衛生環境が悪い。</p> <p>【ストレングス】 両親は児童相談所との面談には応じている。家庭引き取りに向けての課題整理や親族、関係機関の支援を受けていく意向がある。</p> <p>【方針】 夏休み終了を目標に、家庭への引き取りについて課題整理を行い在宅での支援方針を検討したところ、親族や関係機関の支援を受けて在宅生活を支援していく方針となった。</p>						
		<p>1. 会議目的の確認 支援機関と、方針を検討したい事項を明らかにして会議を開催します。</p> <p>2. 情報共有 参加者全員が、子どもや世帯に基本的な概要を理解できるよう支援の経過や、リスク要因を共有します。</p>						
会議出席者		<input checked="" type="checkbox"/> ●区福祉保健センター こども家庭支援課(B社会福祉職、C保健師) <input checked="" type="checkbox"/> ◆児童相談所 A職員 <input checked="" type="checkbox"/> 地区民生委員・児童委員 <input checked="" type="checkbox"/> 地区主任児童委員 <input checked="" type="checkbox"/> P小学校児童支援専任教諭						



**各機関の支援状況(情報共有)**

- ◆**児童相談所**  
実母は、一時保護後に子どもだけで留守番させてはいけないという認識を持った。もともと、養育能力は低く、母方祖父母の協力を得て育児をしていたが最近、母方祖父母と実母の関係が悪く支援を受け入れていなかったとのこと。実父も多忙を理由にキーパーソンとならず、今回の保護を受け母方祖父母にも協力してもらうことを了解し、具体的な支援内容を実母と母方祖父母と共に調整している。具体的には、室内の掃除、食事作りなどの家事援助を受ける予定。
- P小学校**  
放課後の過ごし方について、以前から放課後キッズクラブの利用を勧めていたが申請に至っていない。児童相談所に必要性を伝えてもらうよう依頼、学校から具体的な申請について説明をしていきたい。子どもたちは、忘れ物や無断欠席が目立つので、そのつど担任から実母に連絡を取っていたが改善しなかった。第2子は学習の遅れ、落ち着きのなさが気になっているが、様子を見ている状況。  
また、子ども自身は2人とも学校生活になじんでいる。休みがちなのは実母の放任に原因があると思われる。
- 民生委員・児童委員**  
直接その世帯との接点はなかったが、登下校の見守り隊で通学路に立っている所以子どもの顔は見たことがある。近所から夜間に子どもの姿を見かけたという情報が入っていたので心配していた。
- 主任児童委員**  
地域の子育てサロンに、第2子が利用していたことがあるので印象にある。幼稚園や保育園に通っていなかった。その頃から、実母の放任については気になっていた。

**3. 課題の明確化**  
各機関の持つ情報を共有し課題を明らかにします。

**情報提供(メモ)**

<情報提供メモ欄>各参加者が自ら情報提供を行った内容を記載。各所属機関に戻った後、報告を行ってください。

- こども家庭支援課**  
現在は特に関わりを持っていない。第2子の3歳児健診で発達フォローとなっていたが、実母から心配していないと断られ関係は持てなかった。学校等からも相談がなかったため、今回初めてこの世帯の把握となる。

<会議結果>

**支援方針**

- 母方祖父母や近隣の見守り支援体制の中で、一時保護を解除し在宅支援を継続する。**
  - 母方祖父母の支援を受けて養育環境・生活リズムの改善を図る。
  - 実母と母方祖父母の関係維持のため、児童相談所職員が定期的に面談を行う。
  - 主任児童委員が、地域での子育ての相談先となるよう、児童相談所が実母との顔つなぎを行う。
  - 民生委員・児童委員が、近隣からの夜間外出など目撃情報を把握した場合は児童相談所に報告する。
  - 担任より、放課後の支援として放課後キッズクラブの利用を勧める。
- 子どもの登校継続を支援する。**
  - 民生委員・児童委員は子どもの登下校の声掛けで登校支援。また学校担任から欠席時の電話連絡など状況把握し、実母不在等不適切な状況を把握した場合は児童相談所に報告。
- 第2子について、必要時障害児支援につなげられるよう、区と連携。**

**4. 今後の支援方針と関係機関の役割分担の確認**

各機関の具体的な支援と役割

関係機関(担当者)	子どもに対する支援	養育者に対する支援	主担当機関
◆児童相談所 A職員	訪問や来所面談により本児らの家庭での生活の様子を把握する。	実母と母方祖父母との定期的な面談。	◆児童相談所
●区こども家庭支援課		児童相談所と同行訪問し、養育者との関係構築を図る。	
P小学校( )	登校支援、学習や学校生活で子どもへの声掛け・支援。	放課後キッズクラブ利用手続きの説明。正当な理由がない欠席は児童相談所に連絡。	
民生委員・児童委員	通学路での声掛け。近隣情報等の把握時は児童相談所へ報告。	近隣情報を把握した場合は児童相談所に連絡。	
主任児童委員		児童相談所職員から実母の支援者として顔合わせをして関係づくりを行う。	

**【再評価の必要性】(次回会議予定)**

有… \*令和4年6月24日(金) 午前・(午後)4時～ (場所: P小学校 )  
 \*いつ頃 (1か月後)在宅支援の状況把握と、主担当機関の変更の可能性について検討  
 \*どんな時に( )

無

**【備考】**

# 子ども虐待についてのQ&A



**Q1** しつけと虐待は、どこが違うのですか。

**A1** どこまでがしつけで、どこからが虐待になるのを見極めることは大変に難しい面がありますが、基本的には子どもにとって有害な行為であれば、虐待と考えます。保護者がしつけであると主張しても、そのことにより子どもの健やかな成長が阻まれているのであればそれは虐待であり、あくまでも子どもの立場に立って判断することが大切です。

**Q2** 登校時、顔面に大きなアザを作ってきた生徒がいます。生徒本人は、「転んでケガをした」などと説明しましたが、以前にも同じようなことがあり不自然に感じられます。生徒の両親は、しつけに厳しく、生徒は両親を恐れているようです。どのように対応したらよいでしょうか。

**A2** 親から叱られても、「自分が悪いのだから…」とか、「本当のことを話したらもっとひどいことになってしまう…」などと考えて、真実をなかなか話したがらない子がいます。子どもの話をよく聞き、学校が持っている情報を集め、校内で共有をしたうえで組織的判断をして区こども家庭支援課へ連絡します。また、虐待の可能性が高く、実際に大きな怪我をしてきている等の状況であれば、すぐに、児童相談所に連絡してください。児童相談所との協議により、子どもと話しをしていく方法や、親と接触していく方法など、緊急の一時保護の要否も含めて、対応策を検討する必要があります。

**Q3** 民生委員が地域の人から「近所に住む知人の子どものことが心配です」と相談を受けました。児童相談所などに通告した方が良いかとも思うのですが、その家族とあまりに近い関係にあるため、誰が通告したのか分かってしまうのではないかと心配しています。また、当人たちに内緒で通告することに躊躇しています。

**A3** 虐待通告を受けた区こども家庭支援課や児童相談所は、通告した方を特定させるものを漏らしてはならないと、児童虐待防止法で決められており、常に、そのことを最大限に配慮しながら対応しています。民生委員として、地域の人に直接区こども家庭支援課や児童相談所へ通告するよう勧めただくか、心配な様子があれば民生委員から区こども家庭支援課へ連絡してください。また、内密に通告することについて気おくれされる方がいらっしゃいますが、苦しんでいるのは虐待を受けている子どもだけではなく、保護者自身も悩み苦しんでいることも多く、通告はその問題解決の糸口となります。匿名でも構いませんので、気になる子どもに気付かれた場合は、躊躇なさらずに通告してください。

**Q4** 女子生徒が親から性的虐待を受けたと養護教諭に打ち明けました。しかし生徒は「絶対に誰にも言わないでほしい」といっています。どうしたらよいでしょうか。

**A4** 性的虐待は子どもの心身の発達や成長に深刻な影響を与える重度の虐待です。子どもは、信頼する大人に対しては打ち明けられても、それ以上、“誰にも言わないでほしい”と訴える例は少なくありません。相談を受けた大人が、子どもとの関係を大切にすあまり、身動きが取れない心境となってしまうことがあります。決して一人で抱えずに児童相談所等の専門機関に通告してください。性的虐待への対応は、早急、かつ慎重に進めていく必要があります。本市の児童相談所では、性的虐待を受けた子どもの精神的な傷つきを最小限にとどめる為の、面接技法を導入するなど、様々な配慮を行いながら、対応しています。

**Q5** 風邪で受診した2か月の乳児の顔にアザがあることに気が付きました。椅子から落ちたのか、きょうだいが叩いたのかもしれませんが、保護者は見ていなかったのだから分らないと言っています。病院としてはどうすればよいでしょうか。

**A5** 生後2か月の乳児が、自分から動いたために顔面を受傷することは考えにくい状況です。まずは、本児の全身を直接目視した診察が必要です。受傷理由が明らかである場合を除き、過去の受診歴や待合室での母子の様子に不自然なことはないか等、他の医療スタッフが観察した点も合わせ、診察した医師一人の判断としてではなく、病院内で情報を共有した上で虐待を判断できなくても、養育支援という視点からも区こども家庭支援課へ通告をしてください。

また本児の全身状態で、同時期に複数の受傷がある等、風邪症状以外にもこのまま家に帰すのは心配である場合は、本児の安全を第一に考え入院検査の必要性の提示をするなどし、早急に児童相談所にも御連絡ください。

**Q6** 子どもの欠席状況が気になります。学校で家庭訪問をしていますが、登校状況が改善しません。この家族には、保育所に通っているきょうだいがいて、また、生活保護を受けている世帯のようです。どこに相談したらよいでしょうか。

**A6** まず、欠席の理由について、保護者・子どもに確認をします。学年の違うきょうだい  
が在籍している場合は、きょうだいの様子や発言にも注意が必要です。学校内で情報共有を密にしましょう。

保育所に通っているきょうだいについては、区こども家庭支援課が情報を把握している可能性があり、また、生活保護の情報についても共有が必要なので、区こども家庭支援課に相談し、必要に応じて「個別ケース検討会議」で関係機関の情報の共有と支援方針の決定、役割分担の確認を行います。

また、これまでの経過や直前の様子等から虐待の疑いが大きく、家庭訪問にも応じずに安否の確認が必要な場合は、児童相談所も含めて対応を協議することが必要です。

**Q7** 地域で不安な子どもを把握し、児童相談所に通告を行ったところ、後日、児童相談所の継続的な支援と地域の見守りを行うことになったと連絡がありました。「見守り」とは、具体的に何をすればよいのでしょうか？訪問などした方がよいのでしょうか？

**A7** 「見守り」とひと言にいつてもその内容は事例によって一つひとつ異なります。例えば、居住の実態や世帯構成、生活リズム等については、洗濯をとりこむタイミングや頻度、室内が点灯・消灯する時間帯等で把握されます。

また、散歩や買い物時に子どもを連れているか、一緒の時の様子はどうか等も重要な情報です。

更に、児童相談所の支援・指導以降、泣き声や怒鳴り声の有無や頻度に変化があるか、何時頃に長時間の泣き声や怒鳴り声が聞こえるか等も、他機関による家庭訪問や調査を行うにあたり重要な情報となりますが、こうした内容は、継続支援を行っていても、地域でしか把握できない事例もあります。

こうしたことが「見守り」の例ですが、その内容や頻度、期間については、児童相談所から具体的な依頼を受けて実施することが望めます。それを確認できる良い機会である、個別ケース検討会議や、日々の連携の中で相互に随時具体的に確認していくことが重要です。

# 体罰によらない子育てをを広げましょう!

## 子どもが持っている権利について

大人に対する叩く、殴る、暴言を言う等の行為が人権侵害として許されないのと同様に、子どももまた、尊厳を有する人権の主体であり、叩く等の行為は人権侵害として許されません。

全ての子どもは、健やかに成長・発達し、その自立が図られる権利が保障されることが、平成28年の児童福祉法の改正によって明確化されました。すべての国民は、子どもの最善の利益を考え、年齢や成熟度に応じて子どもの意見が考慮されるように努めることとされています。

1994年に日本も批准した「児童の権利に関する条約」では、あらゆる形態の身体的・精神的な暴力や不当な取扱い等を防ぐための措置を講ずることとされています。子どもへ暴力は子どもの持つ様々な権利を侵害することから、日本でも法律で禁止されています。

## 体罰によらない子育てのポイント

- 1 大切にされていると感じるように  
子どもの気持ちや考えに  
耳を傾けて



- 2 触られたくないものは  
手の届かない場所へ  
叱らないでよい環境を



- 3 気持ちの切替が難しい時は  
場面を移して、  
注意の方向を変えてみる



- 4 「いい子にして」や「ちゃんとして」  
では伝わらない  
肯定文でなにをするかを  
具体的に



- 5 やる気が増すように  
楽しく取り組める工夫を



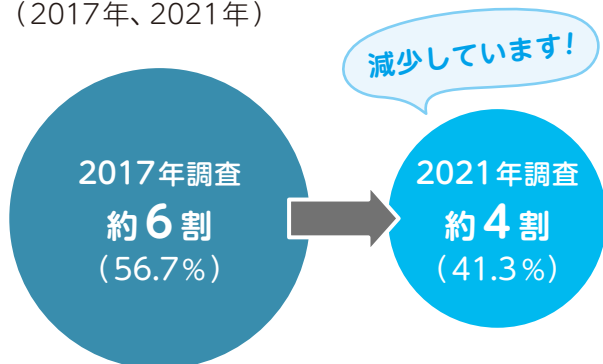
- 6 自己肯定感が育ちます  
できていることを  
具体的にほめましょう



## 体罰のない社会へ～地域みんなで育児を支えましょう～

### しつけのために子どもに体罰をすることを容認する人<sup>\*</sup>の割合はどのくらい？

- ① 国際NGO「セーブ・ザ・チルドレン」  
子どもに対するしつけのための体罰等  
の意識・実態に関する全国調査  
(2017年、2021年)



- ② 横浜市調査  
(令和2年度第3回ヨコハマeアンケート  
「子どもに対するしつけと体罰に関するアンケート」)



※「しつけのために、子どもに体罰をすることに対してどのように考えますか？」の問いに「積極的にすべきである」「必要に応じてすべきである」「ほかに手段がないと思った時のみすべきである(①のみ)」「他に手段がないと思ったとき行うのは致し方ない(②のみ)」と回答した割合

### 体罰を容認していた人が容認しなくなった理由<sup>\*</sup>は何？

虐待など痛ましい  
ニュースを見聞き  
したから  
(52.7%)



体罰等が子どもに  
与える影響を  
知ったから  
(56.1%)



※セーブ・ザ・チルドレン2021年調査「1年前に体罰を容認していたが現在は容認しなくなったという意識の変化があった回答者の理由」で過半数を超えたもの

**体罰の影響や重篤事例の実態を知ることが、  
体罰を容認しなくなるきっかけに  
つながることが期待されます。**

1979年に世界で最初に体罰禁止を法定化し、体罰を容認する人の割合が1割以下となっているスウェーデンでも、長い時間をかけて、社会全体で認識を共有し、体罰によらない子育てを推進していきました。子どもが健やかに成長・発達するためには、体罰等に対する意識を一人ひとりが変えていかなくてはなりません。

同時に、保護者が孤立せず、子どもが育ちやすい社会であるために、体罰等を容認しない機運を醸成するとともに、寛容さを持って子どもの成長に温かいまなざしを向け、社会全体で子育てを行っていく必要があります。子育て家庭を応援しながら、体罰等のない社会を実現していきましょう。

# 体罰等についての Q & A

## Q1 しつけと体罰はどこが違うのですか。

**A1** しつけとは、子どもの人格や才能等を伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにすること等の目的から、子どもをサポートして社会性を育む行為です。子どもにしつけをするときには、子どもの発達しつつある能力に合う方法で行う必要があります。体罰で押さえつけるしつけは、この目的に合うものではなく、許されません。たとえしつけのためだと親が思っても、身体に、何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意図的にもたらす行為（罰）である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当し、法律で禁止されています。

## Q2 なぜ体罰をしてはいけないのでしょうか。

**A2** 子ども達の成長・発達に悪影響を与える可能性があるからです。体罰等が繰り返されると、心身に様々な悪影響が生じる可能性があることが科学的にも明らかになっています。

例えば、親から体罰を受けていた子どもは、全く受けていなかった子どもに比べ、「落ち着いて話を聞けない」、「約束を守れない」、「一つのことに集中できない」、「我慢ができない」、「感情をうまく表せない」、「集団で行動できない」という行動問題のリスクが高まり、また、体罰が頻繁に行われるほど、そのリスクはさらに高まると指摘する調査研究もあります。

## Q3 体罰を行うことも必要ではありませんか。

**A3** 子どもの健やかな成長・発達において、体罰は必要ありません。また、全ての子どもは、健やかに成長・発達することが権利として保障されており、体罰は子どもの権利を侵害します。

「何度言っても言うことを聞かないから」、「自分もそうして育てられた」など、体罰を容認する意見は未だに存在しています。

しかし、体罰によって子どもの行動が変わったとしても、それは、叩かれた恐怖心等によって行動した姿であり、自分で考えて行動した姿ではありません。子どもの成長の助けにならないばかりか、心身の発達等に悪影響を及ぼしてしまう可能性があります。

## Q4 体罰以外にも子どもの心を傷つける行為がありますか。

**A4** 怒鳴りつけたり、子どもの心を傷つける暴言等も、子どもの健やかな成長・発達に悪影響を与える可能性があります。子どもをけなしたり、辱めたり、笑いものにするような言動は、子どもの心を傷つける行為で子どもの権利を侵害します。また、著しく監護を怠ること（ネグレクト）や、子どもの前で配偶者に暴力を振るったり、著しい暴言や著しく拒絶的な対応をすること（心理的虐待）等についても虐待として禁止されています。

参考：「子どもの体やこころを傷つける罰のない社会を目指して」公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン  
「体罰等によらない子育てを広げよう！」厚生労働省



【様式1】(児童相談所あて)

**持参または郵送** ※連絡票を送信するときは、必ず事前に電話連絡してください。

〇年〇月〇日

\_\_\_\_\_ 児童相談所長

(関係機関名)

## 児童虐待防止連絡票

児童福祉法第25条第1項による児童虐待の通告のため、連絡票を送付します。

子ども	フリガナ				男	生年	〇年〇月〇日生	
	氏名				女	月日	( 歳 月 )	
	住所	区						
	電話番号	〔自宅／父携帯／母携帯／その他 ( ) 〕						
	所属	保育園・幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校						
保護者	氏名	父	(〇歳)	母	(〇歳)			
	附帯情報							

保護者への説明  有  無      子ども本人への説明  有  無

※上記の説明が困難な場合においても、通告は可能です。

1【虐待の具体的内容】(いつから、誰によって、どのように、頻度、子どもの状態、現在の様子)

2【家族の状況】

3【現在までの経過と対応】

発信者	所属				電話番号	〇〇〇 - 〇〇〇〇	
	担当者				職種		
	事前連絡	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	職員名			【備考】	
		連絡日時	〇年〇月〇日( ) 時 分				

【様式2】(こども家庭支援課あて)

**持参または郵送** ※連絡票を送信するときは、必ず事前に電話連絡してください。

〇年〇月〇日

\_\_\_\_\_区福祉保健センター長

(関係機関名)

**児童虐待防止連絡票**

下記の理由により、連絡票を送付します。

子ども	フリガナ			男	生年月日	〇年〇月〇日生
	氏名			女	月日	( 歳 月 )
	住所	区				
	電話番号	〔自宅／父携帯／母携帯／その他( )〕				
保護者	所属	保育園・幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校				
	氏名	父 (〇歳)	母 (〇歳)			
連絡意図	<input type="checkbox"/> 児童福祉法第25条第1項による児童虐待の通告 →1、3、4欄必須 <input type="checkbox"/> 児童福祉法第21条の10の5による要支援児童等の情報提供 →2、3、4欄必須					
保護者への説明	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	保護者からの同意		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
子ども本人への説明	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	子ども本人からの同意		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
※上記の同意や説明が困難な場合においても、通告・情報提供は可能です。						
1【虐待の具体的内容】(いつから、誰によって、どのように、頻度、子どもの状態、現在の様子)						
2【要支援児童と思われる子どもの状態像】						
3【家族の状況】						
4【現在までの経過と対応】						

発信者	所属			電話番号	〇〇〇 - 〇〇〇〇
	担当者			職種	
	事前連絡	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	職員名	連絡日時	〇年〇月〇日( ) 時 分
【備考】					



【様式3】児童虐待防止連絡票の返信票(区こども家庭支援課→関係機関)

〇年〇月〇日

様

〇〇区福祉保健センターこども家庭支援課長

支援経過・結果報告書

- 貴機関から〇年〇月〇日にご連絡いただいた、要保護児童・要支援児童等について、現在までに次のとおり支援を行いましたので報告します。
- 区が要保護児童・要支援児童等を把握しましたので、要対協機関の支援依頼として、情報提供します。

子ども	フリガナ		男女	生年月日	〇年〇月〇日生 ( 歳 月 )
	氏名				
	住所	区			
	電話番号	〔自宅／父携帯／母携帯／その他( )〕			
保護者	氏名	父 (〇歳)	母 (〇歳)		
	附帯情報				
区から保護者への説明		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	連携についての保護者からの同意		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
区から子ども本人への説明		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	子ども本人からの同意		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

1 区の支援方針

初期調査を実施しました。

- 要保護児童・要支援児童として進行管理対象としますので、貴機関での支援を依頼します。  
「2」「3」の項目を参照
- 調査の結果、進行管理対象とはせず、対応を終了します。
- 子どもの発達状況、養育状況を確認した結果、支援を終了します。
- 子どもの発育・発達支援のため継続的に支援します。(進行管理対象外)

初期調査継続中

その他 ( )

2 要対協調整機関としての課題の整理と支援方針、ランク判定

調査中 (結果は〇月〇日頃別途連絡予定)

虐待種別:  身体  心理  ネグレクト  性的虐待者:  実父  実母  その他( )

ランク:  A  B  C  D  要支援児童

進行管理台帳登録日: 〇年〇月〇日

3 貴機関への支援依頼内容・連絡事項

A～Dランク(要保護児童)、要支援児童で進行管理対象のため、3か月ごとに状況確認を行います。

4 その他

担当	所属	〇〇区こども家庭支援課 こどもの権利擁護担当	電話番号	〇〇〇 - 〇〇〇〇
	担当者		職種	

## 【様式4】児童虐待防止連絡票の返信票(区こども家庭支援課→市立学校)

○年○月○日

学校長

○○区福祉保健センターこども家庭支援課長

**支 援 経 過 ・ 結 果 報 告 書**

- 貴校から○年○月○日にご連絡いただいた、要保護児童・要支援児童等について、現在までに次のとおり支援を行いましたので報告します。
- 区が要保護児童・要支援児童等を把握しましたので、要対協機関の支援依頼として、情報提供します。

子 ど も	フリガナ		男 女	生年 月日	○年○月○日生 ( 歳 月 )
	氏 名				
	住 所	区			
	電話番号	〔自宅／父携帯／母携帯／その他( )〕			
保 護 者	氏 名	父 (○歳)	母 (○歳)		
	附帯 情報				
区から保護者への説明		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	連携についての保護者からの同意		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
区から子ども本人への説明		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	区が子ども本人からの同意		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

**1 区の支援方針**

- ・初期調査を実施し、要保護児童・要支援児童として進行管理対象としますので、「2」「3」の項目どおり貴校での支援を依頼します。
- ・この報告書の提出をもって貴校への定期的な情報提供の依頼に替えさせていただきます。

**2 要対協調整機関としての課題の整理と支援方針、ランク判定**

虐待種別：	<input type="checkbox"/> 身体	<input type="checkbox"/> 心理	<input type="checkbox"/> ネグレクト	<input type="checkbox"/> 性的	虐待者：	<input type="checkbox"/> 実父	<input type="checkbox"/> 実母	<input type="checkbox"/> その他( )
ランク：	<input type="checkbox"/> A	<input type="checkbox"/> B	<input type="checkbox"/> C	<input type="checkbox"/> D	<input type="checkbox"/> 要支援児童			
<input type="checkbox"/> A～Dランク(要保護児童) 要支援児童で進行管理対象のため、3か月ごとに支援方針の見直しを行います								

**3 貴校への支援依頼内容・連絡事項**

--

**4 その他**

--

担 当	所 属	○○区こども家庭支援課 こどもの権利擁護担当	電話番号	○○○ - ○○○○
	担当者		職 種	

※この報告書は、「虐待防止連絡票」の受理日から、おおむね1か月以内を目途に作成しています。

【様式5】児童虐待防止連絡票の返信票(児童相談所→市立学校)

年 月 日

学校長

〇〇児童相談所長

**支 援 経 過 ・ 結 果 報 告 書**

- 貴機関から〇年〇月〇日にご連絡いただいた、要保護児童について、現在までに次のとおり支援を行いましたので報告します。
- 児童相談所が要保護児童・要支援児童等を把握しましたので、要対協機関の支援依頼として、情報提供します。

子 ど も	氏 名		男 女	生年 月日	〇年〇月〇日生 ( 歳 )
	附帯 情報	□きょうだい児のため、下記の情報については〇〇〇〇の報告書をご参照ください			

**1 児童相談所の支援方針**

- ・要保護児童として進行管理対象としますので、貴機関での支援を依頼します。「2」「3」の項目をご参照ください。
- ・この報告書の提出をもって貴校への定期的な情報提供の依頼に替えさせていただきます。

**2 課題と支援方針、ランク判定**ランク：  A  B  C  D

--

**3 貴校への支援依頼内容・連絡事項**

定期的に確認を依頼したい情報 (児童状況報告票の記載項目を除く情報)

- 身長、体重 (頻度: )
- 家庭訪問実施日とその状況
- 保護者の学校への関わり

--

**4 その他**

--

- 本児の保護者は、児童相談所が学校と情報共有を行うことは同意していません。
- 本児の保護者は、児童相談所が学校と情報共有を行うことに同意しています。

担 当	所 属	児童相談所	電話番号	〇〇〇 - 〇〇〇〇
	担当者			

## 要養育支援者情報提供書

〇〇区福祉保健センター長  
 (担当課:こども家庭支援課)

年 月 日

医療機関名

住 所

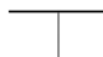
電話番号

医師名

担当者名

担当者連絡先

■ 下記の対象者について、継続支援をお願いします。

傷病名 症状 既往歴 治療状況 等	児	フリガナ		年 月 日生 男・女 第 子	
		(疑いを含む)・なし		予定日: 年 月 日現在妊娠( )週	
	父・母	父 フリガナ	母 フリガナ		
		生年月日 年 月 日( 才)	生年月日 年 月 日( 才)	(疑いを含む)・なし	
住所	電話番号 (自宅・実家・その他)				
退院先の住所	電話番号 (自宅・実家・その他)				
入退院日	入院日: 年 月 日	退院(予定)日: 年 月 日			
出生時の状況	出生場所: 当院・他院( )		家族構成		
	在胎週数:( )週 体重:( )g 身長:( )cm				
	出生時の特記事項: 無・有( )				
	妊娠中の異常の有無: 無・有( )				
妊婦健診の受診有無: 無・有( 回: )		育児への支援者 無・有( )			

■ 情報提供の目的とその理由

裏面の項目をチェックの上、福祉保健センターへの情報提供の要否を判断して頂き、依頼事項等がございましたら下記にご記入ください。

- 家庭訪問を依頼します。  
 福祉・保健サービスの紹介をお願いします。  
 その他

※ 必要によっては追加資料(看護サマリー等)の添付をお願いします

- 本情報提供票を送ることについては、次の方の同意を得ています。(本人・父・母・その他: ) (診療報酬対象)  
 本情報提供票は、同意を得ていませんが、情報提供(児福祉法第21条の10の5)として連絡します。(診療報酬対象外)

【裏面あり】

■ 以下の項目は、情報提供の対象となる目安です。該当するものに☑を入れて下さい。

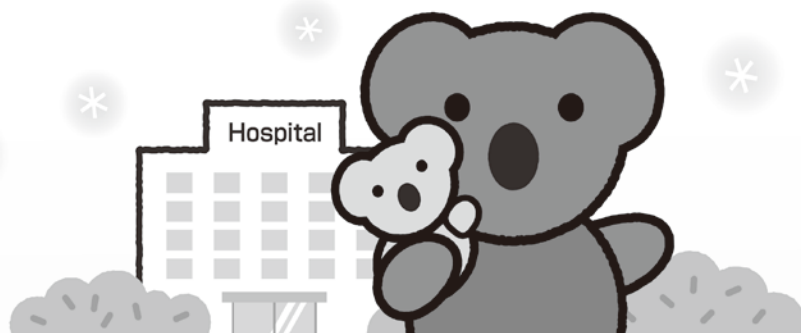
産前・産後の状況	<input type="checkbox"/> 飛び込み出産	自由記載欄
	<input type="checkbox"/> 精神疾患がある(産後うつを含む)、知的障害がある	
	<input type="checkbox"/> 虐待歴・被虐待歴がある	
	<input type="checkbox"/> 飲酒、喫煙の習慣がある	
	<input type="checkbox"/> アルコールまたは薬物依存が現在または過去にある	
	<input type="checkbox"/> 妊娠・中絶を繰り返している	
	<input type="checkbox"/> 予期しない妊娠(産みたくない、産みたいけれど育てる自信がない等)	
	<input type="checkbox"/> 初診健診時期が妊娠中期以降又は、妊娠届が未提出	
	<input type="checkbox"/> 若年(10代)妊娠	
	<input type="checkbox"/> 妊娠・出産・育児に関する経済的不安(夫婦ともに不安定な就労・無職等)	
	<input type="checkbox"/> 夫や祖父母等家族や身近の支援がない	
	<input type="checkbox"/> 多胎	
	<input type="checkbox"/> ひとり親・未婚・連れ子がある再婚	
	<input type="checkbox"/> 産後、出産が原因の身体的不調が続いている、または疾患がある	
	<input type="checkbox"/> 育児放棄の可能性(子どもを抱かない、子どもの世話を拒否するなど)	
	<input type="checkbox"/> 育児知識・育児態度あるいは姿勢に極端な偏りがある	
	<input type="checkbox"/> DVを受けている	
	<input type="checkbox"/> 過去に心中の未遂がある	
	<input type="checkbox"/> 出生後間もない長期入院による子どもとの分離	
	子どもの状況	
<input type="checkbox"/> 先天性疾患		
<input type="checkbox"/> 出生後間もない長期入院による母子分離		
<input type="checkbox"/> 行動障害(注意集中困難、多動、不応、攻撃性、自傷行為等)		
<input type="checkbox"/> 情緒障害(不安、無関心、分離、反抗など)		
<input type="checkbox"/> 保護者が安全確認を怠ったことによる事故(転倒・転落・溺水・熱傷等)		
<input type="checkbox"/> アレルギーや他の皮膚疾患は無いが難治性のおむつかぶれがある場合		
<input type="checkbox"/> 低出生体重児		
<input type="checkbox"/> 発育不良(低体重・低身長)		
<input type="checkbox"/> 運動発達・言語発達・認知発達の遅れ		
<input type="checkbox"/> 必要な健診や、予防接種を受けさせない		
<input type="checkbox"/> 全体的に不衛生である(衣類や身体の保清が保たれていない)		
<input type="checkbox"/> 糖質の過剰摂取や栄養の偏りによると思われる複数のう歯等		

(以下は、区福祉保健センターの使用欄です)

受理日	年 月 日受理	受理者サイン			
担当者	保健師	社会福祉職	その他		
受理会議の実施予定日	年 月 日				
	受理印	処理担当	担当係長	課長	

# 「子どもの外傷患者初期対応アセスメントシート」 活用マニュアル

横浜市要保護児童対策地域協議会の下部組織である、「横浜市児童虐待防止医療ネットワーク(以下「YMN」)」において、子どもの外傷患者を診察する際に、児童虐待の可能性を評価する上で活用できる「子どもの外傷患者初期対応アセスメントシート」を作成しました。問診や診察時の参考資料として、「子ども虐待対応医師のための子どもの虐待対応・医学診断ガイド」の抜粋、子どもの発育不良の評価の参考資料として、「身体発育曲線」を添付しています。このシートの名称につきましては、使用する際に子どもと家族の目に触れる可能性があるため、虐待という表現は用いませんでした。また、シートの項目は、虐待を疑う要素の全ては網羅していませんが、小児を専門としない外科系の診療所や病院の看護師と医師が使用しやすいように、YMNで検討を重ね、実用性と有用性を考慮した最小限の内容にしています。多くの医療機関で使用していただくか、あるいは、このシートを参考にアセスメントツールを作成して運用していただければ幸いです。



平成28年11月発行／令和4年10月更新

## 1. アセスメントシート作成の目的

このアセスメントシートは、**看護師と医師が協働し、児童虐待の可能性の評価と初期対応を行うこと**を目的としています。

外科系の診療所、病院の救急外来や脳外科外来、整形外科外来等に従事する看護師が、問診や診察の場面で児童虐待の要素に気づき、診察医師との協働で初期対応を行っていただくことを目的としています。小児科医や児童虐待対応の経験がある医師が在院しない医療機関でも初期対応を行い、適切な支援につなげるツールとしてご活用ください。また、このシートを活用することで、児童虐待に関する知識や意識の高まりも期待されます。


## 2. 対象

交通外傷など受傷機転が明らかな事故を除き、外傷を主訴に受診したすべての子どもにこのシートを活用します。

## 3. 使用方法

医療機関のシステムに応じて運用方法をご検討ください。以下に一例を示します。

- ① 受付後、交通外傷等の受傷機転が明らかな事故を除き、外傷を主訴に受診したすべての子どもに使用します。
- ② 看護師が問診やトリアージの場面で、2ページの「アセスメントシート」の「1. 種類・部位」、**「2. チェック項目 ①子どもについて ②保護者について」**を記入します。
- ③ 診察した医師が、アセスメントシートの「2. チェック項目 ③けがの部位・種類別」を記入します。診察時に子どもと保護者の様子で気になる所見があれば、「2. チェック項目 ①子どもについて ②保護者について」に追加します。
- ④ 裏面(3ページ)のフローチャートに進みます。チェック項目の数に従い、フローチャートで対応します。
- ⑤ 虐待防止委員会がない場合は、児童相談所や市区町村の児童相談窓口へ通告してください。**相談でも構いません。※このハンドブックでは96ページを参照**

 <b>Point</b>	通告に関して	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童虐待の防止等に関する法律(第5条):医師などへの早期発見の努力義務を規定</li> <li>●児童虐待の防止等に関する法律(第6条):虐待の疑い例であっても通告義務がある</li> </ul>
	守秘義務との関係	個人情報保護に関する法律(第23条第1項第3号):児童の健全育成のために特に必要がある場合であって同意が困難な場合、個人データを第三者に提供可能

参考文献

- 市川光太郎(2008).小児救急医療現場から見た児童虐待の実態と課題.子どもの虹情報研修センター紀要6,1-17.
- 公益社団法人日本小児科学会 こどもの生活環境改善委員会.子ども虐待診療手引き第2版(オンライン).  
<http://www.jpeds.or.jp>.
- 横浜市子ども青少年局こども家庭課(2011).子ども虐待対応医師のための子どもの虐待対応・医学診断ガイド.

横浜市HPからダウンロードできます。 横浜市 児童虐待対策 検索

ID/氏名/生年月日

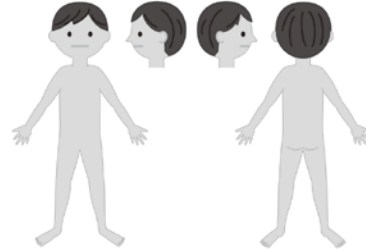
## ■子どもの外傷患者 初期対応アセスメントシート

### 1. 種類・部位

① 種類：○をつける

- a. 頭部・顔面外傷(打撲、傷、あざなど)
- b. 体幹部の外傷(打撲、傷、あざなど)
- c. 四肢外傷(打撲、傷、あざなど)
- d. 熱傷
- e. その他(家庭内の溺水など)

② 部位(新旧含む)：○をつける



### 2. チェック項目 (有、無のどちらかに該当する場合はチェックを入れてください)

#### ① 子どもについて

有 無

- 発育不良(低身長・低体重) .....
- 不潔な皮膚状況、季節外れの服装 .....
- 虫歯が目立つ(見える範囲) .....
- 受診時に新旧混在のけががある、または、けがで複数回受診したことがある .....

#### ② 保護者について

有 無

- 保護者の説明と外傷部位が一致しない .....
- 外傷の程度や治療方法に無関心 .....
- 症状の発現から受診までに時間がかかっている .....
- 子どもと保護者の様子がなんとなく気になる .....

#### ③ けがの部位・種類別

##### a. 頭部・顔面外傷

- 硬膜下血腫  
(交通事故や第三者が目撃した転落以外)
- 眼球損傷、網膜出血
- 頭蓋骨骨折  
(特に縫合線を越えた頭蓋骨骨折)
- 椎骨骨折

##### b. 体幹部の外傷

- 肋骨骨折
- 肛門や性器周辺の外傷

##### c. 四肢の外傷

- 肩甲骨骨折
- 骨幹端骨折、らせん状骨折、鉛管骨折

##### d. 熱傷

- 不自然な熱傷  
(多数の円形、手背部、乳児の口腔内、  
熱源が推定できる、境界明瞭な熱傷痕など)

##### e. その他

- 家庭内の溺水

##### 共通項目(すべての外傷)

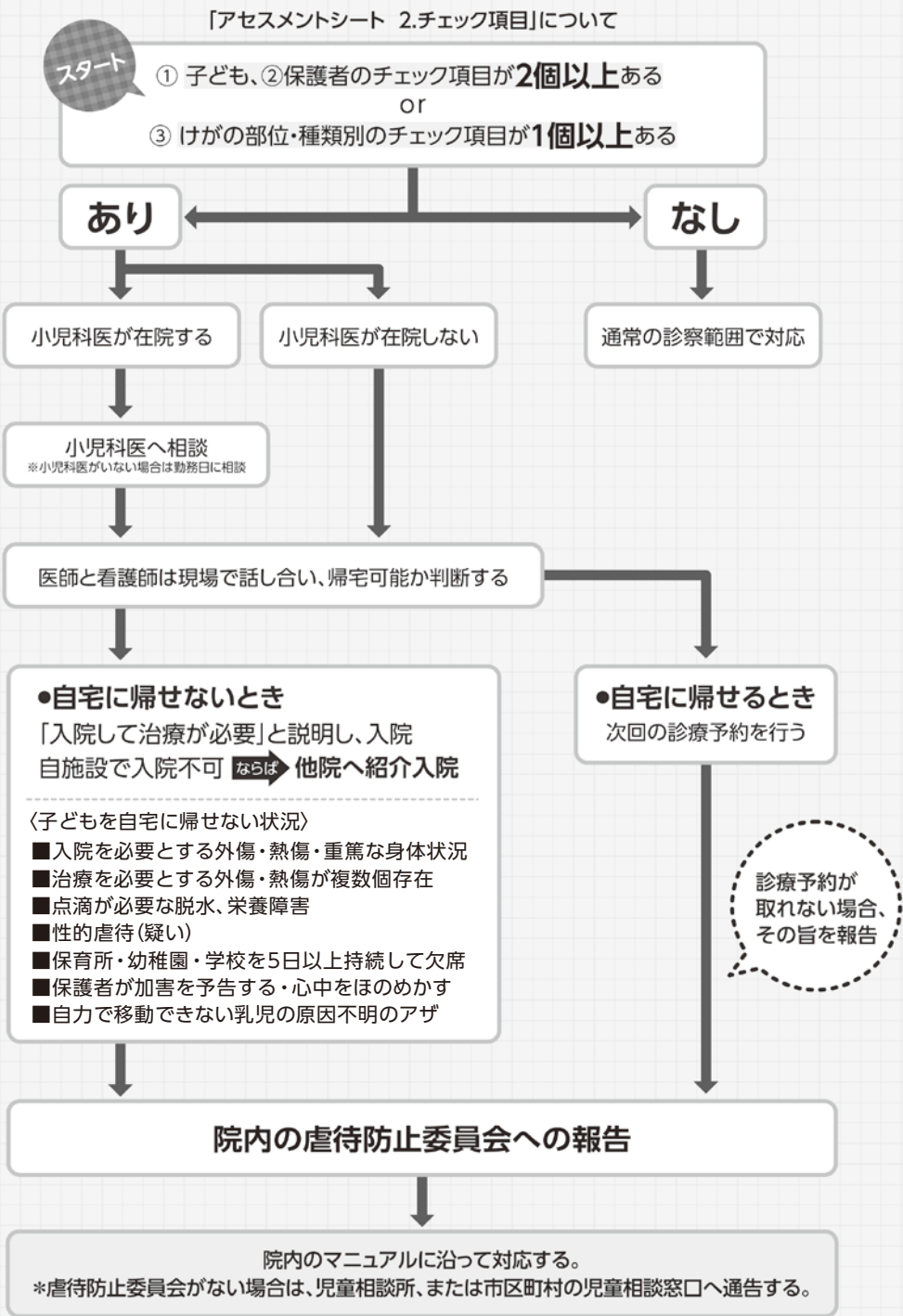
- 新旧混在する複数回骨折
- 2歳未満の骨折
- 新旧混在の外傷痕
- 輪隔がくっきりしている、パターン化している外傷痕

(裏面 フローチャートへ) ➡



## 4. 子どもの外傷初期対応フローチャート

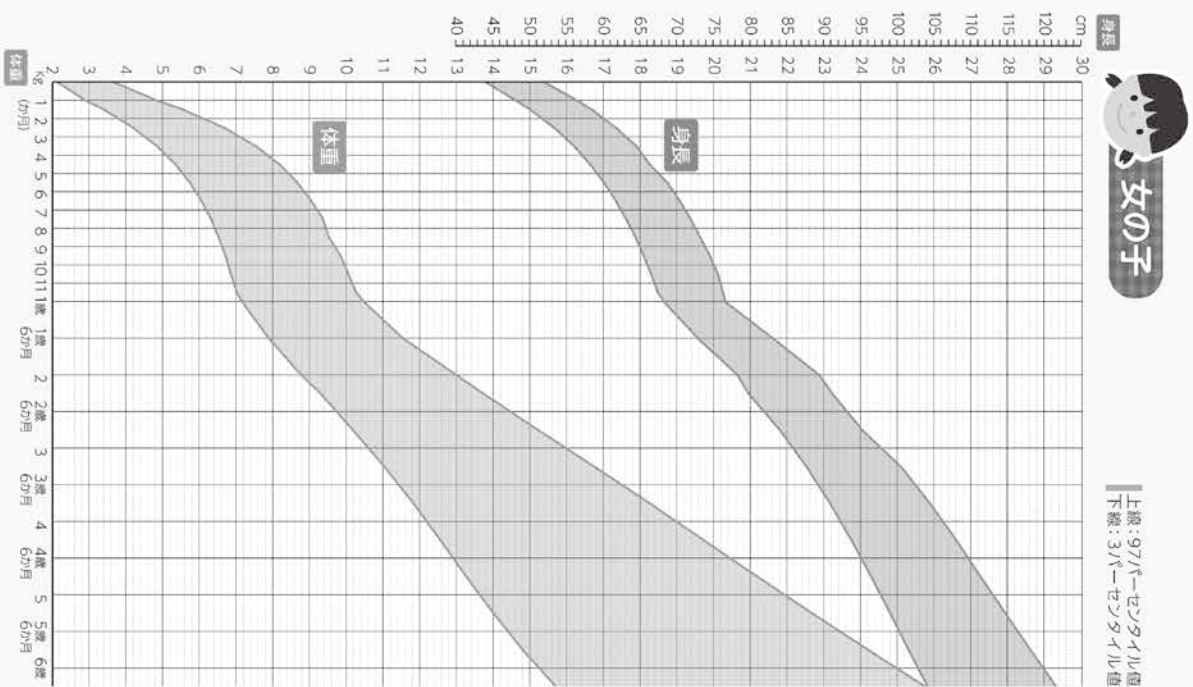
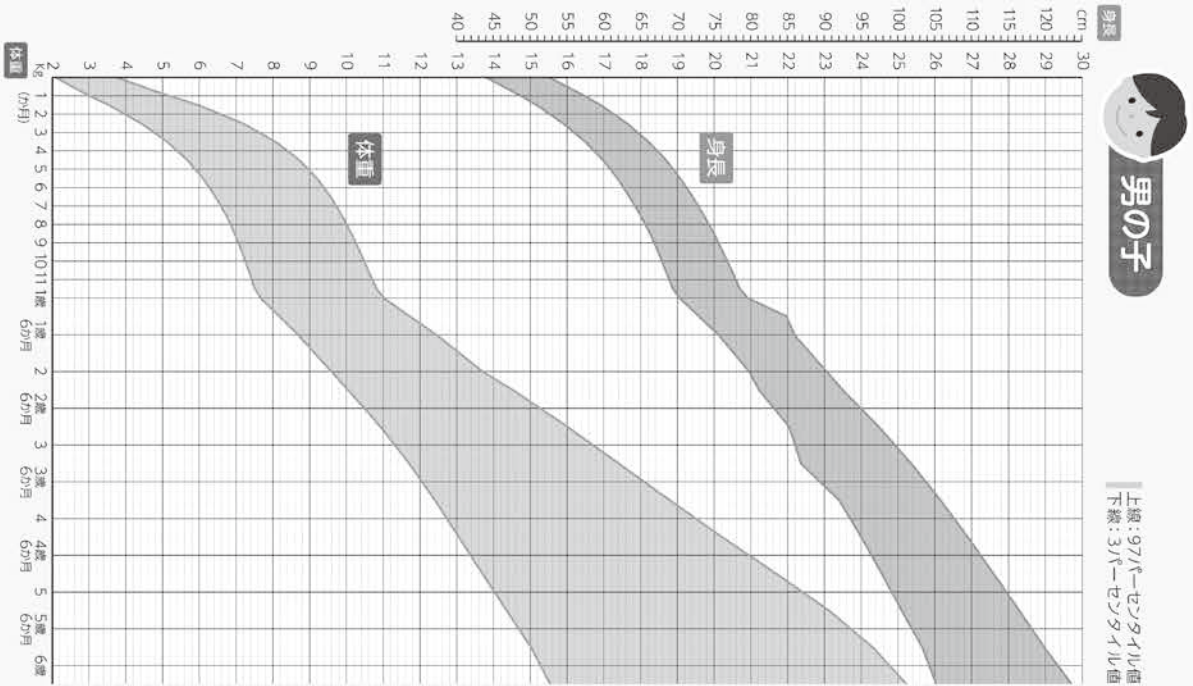
※初期対応とは、**子どもの心身の安全を確保するまでの対応**です。  
**「主訴の身体的問題への対応をする」という態度で一貫して対応**します。



# 乳幼児身体発育曲線



一般調査及び病院調査による体重・身長発育値(平成22年乳幼児身体発育調査)

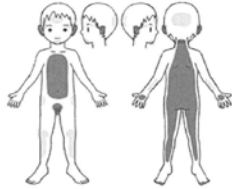


**挫傷** その1 ①部位 ②色調 ③大きさ/数 ④パターン に注意して観察

ガイドP20

① 挫傷の存在部位

- 疑いが低い  
骨突出部・単発
- 疑いが高い  
非骨突出部・多発  
9か月未満児(ハイハイ前)  
単一形態の挫傷の多発  
物体の形を思わせる挫傷



\*幼いきょうだいが多発性挫傷を負わせることは極めて例外的であり、そのような受傷機転が語られた場合、虐待の鑑別が必要

② 挫傷の色調

- \*挫傷の疑いがある場合、継続的に観察する事が重要
- \*挫傷の色調による時間経過の推定は困難である
- \*黄色の挫傷は、受傷後18時間以上経過している
- \*その他の色調(赤・青・紫・黒色調)の挫傷は、受傷後1時間経ていれば、いつでもきたしうる
- \*同一時期に、同一人物の加害による挫傷であっても、同一の色調変化を起こすわけではない。(ただし、同一の治療過程にある可能性が高い)
- \*階段からの転落事故は、複数個所の治療過程の異なる挫傷の受傷機転を説明することにはならない。

③ 大きさ/数  
当然、多発挫傷は虐待を疑う

\*参考  
Bruise Score=(上肢の挫傷の長径の合計cm×2)+(上肢の挫傷の長径の合計cm×3)+(胸部・腹部・背部の挫傷の長径の合計cm×4)+(臀部の挫傷の長径の合計cm×5)+(頭部・頸部の挫傷の長径の合計cm×9)  
虐待群の平均スコア87.6(SD 59.7) vs コントロール群の平均スコア 5.9(SD 9.0)  
Dunstan FD et al. Arch Dis Child 2002;86:330-333

**挫傷** その2

ガイドP21

④パターン痕:何らかのパターンを持つ挫傷。虐待の鑑別が必要。

I. 手による挫傷:最も身近な“道具”で、頻度が高い。

つねり痕:三日月状の一对の挫傷	絞頸:頸部の挫傷と、上眼瞼や顔面の点状出血。時に眼球結膜充血も伴う	指尖痕・手拳痕・握り痕:等間隔の卵型挫傷。指爪により時に皮膚の裂傷が併存する。時に重篤な顔面びまん性挫傷、眼窩貫通外傷を伴う
平手打ち痕:少しぼやけた、指の大きさの直線状の2-3本の縞状痕。指輪痕を認めることもある	S 耳介内出血:肩・頭蓋等を守る為、偶発外傷であることは稀	

II. 道具による挫傷:身近な生活用品が用いられることが多い。

- \*警察等と協力し、家庭内捜索で、成傷器を同定する必要も。
- \*損傷と器具の両方の写真を撮影することが重要

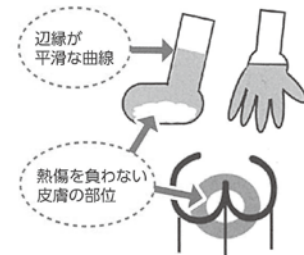
ベルトや革紐:平行面がある。体の輪郭に沿った曲線形成	猿ぐつわ痕:口角部位の擦過傷	辺縁に二重線形成(二重条痕という)
ループコード痕:細い直線状の、片側が開いた楕円状の痕。多発傾向あり	ヘアブラシ痕:等間隔の挫傷・擦過傷	棒きれや杖:はっきりとした部位をまたいで存在する、ぼやけた直線状の痕
緊縛痕:紐・帯による四肢やペニス周囲の円周性の帯状痕。ペニスは毛髪の間も。		

**熱傷** 各論

ガイドP23

■強制浸湯熱傷 (非偶発外傷の中で頻度高)

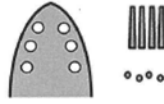
- 熱さによる本能的な子ども達の逃避・回避行動(飛散痕)が熱傷面に見られず、辺縁が平滑な曲線で、熱湯の重症度が一定である事が多い。児が沈められた際に、下肢や腹部が曲げることができた場合、熱傷を負わない皮膚の部位ができる。
- 冷たい浴槽底面に押し付けられていた場合には、その部位は熱傷を免れる。(臀部では“ドーナツ現象”を呈する事も)



■ 固体接触熱傷

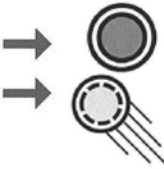
よくある物質としては:アイロン、ヒーターや、ヒーターガード。その他通常熱くない物(熱したフォークやナイフ、熱い車内のシートベルトのバックル等様々な物)が成傷器となることも。

虐待による熱傷の場合、皮膚は物質との、接触を長時間維持され、より深く、重く広範な熱傷を生じる。



■ タバコ熱傷

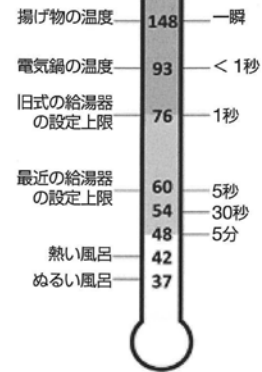
- 虐待による場合、しばしば全層性熱傷のクレーター部位形成を伴う円形の熱傷
- 事故による場合、偏心性の表面熱傷。擦ったようなテイルを伴っている。



■ 口腔内熱傷

乳幼児では通常起こりえない。加熱液体を無理矢理飲まされた可能性を考慮。熱い粥のような粘着性の食品は熱を集め、重度の熱傷となる場合がある。

II度以上の熱傷をきたすまでの時間



骨折

骨スクリーニング

- ※ 2歳以下のすべての虐待が疑われる症例は、全身骨撮影(1歳以下は骨スキャン考慮)
- ※ 2~5歳は身体的虐待が強く疑われる場合、全身骨撮影
- ※ 5歳以上は、臨床所見から外傷が疑われる部位の撮影

ガイドP25

特異性による骨折の分類

i) 特異性:高度

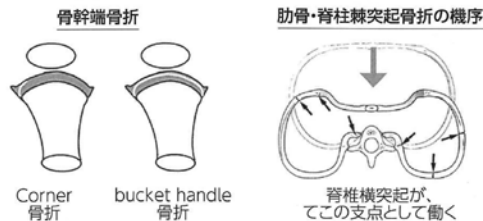
- ・骨幹端骨折 (corner fracture, bucket handle fracture)
- ・肋骨骨折 (特に後部肋骨脊椎接合部骨折・多発骨折)
- ・鎖骨骨折 (遠位 1/3側、近位 1/3側)
- ・棘突起骨折
- ・胸骨骨折
- ・肩甲骨骨折

iii) 特異性:低い(頻度は高い)

- ・骨膜下骨新生
- ・鎖骨骨折 (中部1/3、中部と遠位の接合部)
- ・長幹骨骨幹部骨折 (歩行前児であれば比較的特異性高い)
- ・頭蓋骨線状骨折

ii) 特異性:中等度

- ・複雑骨折 (特に両側)
- ・異なる発生時期の複数骨折
- ・骨端離解 (Salter-Harris I)
- ・脊椎の骨折 and/or 脱臼
- ・指趾の骨折
- ・頭蓋の複合骨折・縫合線を越える骨折・後頭骨骨折



Paul. K. Kleinman著 Diagnostic Imaging Of Child Abuse 2版(1998) Mosby 参照

頭部損傷・腹部損傷・眼損傷

ガイドP26

頭部損傷

ほとんどの幼少児の頭部損傷機序は、軽微の落下・衝撃であると語られる

- \*虐待を窺わせる頭蓋骨骨折(頭蓋骨骨折自体は単純事故でもきたす)
- ◆頭蓋内損傷を伴っている(家庭内の事故では極めてまれ)
- ◆多発骨折・複雑骨折・陥没骨折
- ◆離開骨折(受診時の最大離開部が3.0mm以上)
- ◆成長骨折(離開が進行性)
- ◆一つ以上の骨を跨いだ複数骨折
- ◆頭蓋底、眼窩の骨折(通例、頭頂骨以外の骨折は、一般的でない)

腹部損傷(特徴)

- ◆たいてい、蹴りや、足踏みや、殴打による。
- ◆稀だが、見逃されると致死的になりうる。
- ◆体表外傷所見を認めない場合もあり、診断が遅れやすい。
- ◆実質臓器と同様に、管腔臓器も損傷をきたす。
- ◆原因不明の急性ショック・腹膜炎では鑑別に挙げる。
- ◆遷延する腹痛・嘔吐、尿尿や、大静脈血栓などで発症することも
- ◆乳児の性虐待は直腸穿孔をきたしうる

虐待における眼損傷

\*顔面・頸部に広範な点状出血を伴う結膜下出血は、絞頸を疑う。

網膜出血

- ◆揺さぶりによる硝子体の牽引により生ずるとされる。
- ◆新生児期以外では、虐待の強い証拠となる。
- ◆60-95%の揺さぶられた児に網膜出血を認め、時に片側性である。
- ◆未熟児出生(30%:2-6週で消失する)
- ◆血液疾患で、きたすことがある
- ◆交通外傷による強い衝撃できたすこともありうるが、通例認めない。(約1-3%と報告されている)
- ◆心肺蘇生やてんかん発作で起こすことは極めて稀。
- \*多発性・多層性の網膜出血、網膜分離症の存在を認めた場合、ほぼ間違いなく非偶発外傷による。

# 歯科所見アセスメントシート

## (1) 歯、歯周組織(歯肉など)の外傷(体の外部から受けた傷)

- ① 歯の外傷
  - 歯冠破折
  - 歯根破折
- ② 歯周組織の外傷
  - 歯の動揺(歯が動く状態)
  - 歯の不完全脱臼(歯が完全には抜けていないが、抜けかかっている状態)
  - 歯の陥入(押された衝撃で歯が歯肉の中に入ってしまう状態)
  - 歯の挺出(歯が本来の位置から突出してしまっている状態)
  - 歯の脱落(歯が完全に抜けてしまった状態)
  - 挫傷(歯肉表面は傷がつかないが、深部が傷つくこと)
- ③ 歯槽骨(歯を支えている骨)の外傷
  - 骨折
- ④ 顎関節
  - 不自然な咬合(かみ合わせが本来のものと違う)
  - 脱臼(顎がはずれてしまっている)
  - 骨折

### ポイント



### 歯の外傷の経過

歯の硬組織破折の治療痕、外傷による歯周組織に生じる変化は、数か月から十数年後も持続し、これらの所見から過去に受けた外傷を推定することは困難ではない。

- ステージ1 歯の変色：ピンク色に変色、暗色化、透明感の消失。
- ステージ2 歯髄の退行変性：歯髄腔の消失(神経が入っている空間がなくなってしまう状態)
- ステージ3 歯髄壊死(歯の神経が外傷によって死んでしまっている状態)、歯根破折、骨折に関するレントゲン像や歯髄の生活反応がない。
- ステージ4 歯根の吸収(歯根が外傷によって短くなってしまっている状態)

## (2) う蝕(むし歯)

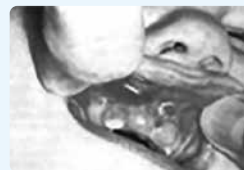
多数歯う蝕をもつ子どもに対しては虐待の可能性を常に考慮し、前述した体表などの所見がないかどうかを併せて精査する必要がある。また、虐待を受けていても歯がきれいな子どももいることにも配慮する。



※むし歯で歯冠が溶けてしまい歯根だけが残っている。

## (3) 口腔粘膜外傷(口の中の傷)

- ① 舌の外傷
  - 裂傷(舌がさけてしまう傷)
  - 挫傷(舌の表面は傷つかずその下の組織が、傷ついてしまう)
  - 腫脹(舌が腫れてしまう)
- ② 頬粘膜(口腔内の頬の内側)の外傷
  - 裂傷
  - 挫傷
  - 腫脹
- ③ 小帯(頬および唇の内側の粘膜と歯ぐきとの間に縦に走る、細いひだのような部分のこと)の外傷
  - 上唇小帯(上唇の裏側から上前歯の歯頸へと伸びる筋のこと)の裂傷



◀ スプーンを無理やり口の中に入れられたことにより上唇小帯が切れてしまった状態。

## (4) 口腔周囲外傷

- ① 口唇部外傷(唇の外傷)
  - 唇部外傷(唇の外傷)
  - さるぐつわ跡(口を縛られた跡)
  - 挫傷
  - 裂傷
  - 腫脹
  - 瘢痕化(跡になって残ってしまう)
- ② 口角部外傷(唇の両脇の部分の外傷)
  - 挫傷
  - 裂傷
  - 瘢痕化

## (5) 顎骨骨折、顎関節脱臼

虐待による骨折で放置された場合、偽関節(口の開閉の際、骨折部の骨がくっつかず異常な動きがみられる状態)が形成される。

- ① 顎骨骨折
  - 上顎骨骨折、下顎骨骨折に伴う顎変位(あごの位置が変わってしまう)、内出血
- ② 顎関節脱臼
  - 右顎間接脱臼
  - 左顎間接脱臼
- ③ 偽関節形成
  - 陳旧性骨折(治癒していない骨折)の場合骨折線をレントゲンで確認

(作成)横浜市歯科医師会

(写真提供) 神奈川歯科大学大学院歯学研究科 木本 茂成教授・神奈川歯科大学大学院歯学研究科 山田 良広教授



## 児童の権利に関する条約(抜粋)

(子どもの権利条約)

※1989年11月20日に国際連合が採択、我が国も批准し、1994年5月22日発効

### 第1条(児童の定義)

この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。

### 第2条(差別の禁止)

- 1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。
- 2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

### 第3条(児童に対する措置の原則)

- 1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
- 2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。
- 3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

### 第4条(締約国の義務)

締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる。締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、自国における利用可能な手段の最大限の範囲内で、また、必要な場合には国際協力の枠内で、これらの措置を講ずる。

### 第5条(父母等の責任、権利及び義務の尊重)

締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

### 第6条(生命に対する固有の権利)

- 1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
- 2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

### 第9条(父母からの分離についての手続き及び児童が父母との接触を維持する権利)

- 1 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。このような決定は、父母が児童を虐待し若しくは放置する場合又は父母が別居しており児童の居住地を決定しなければならない場合のような特定の場合において必要となることがある。
- 2 すべての関係当事者は、1の規定に基づくいかなる手続においても、その手続に参加しかつ自己の意見を述べる機会を有する。
- 3 締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。
- 4 3の分離が、締約国がとった父母の一方若しくは双方又は児童の抑留、拘禁、追放、退去強制、死亡(その者が当該締約国により身体を拘束されている間に何らかの理由により生じた死亡を含む。)等のいずれかの措置に基づく場合には、当該締約国は、要請に応じ、父母、児童又は適当な場合には家族の他の構成員に対し、家族のうち不在となっている者の所在に関する重要な情報を提供する。ただし、その情報の提供が児童の福祉を害する場合は、この限りでない。締約国は、更に、その要請の提出自体が関係者に悪影響を及ぼさないことを確保する。

**第12条 (意見を表明する権利)**

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

**第18条 (児童の養育及び発達についての父母の責任と国の援助)**

- 1 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。
- 2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。
- 3 締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる。

**第19条 (監護を受けている間における虐待からの保護)**

- 1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取(性的虐待を含む。)からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。
- 2 1の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに1に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする。

**第20条 (家庭環境を奪われた児童等に対する保護及び援助)**

- 1 一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。

- 2 締約国は、自国の国内法に従い、1の児童のための代替的な監護を確保する。
- 3 2の監護には、特に、里親委託、イスラム法のファミリー、養子縁組又は必要な場合には児童の監護のための適当な施設への収容を含むことができる。解決策の検討に当たっては、児童の養育において継続性が望ましいこと並びに児童の種族的、宗教的、文化的及び言語的な背景について、十分な考慮を払うものとする。

**第34条 (性的搾取、虐待からの保護)**

- 締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。このため、締約国は、特に、次のことを防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。
- (a) 不法な性的な行為を行うことを児童に対して勧誘し又は強制すること。
  - (b) 売春又は他の不法な性的な業務において児童を搾取的に使用すること。
  - (c) わいせつな演技及び物において児童を搾取的に使用すること。

**第39条 (搾取、虐待、武力紛争等による被害を受けた児童の回復のための措置)**

- 締約国は、あらゆる形態の放置、搾取若しくは虐待、拷問若しくは他のあらゆる形態の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰又は武力紛争による被害者である児童の身体的及び心理的な回復及び社会復帰を促進するためのすべての適当な措置をとる。このような回復及び復帰は、児童の健康、自尊心及び尊厳を育成する環境において行われる。

出典：外務省ホームページ－人権外交－児童の権利条約(児童の権利に関する条約)から引用。なお、日本ユニセフ協会のホームページにも「子どもの権利条約」が掲載されています。

## 児童福祉法(抜粋)

昭和22年12月12日法律第164号

施行日：令和4年4月1日

### (児童の福祉を保障するための原理)

**第一条** 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健全やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

### (児童育成の責任)

**第二条** 全ての国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

### (原理の尊重)

**第三条** 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

#### 第一節 国及び地方公共団体の責務

**第三条の二** 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当ではない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

**第三条の三** 市町村(特別区を含む。以下同じ)は、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、第十条第一項各号に掲げる業務の実施、障害児通所給付費の支給、第二十四条第一項の規定による保育の実施その他この法律に基づく児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行わなければならない。

② 都道府県は、市町村の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、児童が心身ともに健やかに育成される

よう、専門的な知識及び技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務として、第十一条第一項各号に掲げる業務の実施、小児慢性特定疾病医療費の支給、障害児入所給付費の支給、第二十七条第一項第三号の規定による委託又は入所の措置その他この法律に基づく児童の福祉に関する業務を適切に行わなければならない。

③ 国は、市町村及び都道府県の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、児童が適切に養育される体制の確保に関する施策、市町村及び都道府県に対する助言及び情報の提供その他必要な各般の措置を講じなければならない。

#### 第二節 定義

### (児童)

**第四条** この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

一 乳児 満一歳に満たない者

二 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者

三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者

② この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童(発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)第二条第二項に規定する発達障害児を含む。)又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

### (妊産婦)

**第五条** この法律で、妊産婦とは、妊娠中又は出産後一年以内の女子をいう。

### (保護者)

**第六条** この法律で、保護者とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。

### (事業)

**第六条の三** この法律で、児童自立生活援助事業とは、次に掲げる者に対しこれらの者が共同生活を営むべき住居における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援(以下「児童自立生活援助」という。)を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者に対し相談その他の援助を行う事業をいう。

一 義務教育を修了した児童又は児童以外の満二十歳に満たない者であつて、措置解除者等(第



第二十七条第一項第三号に規定する措置(政令で定めるものに限る。)を解除された者その他政令で定める者をいう。次号において同じ。)であるもの(以下「満二十歳未満義務教育終了児童等」という。)

二 学校教育法第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の厚生労働省令で定める者であつて、満二十歳に達した日から満二十二歳に達する日の属する年度の末日までの間にあるもの(満二十歳に達する日の前日において児童自立生活援助が行われていた満二十歳未満義務教育終了児童等であつた者に限る。)のうち、措置解除者等であるもの(以下「満二十歳以上義務教育終了児童等」という。)

② この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

③ この法律で、子育て短期支援事業とは、保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となつた児童について、厚生労働省令で定めるところにより、児童養護施設その他の厚生労働省令で定める施設に入所させ、又は里親(次条第三号に掲げる者を除く。)その他の厚生労働省令で定める者に委託し、当該児童につき必要な保護を行う事業をいう。

④ この法律で、乳児家庭全戸訪問事業とは、一の市町村の区域内における原則として全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、厚生労働省令で定めるところにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業をいう。

⑤ この法律で、養育支援訪問事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童(第八項に規定する要保護児童に該当するものを除く。以下「要支援児童」という。)若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦(以下「特定妊婦」という。)(以下「要支援児童等」という。)に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業をいう。

⑥ この法律で、地域子育て支援拠点事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。

⑦ この法律で、一時預かり事業とは、家庭において保育(養護及び教育(第三十九条の二第一項に規定する満三歳以上の幼児に対する教育を除く。))を行うことをいう。以下同じ。)を受けることが一時的に困難となつた乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。))第二条第六項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。第二十四条第二項を除き、以下同じ。)その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。

⑧ この法律で、小規模住居型児童養育事業とは、第二十七条第一項第三号の措置に係る児童について、厚生労働省令で定めるところにより、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童(以下「要保護児童」という。)の養育に関し相当の経験を有する者その他の厚生労働省令で定める者(次条に規定する里親を除く。)の住居において養育を行う事業をいう。

(⑨以降、省略)

### (里親)

**第六条の四** この法律で、里親とは、次に掲げる者をいう。

一 厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者(都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了したことその他の厚生労働省令で定める要件を満たす者に限る。)のうち、第三十四条の十九に規定する養育里親名簿に登録されたもの(以下「養育里親」という。)

二 前号に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育すること及び養子縁組によつて養親となることを希望する者(都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了した者に限る。)のうち、第三十四条の十九に規定する養子縁組里親名簿に登録されたもの(以下「養子縁組里親」という。)

三 第一号に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者(当該要保護児童の父母以外の親族であつて、厚生労働省令で定めるものに限る。)のうち、都道府県知事が第二十七条第一項第三号の規定により児童を委託する者として適当と認めるもの

### (児童福祉施設等)

**第七条** この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

② 省略

(市町村の業務)

第十条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

② 市町村長は、前項第三号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。

③ 市町村長は、第一項第三号に掲げる業務を行うに当たつて、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない。

④ 市町村は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

⑤ 省略

(必要な支援を行うための拠点の整備)

第十条の二 市町村は前条第一項各号に掲げる業務を行うに当たり、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点の整備に努めなければならない。

(都道府県の業務)

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 第十条第一項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。
  - イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。
  - ロ 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
  - ハ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに

医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。

ニ 児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて心理又は児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導その他必要な指導を行うこと。

ホ 児童の一時保護を行うこと。

ヘ 児童の権利の保護の観点から、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、当該児童の状況の把握その他の措置により当該児童の安全を確保すること。

ト 里親に関する次に掲げる業務を行うこと。

(1) 里親に関する普及啓発を行うこと。

(2) 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。

(3) 里親と第二十七条第一項第三号の規定により入所の措置が採られて乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所している児童及び里親相互の交流の場を提供すること。

(4) 第二十七条第一項第三号の規定による里親への委託に資するよう、里親の選定及び里親と児童との間の調整を行うこと。

(5) 第二十七条第一項第三号の規定により里親に委託しようとする児童及びその保護者並びに里親の意見を聴いて、当該児童の養育の内容その他の厚生労働省令で定める事項について当該児童の養育に関する計画を作成すること。

チ 養子縁組により養子となる児童、その父母及び当該養子となる児童の養親となる者、養子縁組により養子となつた児童、その養親となつた者及び当該養子となつた児童の父母(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七条の二第一項に規定する特別養子縁組(第三十三条の六の二において「特別養子縁組」という。)により親族関係が終了した当該養子となつた児童の実方の父母を含む。)その他の児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、広域的な対応が必要な業務並びに家庭その他につき専門的な知識及び技術を必要とする支援を行うこと。

② 都道府県知事は、市町村の第十条第一項各号に掲げる業務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、体制の整備その他の措置について必要な助言を行うことができる。

③ 都道府県知事は、第一項又は前項の規定による都道府県事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に委任することができる。

④ 都道府県知事は、第一項第二号トに掲げる業務(次項において「里親支援事業」という。)に係る事務の

全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

- ⑤ 前項の規定により行われる里親支援事業に係る事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ⑥ 都道府県は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。
- ⑦ 国は、都道府県における前項の体制の整備及び措置の実施に関し、必要な支援を行うように努めなければならない。

#### (児童相談所)

**第十二条** 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。

- ② 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務(市町村職員の研修を除く。)並びに同項第二号(イを除く。)及び第三号に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二条第二項及び第三項並びに第二十六条第一項に規定する業務を行うものとする。
- ③ 都道府県は、児童相談所が前項に規定する業務のうち第二十八条第一項各号に掲げる措置を採ることその他の法律に関する専門的な知識経験を必要とするものについて、常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- ④ 児童相談所は、必要に応じ、巡回して、第二項に規定する業務(前条第一項第二号ホに掲げる業務を除く。)を行うことができる。
- ⑤ 児童相談所長は、その管轄区域内の社会福祉法に規定する福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)の長(以下「福祉事務所長」という。)に必要な調査を委嘱することができる。
- ⑥ 都道府県知事は、第二項に規定する業務の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、当該業務の質の向上に努めなければならない。
- ⑦ 国は、前項の措置を援助するために、児童相談所の業務の質の適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (児童相談所の職員)

**第十二条の二** 児童相談所には、所長及び所員を置く。

- ② 所長は、都道府県知事の監督を受け、所務を掌理する。
- ③ 所員は、所長の監督を受け、前条に規定する業務をつかさどる。
- ④ 児童相談所には、第一項に規定するもののほか、必要な職員を置くことができる。

#### (児童相談所の所長及び所員の資格)

**第十二条の三** 児童相談所の所長及び所員は、都道府県知事の補助機関である職員とする。

- ② 所長は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
  - 一 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者
  - 二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)
  - 三 社会福祉士
  - 四 精神保健福祉士
  - 五 公認心理師
  - 六 児童の福祉に関する事務をつかさどる職員(以下「児童福祉司」という。)として二年以上勤務した者又は児童福祉司たる資格を得た後二年以上所員として勤務した者
  - 七 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの
- ③ 所長は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。
- ④ 相談及び調査をつかさどる所員は、児童福祉司たる資格を有する者でなければならない。
- ⑤ 判定をつかさどる所員の中には、第二項第一号に該当する者又はこれに準ずる資格を有する者及び同項第二号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者又は同項第五号に該当する者が、それぞれ一人以上含まなければならない。
- ⑥ 心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員の中には、第二項第一号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者、同項第二号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者又は同項第五号に該当する者が含まなければならない。
- ⑦ 前項に規定する指導をつかさどる所員の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。
- ⑧ 児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員の中には、医師及び保健師が、それぞれ一人以上含まなければならない。

#### (児童福祉司)

**第十三条** 都道府県は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かななければならない。

- ② 児童福祉司の数は、各児童相談所の管轄区域内の人口、児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第二条に規定する児童虐待(以下単に「児童虐待」という。)に係る相談に応じた件数、第二十七条第一項第三号の規定による里親へ

の委託の状況及び市町村におけるこの法律による事務の実施状況その他の条件を総合的に勘案して政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。

- ③ 児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。
- 一 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
  - 二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)であつて、厚生労働省令で定める施設において一年以上相談援助業務(児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務をいう。第七号において同じ。)に従事したものの
  - 三 医師
  - 四 社会福祉士
  - 五 精神保健福祉士
  - 六 公認心理師
  - 七 社会福祉主事として二年以上相談援助業務に従事した者であつて、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
  - 八 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの
- ④ 児童福祉司は、児童相談所長の命を受けて、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行う等児童の福祉増進に努める。
- ⑤ 児童福祉司の中には、他の児童福祉司が前項の職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司(次項及び第七項において「指導教育担当児童福祉司」という。)が含まなければならない。
- ⑥ 指導教育担当児童福祉司は、児童福祉司としておおむね五年以上勤務した者であつて、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修の課程を修了したものでなければならない。
- ⑦ 指導教育担当児童福祉司の数は、政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。
- ⑧ 児童福祉司は、児童相談所長が定める担当区域により、第四項の職務を行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる。
- ⑨ 児童福祉司は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。
- ⑩ 第三項第一号の施設及び講習会の指定に関し必要な事項は、政令で定める。

#### (市町村長又は児童相談所長と児童福祉司との関係)

- 第十四条** 市町村長は、前条第四項に規定する事項に関し、児童福祉司に必要な状況の通報及び資料の提供並びに必要な援助を求めることができる。
- ② 児童福祉司は、その担当区域内における児童に関し、必要な事項につき、その担当区域を管轄する児童相談所長又は市町村長にその状況を通知し、併せて意見を述べなければならない。

#### (体制の整備)

**第二十一条の八** 市町村は、次条に規定する子育て支援事業に係る福祉サービスその他地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、保護者が、その児童及び保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況に応じて、当該児童を養育するために最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれに参画する者の活動の連携及び調整を図るようにすることその他の地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

#### (子育て支援事業)

**第二十一条の九** 市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業並びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの(以下「子育て支援事業」という。)が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

- 一 児童及びその保護者又はその他の者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業
- 二 保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業
- 三 地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

#### (放課後児童健全育成事業の利用の促進)

**第二十一条の十** 市町村は、児童の健全な育成に資するため、地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者との連携を図る等により、第六条の三第二項に規定する児童の放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならない。

#### (乳児家庭全戸訪問事業等)

**第二十一条の十の二** 市町村は、児童の健全な育成に資するため、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を行うよう努めるとともに、乳児家庭全戸訪問事業により要支援児童等(特定妊婦を除く。)を把握したとき又は当該市町村の長が第二十六条

第一項第三号の規定による送致若しくは同項第八号の規定による通知若しくは児童虐待の防止等に関する法律第八条第二項第二号の規定による送致若しくは同項第四号の規定による通知を受けたときは、養育支援訪問事業の実施その他の必要な支援を行うものとする。

- ② 市町村は、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十条、第十一条第一項若しくは第二項（同法第十九条第二項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項又は第十九条第一項の指導に併せて、乳児家庭全戸訪問事業を行うことができる。
- ③ 市町村は、乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- ④ 前項の規定により行われる乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

**第二十一条の十の三** 市町村は、乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の実施に当たっては、母子保健法に基づく母子保健に関する事業との連携及び調和の確保に努めなければならない。

#### （要支援児童等の情報提供）

**第二十一条の十の四** 都道府県知事は、母子保健法に基づく母子保健に関する事業又は事務の実施に際して要支援児童等と思われる者を把握したときは、これを当該者の所在地の市町村長に通知するものとする。

**第二十一条の十の五** 病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその所在地の市町村に提供しよう努めなければならない。

- ② 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による情報の提供をすることを妨げるものと解釈してはならない。

#### （市町村の情報提供等）

**第二十一条の十一** 市町村は、子育て支援事業に関し必要な情報の収集及び提供を行うとともに、保護者から求めがあつたときは、当該保護者の希望、その児童の養育の状況、当該児童に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。

- ② 市町村は、前項の助言を受けた保護者から求めがあつた場合には、必要に応じて、子育て支援事業の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、子育て支援事業を行う者に対し、当該保護者の利用

の要請を行うものとする。

- ③ 市町村は、第一項の情報の収集及び提供、相談並びに助言並びに前項のあつせん、調整及び要請の事務を当該市町村以外の者に委託することができる。
- ④ 子育て支援事業を行う者は、前三項の規定により行われる情報の収集、あつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

#### （秘密保持義務）

**第二十一条の十二** 前条第三項の規定により行われる情報の提供、相談及び助言並びにあつせん、調整及び要請の事務（次条及び第二十一条の十四第一項において「調整等の事務」という。）に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### （要保護児童発見者の通告義務）

**第二十五条** 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

- ② 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通告をすることを妨げるものと解釈してはならない。

#### （要保護児童対策地域協議会）

**第二十五条の二** 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童（第三十一条第四項に規定する延長者及び第三十三条第十項に規定する保護延長者を含む。次項において同じ。）の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

- ② 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下この項及び第五項において「支援対象児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- ③ 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
- ④ 協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会を構成する関係機関等のうちから、一に限り要保護児童対策調整機関を指定する。
- ⑤ 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事

務を総括するとともに、支援対象児童等に対する支援が適切に実施されるよう、厚生労働省令で定めるところにより、支援対象児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者、母子保健法第二十二條第一項に規定する母子健康包括支援センターその他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。

- ⑥ 市町村の設置した協議会(市町村が地方公共団体(市町村を除く。)と共同して設置したものを含む。)に係る要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、専門的な知識及び技術に基づき前項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるもの(次項及び第八項において「調整担当者」という。)を置くものとする。
- ⑦ 地方公共団体(市町村を除く。)の設置した協議会(当該地方公共団体が市町村と共同して設置したものを除く。)に係る要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、調整担当者を置くように努めなければならない。
- ⑧ 要保護児童対策調整機関に置かれた調整担当者は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。

#### (資料又は情報の提供等)

- 第二十五条の三 協議会は、前条第二項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- ② 関係機関等は、前項の規定に基づき、協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに応ずるよう努めなければならない。

#### (組織及び運営に関する事項)

第二十五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

#### (秘密保持)

第二十五条の五 次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であつた者
- 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者
- 三 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあつた者

#### (状況の把握)

第二十五条の六 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所は、第二十五条第一項の規定による通告を受けた場合において必要があると認

めるときは、速やかに、当該児童の状況の把握を行うものとする。

#### (通告児童等に対する措置)

第二十五条の七 市町村(次項に規定する町村を除く。)は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦(次項において「要保護児童等」という。)に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、第二十五条第一項の規定による通告を受けた児童及び相談に応じた児童又はその保護者(以下「通告児童等」という。)について、必要があると認めたとときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 第二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。
  - 二 通告児童等を当該市町村の設置する福祉事務所の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第九条第六項に規定する知的障害者福祉司(以下「知的障害者福祉司」という。)又は社会福祉主事に指導させること。
  - 三 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。
  - 四 児童虐待の防止等に関する法律第八条の二第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第二十九条若しくは同法第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認める者は、これを都道府県知事又は児童相談所長に通知すること。
- ② 福祉事務所を設置していない町村は、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、通告児童等又は妊産婦について、必要があると認めたとときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。
- 一 第二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。
  - 二 次条第二号の措置が適当であると認める者は、これを当該町村の属する都道府県の設置する福祉事務所に送致すること。
  - 三 助産の実施又は母子保護の実施が適当であると認める者は、これをそれぞれその実施に係る都道府県知事に報告すること。
  - 四 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。
  - 五 児童虐待の防止等に関する法律第八条の二第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第二十九条若しくは同法第九条第一項の

規定による立入り及び調査若しくは質問又は第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認める者は、これを都道府県知事又は児童相談所長に通知すること。

#### (福祉事務所長の採るべき措置)

**第二十五条の八** 都道府県の設置する福祉事務所長は、第二十五条第一項の規定による通告又は前条第二項第二号若しくは次条第一項第四号の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 第二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。
- 二 児童又はその保護者をその福祉事務所の知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させること。
- 三 保育の利用等(助産の実施、母子保護の実施又は保育の利用若しくは第二十四条第五項の規定による措置をいう。以下同じ。)が適当であると認める者は、これをそれぞれその保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知すること。
- 四 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。
- 五 第二十一条の六の規定による措置が適当であると認める者は、これをその措置に係る市町村の長に報告し、又は通知すること。

#### (児童相談所長の採るべき措置)

**第二十六条** 児童相談所長は、第二十五条第一項の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)第六条の六第一項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。
- 二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は市町村、都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、都道府県以外の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業(次条第

一項第二号及び第三十四条の七において「障害者等相談支援事業」という。)を行う者その他当該指導を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものに委託して指導させること。

三 児童及び妊産婦の福祉に関し、情報を提供すること、相談(専門的な知識及び技術を必要とするものを除く。)に応ずること、調査及び指導(医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合を除く。)を行うことその他の支援(専門的な知識及び技術を必要とするものを除く。)を行うことを要すると認める者(次条の措置を要すると認める者を除く。)は、これを市町村に送致すること。

四 第二十五条の七第一項第二号又は前条第二号の措置が適当であると認める者は、これを福祉事務所に送致すること。

五 保育の利用等が適当であると認める者は、これをそれぞれその保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知すること。

六 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

七 第二十一条の六の規定による措置が適当であると認める者は、これをその措置に係る市町村の長に報告し、又は通知すること。

八 放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業、子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業その他市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業の実施が適当であると認める者は、これをその事業の実施に係る市町村の長に通知すること。

- ② 前項第一号の規定による報告書には、児童の住所、氏名、年齢、履歴、性行、健康状態及び家庭環境、同号に規定する措置についての当該児童及びその保護者の意向その他児童の福祉増進に関し、参考となる事項を記載しなければならない。

#### (都道府県の採るべき措置)

**第二十七条** 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 児童又はその保護者に訓戒を加え、又は誓約書を提出させること。

二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う障害者等相談支援事業に係る職

員に指導させ、又は市町村、当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の障害者等相談支援事業を行う者若しくは前条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者に委託して指導させること。

三 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。

四 家庭裁判所の審判に付することが適当であると認める児童は、これを家庭裁判所に送致すること。

- ② 都道府県は、肢体不自由のある児童又は重症心身障害児については、前項第三号の措置に代えて、指定発達支援医療機関に対し、これらの児童を入院させて障害児入所施設(第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設に限る。)におけると同様な治療等を行うことを委託することができる。
- ③ 都道府県知事は、少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、第一項の措置を採るにあつては、家庭裁判所の決定による指示に従わなければならない。
- ④ 第一項第三号又は第二項の措置は、児童に親権を行う者(第四十七条第一項の規定により親権を行う児童福祉施設の長を除く。以下同じ。)又は未成年後見人があるときは、前項の場合を除いては、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反して、これを採ることができない。
- ⑤ 都道府県知事は、第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の措置を解除し、停止し、又は他の措置に変更する場合には、児童相談所長の意見を聴かななければならない。
- ⑥ 都道府県知事は、政令の定めるところにより、第一項第一号から第三号までの措置(第三項の規定により採るもの及び第二十八条第一項第一号又は第二号ただし書の規定により採るものを除く。)若しくは第二項の措置を採る場合又は第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かななければならない。

**第二十七条の二** 都道府県は、少年法第二十四条第一項又は第二十六条の四第一項の規定により同法第二十四条第一項第二号の保護処分を受けた児童につき、当該決定に従つて児童自立支援施設に入所させる措置(保護者の下から通わせて行うものを除く。)又は児童養護施設に入所させる措置を採らなければならない。

- ② 前項に規定する措置は、この法律の適用については、前条第一項第三号の児童自立支援施設又は児童養護施設に入所させる措置とみなす。ただし、同条第四項及び第六項(措置を解除し、停止し、又は他の措置に変更する場合に係る部分を除く。)並びに第二十八条の規定の適用については、この限りでない。

#### (家庭裁判所への送致)

**第二十七条の三** 都道府県知事は、たまたま児童の行動の自由を制限し、又はその自由を奪うような強制的措置を必要とするときは、第三十三条、第三十三条の二及び第四十七条の規定により認められる場合を除き、事件を家庭裁判所に送致しなければならない。

#### (秘密保持義務)

**第二十七条の四** 第二十六条第一項第二号又は第二十七条第一項第二号の規定により行われる指導(委託に係るものに限る。)の事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### (保護者の児童虐待等の場合の措置)

**第二十八条** 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第二十七条第一項第三号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。

- 一 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。
- 二 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不相当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。

② 前項第一号及び第二号ただし書の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から二年を超えてはならない。ただし、当該措置に係る保護者に対する指導措置(第二十七条第一項第二号の措置をいう。以下この条並びに第三十三条第二項及び第九項において同じ。)の効果等に照らし、当該措置を継続しなければ保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新することができる。

③ 都道府県は、前項ただし書の規定による更新に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、当該措置の期間が満了した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き当該措置を採ることができる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお当該措置を採る必要があると認めるときに限る。

④ 家庭裁判所は、第一項第一号若しくは第二号ただし書又は第二項ただし書の承認(以下「措置に関する承認」という。)の申立てがあつた場合は、都道府県に対し、期限を定めて、当該申立てに係る保護者



に対する指導措置を採るよう勧告すること、当該申立てに係る保護者に対する指導措置に関し報告及び意見を求めること、又は当該申立てに係る児童及びその保護者に関する必要な資料の提出を求めることができる。

- ⑤ 家庭裁判所は、前項の規定による勧告を行ったときは、その旨を当該保護者に通知するものとする。
- ⑥ 家庭裁判所は、措置に関する承認の申立てに対する承認の審判をする場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認めるときは、都道府県に対し、当該指導措置を採るよう勧告することができる。
- ⑦ 家庭裁判所は、第四項の規定による勧告を行った場合において、措置に関する承認の申立てを却下する審判をするときであつて、家庭その他の環境の調整を行うため当該勧告に係る当該保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認めるときは、都道府県に対し、当該指導措置を採るよう勧告することができる。
- ⑧ 第五項の規定は、前二項の規定による勧告について準用する。

#### (立入調査)

**第二十九条** 都道府県知事は、前条の規定による措置をとるため、必要があると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

#### (同居児童の届出)

**第三十条** 四親等内の児童以外の児童を、その親権を行う者又は未成年後見人から離して、自己の家庭(単身の世帯を含む。)に、三月(乳児については、一月)を超えて同居させる意思をもつて同居させた者又は継続して二月以上(乳児については、二十日以上)同居させた者(法令の定めるところにより児童を委託された者及び児童を単に下宿させた者を除く。)は、同居を始めた日から三月以内(乳児については、一月以内)に、市町村長を経て、都道府県知事に届け出なければならない。ただし、その届出期間内に同居をやめたときは、この限りでない。

- ② 前項に規定する届出をした者が、その同居をやめたときは、同居をやめた日から一月以内に、市町村長を経て、都道府県知事に届け出なければならない。
- ③ 保護者は、経済的理由等により、児童をそのもとにおいて養育しがたいときは、市町村、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、児童福祉司又は児童委員に相談しなければならない。

#### (児童の一時保護)

**第三十三条** 児童相談所長は、必要があると認めるときは、第二十六条第一項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

- ② 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十七条第一項又は第二項の措置(第二十八条第四項の規定による勧告を受けて採る指導措置を除く。)を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができる。
- ③ 前二項の規定による一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から二月を超えてはならない。
- ④ 前項の規定にかかわらず、児童相談所長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、引き続き第一項又は第二項の規定による一時保護を行うことができる。
- ⑤ 前項の規定により引き続き一時保護を行うことが当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合においては、児童相談所長又は都道府県知事が引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った後二月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、児童相談所長又は都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければならない。ただし、当該児童に係る第二十八条第一項第一号若しくは第二号ただし書の承認の申立て又は当該児童の親権者に係る第三十三条の七の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求若しくは当該児童の未成年後見人に係る第三十三条の九の規定による未成年後見人の解任の請求がされている場合は、この限りでない。
- ⑥ 児童相談所長又は都道府県知事は、前項本文の規定による引き続いての一時保護に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、一時保護を開始した日から二月を経過した後又は同項の規定により引き続き一時保護を行った後二月を経過した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き一時保護を行うことができる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお引き続き一時保護を行う必要があると認めるときに限る。
- ⑦ 前項本文の規定により引き続き一時保護を行った場合において、第五項本文の規定による引き続いての一時保護に係る承認の申立てに対する審判が確定した場合における同項の規定の適用については、同項中「引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った」とあるのは、「引き

続いての一時保護に係る承認の申立てに対する審判が確定した」とする。

- ⑧ 児童相談所長は、特に必要があると認めるときは、第一項の規定により一時保護が行われた児童については満二十歳に達するまでの間、次に掲げる措置を採るに至るまで、引き続き一時保護を行い、又は一時保護を行わせることができる。
- 一 第三十一条第四項の規定による措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。
- 二 児童自立生活援助の実施が適当であると認める満二十歳未満義務教育終了児童等は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。
- ⑨ 都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、第二項の規定により一時保護が行われた児童については満二十歳に達するまでの間、第三十一条第四項の規定による措置(第二十八条第四項の規定による勧告を受けて採る指導措置を除く。第十一項において同じ。)を採るに至るまで、児童相談所長をして、引き続き一時保護を行わせ、又は一時保護を行うことを委託させることができる。
- ⑩ 児童相談所長は、特に必要があると認めるときは、第八項各号に掲げる措置を採るに至るまで、保護延長者(児童以外の満二十歳に満たない者のうち、第三十一条第二項から第四項までの規定による措置が採られているものをいう。以下この項及び次項において同じ。)の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は保護延長者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、保護延長者の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。
- ⑪ 都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、第三十一条第四項の規定による措置を採るに至るまで、保護延長者の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は保護延長者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、保護延長者の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができる。
- ⑫ 第八項から前項までの規定による一時保護は、この法律の適用については、第一項又は第二項の規定による一時保護とみなす。

#### (児童相談所長の権限等)

- 第三十三条の二** 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。
- ② 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため

必要な措置を採ることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

- ③ 前項の児童の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。
- ④ 第二項の規定による措置は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。

#### (親権喪失の審判等の請求)

**第三十三条の七** 児童の親権者に係る民法第八百三十四条本文、第八百三十四条の二第一項、第八百三十五条又は第八百三十六条の規定による親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判の請求又はこれらの審判の取消しの請求は、これらの規定に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。

#### (未成年後見人選任の請求等)

- 第三十三条の八** 児童相談所長は、親権を行う者のない児童について、その福祉のため必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任を請求しなければならない。
- ② 児童相談所長は、前項の規定による未成年後見人の選任の請求に係る児童(小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託中、児童福祉施設に入所中又は一時保護中の児童を除く。)に対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

#### (未成年後見人解任の請求)

**第三十三条の九** 児童の未成年後見人に、不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときは、民法第八百四十六条の規定による未成年後見人の解任の請求は、同条に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。

#### (禁止行為)

- 第三十四条** 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。
- 一 身体に障害又は形態上の異常がある児童を公衆の観覧に供する行為
- 二 児童にこじきをさせ、又は児童を利用してこじきをする行為
- 三 公衆の娯楽を目的として、満十五歳に満たない児童にかかるわざ又は曲馬をさせる行為
- 四 満十五歳に満たない児童に戸々について、又は道路その他これに準ずる場所で歌謡、遊芸その他の演技を業務としてさせる行為
- 四の二 児童に午後十時から午前三時までの間、戸々について、又は道路その他これに準ずる場所

で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務としてさせる行為

四の三 戸々について、又は道路その他これに準ずる場所で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務として行う満十五歳に満たない児童を、当該業務を行うために、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二条第四項の接待飲食等営業、同条第六項の店舗型性風俗特殊営業及び同条第九項の店舗型電話異性紹介営業に該当する営業を営む場所に立ち入らせる行為

五 満十五歳に満たない児童に酒席に侍する行為を業務としてさせる行為

六 児童に淫行をさせる行為

七 前各号に掲げる行為をするおそれのある者その他児童に対し、刑罰法令に触れる行為をなすおそれのある者に、情を知つて、児童を引き渡す行為及び当該引渡し行為のなされるおそれがあるの情を知つて、他人に児童を引き渡す行為

八 成人及び児童のための正当な職業紹介の機関以外の者が、営利を目的として、児童の養育をあつせんする行為

九 児童の心身に有害な影響を与える行為をさせる目的をもつて、これを自己の支配下に置く行為

- ② 児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター又は児童自立支援施設においては、それぞれ第四十一条から第四十三条まで及び第四十四条に規定する目的に反して、入所した児童を酷使してはならない。

#### (親子の再統合のための支援等)

**第四十八条の三** 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長並びに小規模住居型児童養育事業を行う者及び里親は、当該施設に入所し、又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託された児童及びその保護者に対して、市町村、児童相談所、児童家庭支援センター、教育機関、医療機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、親子の再統合のための支援その他の当該児童が家庭(家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。)で養育されるために必要な措置を採らなければならない。

**第六十条** 第三十四条第一項第六号の規定に違反した者は、十年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- ② 第三十四条第一項第一号から第五号まで又は第七号から第九号までの規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- ③ 第三十四条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- ④ 児童を使用する者は、児童の年齢を知らないことを理由として、前三項の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

- ⑤ 第一項及び第二項(第三十四条第一項第七号又は第九号の規定に違反した者に係る部分に限る。)の罪は、刑法第四条の二の例に従う。

**第六十一条** 児童相談所において、相談、調査及び判定に従事した者が、正当の理由なく、その職務上取り扱ったことについて知得した人の秘密を漏らしたときは、これを一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

**第六十一条の三** 第十一条第五項、第十八条の八第四項、第十八条の十二第一項、第二十一条の十の二第四項、第二十一条の十二、第二十五条の五又は第二十七条の四の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

**第六十一条の五** 正当の理由がないのに、第二十九条の規定による児童委員若しくは児童の福祉に関する事務に従事する職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは児童に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、五十万円以下の罰金に処する。

## 児童虐待の防止等に関する法律

平成12年5月24日法律第82号

施行日：令和4年4月1日

### (目的)

**第一条** この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

### (児童虐待の定義)

**第二条** この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

### (児童に対する虐待の禁止)

**第三条** 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

### (国及び地方公共団体の責務等)

**第四条** 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮そ

の他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間又は関係地方公共団体相互間、市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センター（次条第一項において単に「配偶者暴力相談支援センター」という。）、学校及び医療機関の間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。
- 5 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。
- 6 児童相談所の所長は、児童虐待を受けた児童が住所又は居所を当該児童相談所の管轄区域外に移転する場合においては、当該児童の家庭環境その他の環境の変化による影響に鑑み、当該児童及び当該児童虐待を行った保護者について、その移転の前後において指導、助言その他の必要な支援が切れ目なく行われるよう、移転先の住所又は居所を管轄する児童相談所の所長に対し、速やかに必要な情報の提供を行うものとする。この場合において、当該情報の提供を受けた児童相談所長は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十五条の二第一

項に規定する要保護児童対策地域協議会が速やかに当該情報の交換を行うことができるための措置その他の緊密な連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

- 7 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。
- 8 何人も、児童の健全な成長のために、家庭(家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。)及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない

#### (児童虐待の早期発見等)

- 第五条** 学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。
- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
  - 3 第一項に規定する者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならない。
  - 4 前項の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第二項の規定による国及び地方公共団体の施策に協力するよう努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。
  - 5 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない

#### (児童虐待に係る通告)

- 第六条** 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。
- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
  - 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

**第七条** 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

#### (通告又は送致を受けた場合の措置)

- 第八条** 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第六条第一項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。
- 一 児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定により当該児童を児童相談所に送致すること。
  - 二 当該児童のうち次条第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認めるものを都道府県知事又は児童相談所長へ通知すること。
- 2 児童相談所が第六条第一項の規定による通告又は児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号若しくは第二十五条の八第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。
- 一 児童福祉法第三十三条第一項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせること。
  - 二 児童福祉法第二十六条第一項第三号の規定により当該児童のうち第六条第一項の規定による通告を受けたものを市町村に送致すること。
  - 三 当該児童のうち児童福祉法第二十五条の八第三号に規定する保育の利用等(以下この号において「保育の利用等」という。)が適当であると認めるものをその保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長へ報告し、又は通知すること。
  - 四 当該児童のうち児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第三項に規定する子育て短期支援事業、同条第五項に規定する養育支援訪問事業、同条第六項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第十四項に規定する子育て援助活動支援事業、子ども・子

育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第五十九条第一号に掲げる事業その他市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業の実施が適当であると認めるものをその事業の実施に係る市町村の長へ通知すること。

- 3 前二項の児童の安全の確認を行うための措置、市町村若しくは児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする。

#### (出頭要求等)

**第八条の二** 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により当該児童の保護者の出頭を求めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該保護者に対し、出頭を求める理由となった事実の内容、出頭を求める日時及び場所、同伴すべき児童の氏名その他必要な事項を記載した書面により告知しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の保護者が同項の規定による出頭の求めに応じない場合は、次条第一項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### (立入調査等)

**第九条** 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

- 2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福祉法第二十九条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第六十一条の五の規定を適用する。

#### (再出頭要求等)

**第九条の二** 都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は前条第一項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が

行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

- 2 第八条の二第二項の規定は、前項の規定による出頭の求めについて準用する。

#### (臨検、搜索等)

**第九条の三** 都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は第九条第一項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い、又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を搜索させることができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による臨検又は搜索をさせるときは、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。
- 3 都道府県知事は、第一項の許可状(以下「許可状」という。)を請求する場合においては、児童虐待が行われている疑いがあると認められる資料、臨検させようとする住所又は居所に当該児童が現在すると認められる資料及び当該児童の保護者が第九条第一項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避したことを証する資料を提出しなければならない。
- 4 前項の請求があった場合においては、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所又は搜索すべき児童の氏名並びに有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を都道府県知事に交付しなければならない。
- 5 都道府県知事は、許可状を児童の福祉に関する事務に従事する職員に交付して、第一項の規定による臨検又は搜索をさせるものとする。
- 6 第一項の規定による臨検又は搜索に係る制度は、児童虐待が保護者がその監護する児童に対して行うものであるために他人から認知されること及び児童がその被害から自ら逃れることが困難である等の特別の事情から児童の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることにかんがみ特に設けられたものであることを十分に踏まえた上で、適切に運用されなければならない。

**(臨検又は搜索の夜間執行の制限)**

**第九条の四** 前条第一項の規定による臨検又は搜索は、許可状に夜間でもすることができる旨の記載がなければ、日没から日の出までの間には、してはならない。

2 日没前に開始した前条第一項の規定による臨検又は搜索は、必要があると認めるときは、日没後まで継続することができる。

**(許可状の提示)**

**第九条の五** 第九条の三第一項の規定による臨検又は搜索の許可状は、これらの処分を受ける者に提示しなければならない。

**(身分の証明)**

**第九条の六** 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検若しくは搜索又は同条第二項の規定による調査若しくは質問(以下「臨検等」という。)をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

**(臨検又は搜索に際しての必要な処分)**

**第九条の七** 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検又は搜索をするに当たって必要があるときは、錠をはずし、その他必要な処分をすることができる。

**(臨検等をする間の出入りの禁止)**

**第九条の八** 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、臨検等をする間は、何人に対しても、許可を受けないでその場所に入出入りすることを禁止することができる。

**(責任者等の立会い)**

**第九条の九** 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検又は搜索をするときは、当該児童の住所若しくは居所の所有者若しくは管理者(これらの者の代表者、代理人その他これらの者に代わるべき者を含む。)又は同居の親族で成年に達した者を立ち合わせなければならない。

2 前項の場合において、同項に規定する者を立ち合わせることができないときは、その隣人で成年に達した者又はその地の地方公共団体の職員を立ち合わせなければならない。

**(警察署長に対する援助要請等)**

**第十条** 児童相談所長は、第八条第二項の児童の安全の確認を行おうとする場合、又は同項第一号の一時保護を行おうとし、若しくは行わせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要がある

と認めるときは、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。都道府県知事が、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問をさせ、又は臨検等をさせようとする場合についても、同様とする。

- 2 児童相談所長又は都道府県知事は、児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ迅速かつ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。
- 3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、児童の生命又は身体の安全を確認し、又は確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

**(調書)**

**第十条の二** 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検又は搜索をしたときは、これらの処分をした年月日及びその結果を記載した調書を作成し、立会人に示し、当該立会人とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、立会人が署名押印をせず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

**(都道府県知事への報告)**

**第十条の三** 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、臨検等を終えたときは、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

**(行政手続法の適用除外)**

**第十条の四** 臨検等に係る処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。

**(審査請求の制限)**

**第十条の五** 臨検等に係る処分については、審査請求をすることができない。

**(行政事件訴訟の制限)**

**第十条の六** 臨検等に係る処分については、行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三十九号)第三十七条の四の規定による差止めの訴えを提起することができない。

**(児童虐待を行った保護者に対する指導等)**

**第十一条** 都道府県知事又は児童相談所長は、児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号又は第二十六条第一項第二号の規定により指導を行う場合は、当該保護者について、

- 児童虐待の再発を防止するため、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行うよう努めるものとする。
- 2 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の規定により行われる指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭(家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。)で生活するために必要な配慮の下に適切に行われなければならない。
  - 3 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない。
  - 4 前項の場合において保護者が同項の指導を受けないときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けるよう勧告することができる。
  - 5 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、児童福祉法第三十三条第二項の規定により児童相談所長をして児童虐待を受けた児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させ、同法第二十七条第一項第三号又は第二十八条第一項の規定による措置を採る等の必要な措置を講ずるものとする。
  - 6 児童相談所長は、第四項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、児童福祉法第三十三条の七の規定による請求を行うものとする。
  - 7 都道府県は、保護者への指導(第二項の指導及び児童虐待を行った保護者に対する児童福祉法第十一条第一項第二号ニの規定による指導をいう。以下この項において同じ。)を効果的に行うため、同法第十三条第五項に規定する指導教育担当児童福祉司に同項に規定する指導及び教育のほか保護者への指導を行う者に対する専門的技術に関する指導及び教育を行わせるとともに、第八条の二第一項の規定による調査若しくは質問、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問、第九条の二第一項の規定による調査若しくは質問、第九条の三第一項の規定による臨検若しくは搜索又は同条第二項の規定による調査若しくは質問をした児童の福祉に関する事務に従事する職員並びに同法第三十三条第一項又は第二項の規定による児童の一時保護を行った児童福祉司以外の者に当該児童に係る保護者への指導を行わせることその他の必要な措置を講じなければならない。

#### (面会等の制限等)

**第十二条** 児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置(以下「施設入所等の措置」という。)が採られ、又は同法第三十三条

第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、児童相談所長及び当該児童について施設入所等の措置が採られている場合における当該施設入所等の措置に係る同号に規定する施設の長は、厚生労働省令で定めるところにより、当該児童虐待を行った保護者について、次に掲げる行為の全部又は一部を制限することができる。

- 一 当該児童との面会
  - 二 当該児童との通信
- 2 前項の施設の長は、同項の規定による制限を行った場合又は行わなくなった場合は、その旨を児童相談所長に通知するものとする。
  - 3 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置(児童福祉法第二十八条の規定によるものに限る。)が採られ、又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、当該保護者が当該児童を連れ戻すおそれがある等再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は当該児童の保護に支障をきたすと認めるときは、児童相談所長は、当該保護者に対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしないものとする。

**第十二条の二** 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置(児童福祉法第二十八条の規定によるものを除く。以下この項において同じ。)が採られた場合において、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求めると、当該保護者が前条第一項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について当該施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反し、これを継続することが困難であると認めるときは、児童相談所長は、次項の報告を行うに至るまで、同法第三十三条第一項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

- 2 児童相談所長は、前項の一時保護を行った、又は行わせた場合には、速やかに、児童福祉法第二十六条第一項第一号の規定に基づき、同法第二十八条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

**第十二条の三** 児童相談所長は、児童福祉法第三十三条第一項の規定により、児童虐待を受けた児童について一時保護を行っている、又は適当な者に委託して、一時保護を行わせている場合(前条第一



項の一時保護を行っている、又は行わせている場合を除く。)において、当該児童について施設入所等の措置を要すると認めるときであって、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求めること、当該保護者が第十二条第一項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反すると認めるときは、速やかに、同法第二十六条第一項第一号の規定に基づき、同法第二十八条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

- 第十二条の四** 都道府県知事又は児童相談所長は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われ、かつ、第十二条第一項の規定により、当該児童虐待を行った保護者について、同項各号に掲げる行為の全部が制限されている場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、六月を超えない期間を定めて、当該保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所(通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。)の付近をはいかいしてはならないことを命ずることができる。
- 2 都道府県知事又は児童相談所長は、前項に規定する場合において、引き続き児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、六月を超えない期間を定めて、同項の規定による命令に係る期間を更新することができる。
  - 3 都道府県知事又は児童相談所長は、第一項の規定による命令をしようとするとき(前項の規定により第一項の規定による命令に係る期間を更新しようとするときを含む。)は、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
  - 4 第一項の規定による命令をするとき(第二項の規定により第一項の規定による命令に係る期間を更新するときを含む。)は、厚生労働省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。
  - 5 第一項の規定による命令が発せられた後に施設入所等の措置が解除され、停止され、若しくは他の措置に変更された場合、児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が解除

された場合又は第十二条第一項の規定による制限の全部若しくは一部が行われなくなった場合は、当該命令は、その効力を失う。同法第二十八条第三項の規定により引き続き施設入所等の措置が採られ、又は同法第三十三条第六項の規定により引き続き一時保護が行われている場合において、第一項の規定による命令が発せられたときであって、当該命令に係る期間が経過する前に同法第二十八条第二項の規定による当該施設入所等の措置の期間の更新に係る承認の申立てに対する審判又は同法第三十三条第五項本文の規定による引き続いての一時保護に係る承認の申立てに対する審判が確定したときも、同様とする。

- 6 都道府県知事又は児童相談所長は、第一項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなったと認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、その命令を取り消さなければならない。

#### (施設入所等の措置の解除等)

**第十三条** 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、及び当該児童の保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置を解除しようとするときは、当該児童の保護者について同号の指導を行うこととされた児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該児童の保護者に対し採られた当該指導の効果、当該児童に対し再び児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果、当該児童の家庭環境その他厚生労働省令で定める事項を勧案しなければならない。

- 2 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第三十三条第二項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置又は行われた一時保護を解除するときは、当該児童の保護者に対し、親子の再統合の促進その他の児童虐待を受けた児童が家庭で生活することを支援するために必要な助言を行うことができる。
- 3 都道府県知事は、前項の助言に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 4 前項の規定により行われる助言に係る事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### (施設入所等の措置の解除時の安全確認等)

**第十三条の二** 都道府県は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第三十三条第二項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童について採られた施設

入所等の措置若しくは行われた一時保護を解除するとき又は当該児童が一時的に帰宅するときは、必要と認める期間、市町村、児童福祉施設その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、当該児童の家庭を継続的に訪問することにより当該児童の安全の確認を行うとともに、当該児童の保護者からの相談に応じ、当該児童の養育に関する指導、助言その他の必要な支援を行うものとする。

#### (児童虐待を受けた児童等に対する支援)

**第十三条の三** 市町村は、子ども・子育て支援法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設(次項において「特定教育・保育施設」という。)又は同法第四十三条第三項に規定する特定地域型保育事業(次項において「特定地域型保育事業」という。)の利用について、同法第四十二条第一項若しくは第五十四条第一項の規定により相談、助言若しくはあっせん若しくは要請を行う場合又は児童福祉法第二十四条第三項の規定により調整若しくは要請を行う場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。

- 2 特定教育・保育施設の設置者又は子ども・子育て支援法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者は、同法第三十三条第二項又は第四十五条第二項の規定により当該特定教育・保育施設を利用する児童(同法第十九条第一項第二号又は第三号に該当する児童に限る。以下この項において同じ。)又は当該特定地域型保育事業者に係る特定地域型保育事業を利用する児童を選考するときは、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、居住の場所の確保、進学又は就業の支援その他の児童虐待を受けた者の自立の支援のための施策を講じなければならない。

#### (資料又は情報の提供)

**第十三条の四** 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関係する機関(地方公共団体の機関を除く。)並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護

者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

#### (都道府県児童福祉審議会等への報告)

**第十三条の五** 都道府県知事は、児童福祉法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会(同条第一項ただし書に規定する都道府県にあっては、地方社会福祉審議会)に、第九条第一項の規定による立入り及び調査又は質問、臨検等並びに児童虐待を受けた児童に行われた同法第三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護の実施状況、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした児童虐待の事例その他の厚生労働省令で定める事項を報告しなければならない。

#### (親権の行使に関する配慮等)

**第十四条** 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。

- 2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

#### (親権の喪失の制度の適切な運用)

**第十五条** 民法に規定する親権の喪失の制度は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点からも、適切に運用されなければならない。

#### (大都市等の特例)

**第十六条** この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)並びに児童福祉法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市(以下「指定都市等」)

という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

**(罰則)**

**第十七条** 第十二条の四第一項の規定による命令(同条第二項の規定により同条第一項の規定による命令に係る期間が更新された場合における当該命令を含む。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第十八条** 第十三条第四項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

## 児童虐待防止対策の法改正等の経緯

※児童虐待の防止等に関する法律施行までは、児童福祉法による要保護児童対策として対応

### 平成12年 児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)の成立(平成12年11月施行)

- 児童虐待の定義(身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待)
- 住民の通告義務等

### 平成16年 児童福祉法・児童虐待防止法の改正(平成16年10月以降順次施行)

- 児童虐待の定義の見直し(同居人による虐待を放置すること等も対象)
- 通告義務の範囲拡大(虐待を受けたと思われる場合も対象)
- **市町村の役割の明確化(相談対応を明確化し虐待通告先に追加)**
- 要保護児童対策地域協議会の法定化等

### 平成19年 児童福祉法・児童虐待防止法の改正(平成20年4月施行)

- 児童の安全確認等のための立入調査等の強化
- 保護者に対する面会・通信等の制限の強化
- 保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化等

### 平成20年 児童福祉法の改正(一部を除き平成21年4月施行)

- 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等子育て支援事業の法定化及び努力義務化
- 要保護児童対策地域協議会の機能強化
- 里親制度の改正等家庭的養護の拡充等

### 平成23年 児童福祉法の改正(一部を除き平成24年4月施行)

- 親権停止及び管理権喪失の審判等について、児童相談所の請求権付与
- 児童養護施設長等が、児童の監護等に関し、その福祉のために必要な措置をとる場合には、親権者等はその措置を不当に妨げてはならないことを規定
- 里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者等がない場合の児童相談所長の親権代行を規定等

### 平成28年 児童福祉法・児童虐待防止法等の改正(平成28年6月3日公布、以降順次施行)

- 児童福祉法の理念の明確化
- 家庭と同様の環境における養育の推進
- 国・地方公共団体の役割・責務の明確化
- しつけを名目とした児童虐待の防止
- 児童虐待の発生予防(母子保健施策が発生予防・早期発見に資することを明確化)
- 支援を要する妊産婦・要支援児童等に関する市町村への情報提供
- 市町村及び児童相談所の体制の強化
- 被虐待児童への自立支援
- 里親委託の推進等

### 平成29年 児童福祉法・児童虐待防止法の改正(平成30年4月施行)

- 虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与
- 家庭裁判所による一時保護の審査の導入
- 接近禁止命令を行うことができる場合の拡大等

### 令和元年 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(令和元年6月26日公布、令和2年4月1日施行)

- 親権者等による体罰禁止(虐待防止法)
- 児相業務に児童の安全確保を明文化・児相の体制強化、児相の設置促進・関係機関間の連携強化
- 検討規定その他所要の規定の整備(民法上の懲戒権の在り方を施行後2年を目途に検討。児童の意見表明権を保証する仕組み等の検討、通報対象となるDVの形態等の検討)

### 令和4年 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年6月15日公布、以降順次施行)

## 横浜市子供を虐待から守る条例

平成26年6月5日  
最近改正：令和3年10月  
横浜市条例第30号

子供は国の宝である。そして、子供は円満な家庭において慈しみと愛情を持って育てられる存在である。しかし、昨今の社会状況を鑑みると、児童虐待の認知件数は年々増加しており、児童虐待の加害者のほとんどは実の親という状況に、強い危機感を持つものである。

子育ての第一義的責任は家庭にあることはいまでもないが、家庭の養育力が低下していることが懸念される中で、大人の都合が優先されるのではなく、子供にとって適切な環境が保障される視点が何よりも優先されるべきと考える。

横浜は、子供に優しい街を目指し、子供が虐げられ、傷つくことが決してないように、全ての市民が一体となって、地域の力で子供と家庭を支える環境づくりを構築するため、この条例を制定する。

### (目的)

**第1条** この条例は、子供を虐待から守るための基本理念を定め、横浜市(以下「市」という。)、市民(市内で活動する者及び団体を含む。以下同じ。)、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた子供の保護その他子供を虐待から守るための施策の基本的事項を定めることにより、子供を虐待から守る施策を総合的に推進し、もって子供の心身の健やかな成長に寄与することを目的とする。

### (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子供 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「法」という。)第2条に規定する児童をいう。
- (2) 保護者 法第2条に規定する保護者をいう。
- (3) 虐待 法第2条に規定する児童虐待をいう。
- (4) 関係機関等 学校、児童福祉施設、医療機関、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第3条第2項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。以下同じ。)その他子供の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、弁護士、配偶者暴力相談支援センターの職員その他子供の福祉に職務上関係のある者をいう。
- (5) 通告受理機関 横浜市児童相談所条例(昭和31年10月横浜市条例第42号)第1条に規定する児童相談所及び横浜市保健所及び福祉保健セン

ター条例(平成13年9月横浜市条例第38号)第3条第1項に規定する福祉保健センターをいう。

- (6) 子供の品位を傷つける行為 保護者がしつけに際し、子供に対して行う肉体的苦痛又は精神的苦痛を与える行為(当該子供が苦痛を感じていない場合を含む。)であって、子供の利益に反するもの(虐待に該当するものを除く。)をいう。

### (基本理念)

**第3条** 市、市民、保護者及び関係機関等は、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為が子供の人権を著しく侵害し、子供の心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、子供が虐待から守られるべき存在であることを認識するとともに、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為への対応に当たっては、子供にとって最善の利益を考慮しなければならない。

- 2 市、市民、保護者及び関係機関等は、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為がなく、全ての子供が一人の人間として尊重され、健やかに成長することができる社会の形成に取り組まなければならない。

### (市の責務)

**第4条** 市は、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為を防止するために、市民及び関係機関等と連携し、子育て支援事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の9に規定する子育て支援事業をいう。以下同じ。)の充実及び着実な実施その他子供が安心して育つことができる環境の整備に努めなければならない。

- 2 市は、市民及び関係機関等と連携し、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為の予防及び早期発見に努めなければならない。
- 3 市は、関係機関等が行う虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為の防止のための取組を積極的に支援しなければならない。
- 4 市は、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為の予防及び早期発見その他の虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為の防止に関する専門的な知識及び技術を有する職員の育成を図り、通告受理機関に適正に配置しなければならない。
- 5 市は、関係機関等との連携を強化するため、児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)の円滑な運営の確保及び協議の活性化を図るものとする。
- 6 市は、心の健康の保持に支障が生じていることにより虐待を行うおそれがある保護者等を支援するため、診療科に精神科又は神経科を有する医療機関と連携し、精神保健に関して専門的知識を有する者による相談、精神保健に関して学識経験を有する医師の診療等を受けやすい環境の整備その他の必要な施策を講じなければならない。

- 7 市は、子供に対し、自身が一人の人間として尊重され、虐待から守られるべき存在であることを認識するための啓発活動並びに虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為に関する相談先等の情報の提供を行うものとする。
- 8 市は、虐待と子供が同居する家庭における配偶者に対する暴力(法第2条第4号に規定する配偶者に対する暴力をいう。以下同じ。)が相互に関連して行われていることが多い現状を踏まえ、その対応に当たっては、相互の連携を強化するものとする。
- 9 市は、子供を虐待から守るため、次の各号に掲げる事項に関する調査研究等を行うとともに、必要な広報その他の啓発活動及び教育に努めなければならない。
  - (1) 親になるために必要な知識及び命の大切さ
  - (2) 虐待を受けた子供がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析
  - (3) 虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為の予防及び早期発見のための方策
  - (4) 虐待を受けた子供のケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方
  - (5) 学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割
  - (6) 体罰その他の子供の品位を傷つける行為によらない子育ての方法
  - (7) 子供が同居する家庭における配偶者に対する暴力が子供の成長及び発達に及ぼす影響
  - (8) 保護者の子供への不適切な養育が子供の成長及び発達に及ぼす影響

#### (市民の責務)

- 第5条** 市民は、第3条の基本理念を理解し、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為を防止するよう努めなければならない。
- 2 市民は、子育てに係る保護者の負担を理解し、地域において子供及び保護者を見守り、かつ、子供及び保護者への声かけ等を行うことを通じて、子供及び保護者との関わりを深め、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。
  - 3 市民は、虐待を受けたと思われる子供を発見した場合は、速やかに、通告受理機関に法第6条第1項の規定による通告(以下単に「通告」という。)をしなければならない。
  - 4 市民は、通告受理機関が行う子供の安全の確認及び安全の確保に協力するよう努めなければならない。

#### (保護者の責務)

- 第6条** 保護者は、子育てに関する知識の習得に努め、虐待を決して行ってはならず、体罰その他の子供の品位を傷つける行為をしてはならない。
- 2 保護者は、自らが子育てについての第一義的責任を有するものとして、子供に愛情を持って接すると

ともに、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為が子供の心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えることを深く認識し、子供の自主性及び自発性を育む健全な養育に努めなければならない。

- 3 保護者は、子供の心身の健康の保持、安全の確保等に当たっては、年齢に応じた配慮を怠ってはならず、特に乳児及び幼児(児童福祉法第4条第1項第1号及び第2号に掲げる乳児及び幼児をいう。)については、自ら心身の健康を保持し、又は安全を確保するための能力がなく、又は著しく低いことを認識しなければならない。
- 4 保護者は、子育てに関し支援等が必要となった場合は、積極的に子育て支援事業を利用するとともに、地域活動に参加すること等により、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。
- 5 保護者は、通告受理機関が行う子供の安全の確認及び安全の確保に協力しなければならない。
- 6 保護者は、子育てに関して、市長、通告受理機関又は関係機関等による指導又は助言その他の支援を受けた場合は、これらに従って必要な改善等を行わなければならない。

#### (関係機関等の責務)

- 第7条** 関係機関等は、市が実施する子育て支援に係る施策その他虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為を防止するための施策に協力するよう努めなければならない。
- 2 関係機関等は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。
  - 3 関係機関等は、虐待を受けたと思われる子供を発見した場合は、速やかに、通告受理機関に通告をしなければならない。
  - 4 関係機関等は、虐待を防止するため、通告受理機関による調査等に協力するよう努めなければならない。
  - 5 関係機関等は、保護者が関係機関等による子育て支援事業その他の子育て支援に係る制度等を利用したときその他多様な機会を通じ、虐待の防止に係る啓発等に努めなければならない。

#### (通告及び相談に係る対応等)

- 第8条** 通告受理機関は、通告があった場合は、速やかに、当該虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは、当該子供との面会その他の当該子供の安全の確認を行うための措置を講じなければならない。虐待に係る相談があった場合及び他の市町村又は都道府県若しくは他の市の設置する児童相談所若しくは福祉事務所から虐待に係る引継ぎを受けた場合も、同様とする。
- 2 市は、通告並びに虐待及び体罰その他の子供の品

位を傷つける行為に係る相談に常時対応することができる体制を整備するよう努めなければならない。

- 3 市は、通告又は虐待若しくは体罰その他の子供の品位を傷つける行為に係る相談をした者が特定されないよう必要な措置を講ずるとともに、通告並びに虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為に係る相談がしやすい環境づくりに努めなければならない。

#### (情報の共有等)

**第9条** 市及び関係機関等は、子供を虐待から守るため、それぞれが保有する虐待に関する情報を共有するとともに、地域協議会の活用その他相互の連携及び協力を図るための体制の整備を行わなければならない。

- 2 市長及び通告受理機関の長は、虐待を受けた子供が転出(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第15条の3第1項に規定する転出をいう。)又は転居(同法第23条に規定する転居をいう。)をした事実が判明した場合は、速やかに、当該転出先又は転居先の住所地を所管する通告受理機関又は他の市町村若しくは都道府県若しくは他の市の設置する児童相談所若しくは福祉事務所に連絡し、適切に当該虐待に係る引継ぎを行わなければならない。

#### (虐待を受けた子供に対する保護及び支援等)

**第10条** 市は、関係機関等と連携し、虐待を受けた子供に対し、心身の健全な発達を促進するため、適切な保護及び支援を行うよう努めなければならない。

- 2 診療科に小児科等を有する医療機関の従事者、学校の教職員、児童福祉施設の職員等は、子供の状態を確認しやすい立場にあることを自覚し、適切な保護及び支援について市に協力しなければならない。
- 3 市長及び通告受理機関の長(これらの補助機関である職員を含む。)は、法第8条第2項の規定による安全の確認若しくは一時保護(以下「安全の確認等」という。)、法第9条第1項の規定による立入り若しくは調査若しくは質問(以下「立入調査等」という。)、法第9条の3第1項の規定による臨検若しくは捜索若しくは同条第2項の規定による調査若しくは質問(以下「臨検等」という。)に係る権限その他の法第8条から第9条の3までの規定による権限を行使することができるときは、関係機関等の協力を得て、速やかに、当該権限を行使しなければならない。
- 4 市長及び児童相談所長は、安全の確認等、立入調査等又は臨検等の執行に際し、必要があると認めるときは、法第10条第1項の規定に基づき警察署長に対し援助要請を行うことができる。
- 5 市長及び児童相談所長は、児童福祉法第27条第1項第3号の措置を解除しようとするとき、若しくは同条第5項の規定により意見を述べようとするとき、又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護を解除しようとするときは、親子の再

統合への配慮その他の当該子供が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮の下に、慎重に判断しなければならない。

#### (虐待を行った保護者への支援、指導等)

**第11条** 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子供との良好な関係を再構築するための支援に努めなければならない。

- 2 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、虐待の再発防止のための指導又は助言その他の支援を行うものとし、当該保護者は、これらに従って必要な改善等を行わなければならない。

#### (妊娠中の女性及び胎児の健康保持等)

**第12条** 妊娠中の女性は、胎児が出生後心身ともに健全に成長していくため、母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導及び健康診査を積極的に受けるなど、自己及び胎児の健康の保持及び増進に努めなければならない。

- 2 妊娠中の女性の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)及び同居者は、当該妊娠中の女性の身体的及び精神的な負担を軽減し、当該妊娠中の女性が安心して生活することができるよう配慮しなければならない。
- 3 診療科に産婦人科又は産科を有する医療機関は、妊娠中の女性に対し、第4条第6項の規定により講じられた施策その他胎児が出生後心身ともに健全に成長していくために講じられた施策等の周知を図るよう努めなければならない。

#### (子供虐待防止の啓発)

**第13条** 子供を虐待から守り、市民に虐待の防止等の取組への理解及び協力を求めるため、毎年11月を児童虐待防止推進月間とし、毎月5日を子供虐待防止推進の日とする。

#### (財政上の措置)

**第14条** 市は、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為を防止するための施策を推進するに当たり、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (市会への報告)

**第15条** 市長は、毎年、市会に通告の状況その他虐待の防止に係る取組の状況等を報告しなければならない。

附則 この条例は、平成26年11月5日から施行する。

附則 この条例は、公布の日から施行する。

## 横浜市要保護児童対策地域協議会設置・運営要綱

制 定 平成8年6月14日

最近改正 令和4年4月1日(局長決裁)

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第25条の2第1項の規定に基づく「横浜市要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)」の設置・運営に関して必要な事項を定める。

### (設置)

**第2条** 協議会は、要保護児童(法第6条の3第8項に規定する要保護児童)の適切な保護並びに要支援児童(法第6条の3第5項に規定する要支援児童)及び特定妊婦(法第6条の3第5項に規定する特定妊婦)への適切な支援を図るために設置する。

### (構成)

**第3条** 協議会は、横浜市内の関係機関、関係団体及び児童福祉に関連する職務に従事する者その他関係者(以下「関係機関等」という。)により構成する。関係機関等には、児童福祉関係、保健医療関係、教育関係、警察、司法関係、人権擁護関係、配偶者等からの暴力対応関係、その他児童虐待の早期発見、早期対応等に関与する機会の多い公的機関を含むものとする。

### (所掌事項)

**第4条** 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 要保護児童、要支援児童及びその保護者、特定妊婦(以下「要保護児童等」という。)に関する情報その他要保護児童の適切な保護並びに要支援児童及び特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換
- (2) 要保護児童等に対する支援の内容に関する協議
- (3) 児童虐待対策に関する関係機関等の連携及び協力の推進に関する協議
- (4) 児童虐待防止及び児童虐待に関連した配偶者等の暴力防止に関する広報・啓発
- (5) その他第2条の設置目的を達成するための活動

### (要保護児童対策調整機関)

**第5条** 法第25条の2第4項の規定にされる要保護児童対策調整機関(以下「調整機関」という。)として、横浜市子ども青少年局子ども福祉保健部こどもの権利擁護課を置く。また、要保護児童対策調整機関に準ずる機能として、各区福祉保健センター子ども家庭支援課こどもの権利擁護担当(以下「各区子ども家庭支援課こどもの権利擁護担当」という。)を、指定する。

2 調整機関は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 横浜市子ども青少年局子ども福祉保健部こどもの権利擁護課
  - ア 協議会に関する事務の横浜市全体の総括
  - イ 要保護児童等に関する横浜市全体の状況把握
  - ウ 代表者会議に係る事務
- (2) 各区子ども家庭支援課こどもの権利擁護担当
  - ア 各区における要保護児童等の支援の進行管理に関する総括、事務
  - イ 各区における実務者会議に係る総括、事務
  - ウ 各区における個別ケース検討会議に係る総括、事務
  - エ 各区における要保護児童等進行管理会議に係る総括、事務

### (組織・運営)

**第6条** 協議会は、次の各号の会議により組織し、各会議が相互に連携を図りながら運営するものとする。

- (1) 代表者会議
- (2) 実務者会議
- (3) 個別ケース検討会議
- (4) 要保護児童等進行管理会議

### (代表者会議)

**第7条** 代表者会議は、関係機関等の全市的な代表者により構成し、「横浜市子育てSOS連絡会(以下「連絡会」という。)」を呼称として開催する。

- 2 代表者会議は、別表に掲げる関係機関等により構成する。
- 3 連絡会には、次のとおり、会長を置く。
  - (1) 会長は、委員の互選により選出する。
  - (2) 会長は、会務を総理し、連絡会を代表する。
  - (3) 会長に事故等があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名したものがその職務を代理する。
- 4 連絡会は、次のとおり、開催する。
  - (1) 会長が委員を招集し、連絡会開催時は会長が議長を務める。
  - (2) 会長は、連絡会の運営上必要があると認めるときは、特定の関係機関等に対して出席を求めることができる。

### (実務者会議)

**第8条** 実務者会議は、各区の関係機関等により構成し、次の事項を所掌する。

- (1) 各区における要保護児童等の支援等に関する協議
- (2) 各区における要保護児童等の把握及び支援状況の進行管理
- (3) 各区における個別ケース検討会議の開催状況の掌握
- (4) 各区における児童虐待対策に関する関係機関等の連携及び協力の推進に関する協議



- (5) 各区における配偶者等の暴力防止に関する関係機関等の連携及び協力の推進に関する協議
- (6) 各区における児童虐待防止及び配偶者等の暴力防止に関する広報・啓発活動
- 2 実務者会議は、各区において設置され、その実務及び運営は、各区子ども家庭支援課子どもの権利擁護担当が担う。
- 3 実務者会議の実務及び運営に関する具体的な事項については、別途、各区において定めるものとする。

**(個別ケース検討会議)**

- 第9条** 個別ケース検討会議は、要保護児童等に直接に関わりがある関係機関等によって構成し、必要な情報の交換や具体的な支援に関する検討や協議を行うために、適時に開催する。
- 2 個別ケース検討会議の開催状況は、各区子ども家庭支援課子どもの権利擁護担当において掌握する。
  - 3 各区における個別ケース検討会議の開催状況の総括については、各区の実務者会議において各区子ども家庭支援課子どもの権利擁護担当から関係機関等に対して報告するものとする。

**(要保護児童等進行管理会議)**

- 第10条** 要保護児童等の支援状況については、各区子ども家庭支援課及び児童相談所が共同して要保護児童等進行管理会議(以下「進行管理会議」という。)を実施し、定期的に確認する。
- 2 進行管理会議の具体的な実施方法については、別に定めるものとする。

**(守秘義務)**

- 第11条** 協議会を構成する者又はその職にあった者は、正当な理由がなく、協議会の職務において知り得た秘密を漏らしてはならない。

**(DV対策との連携)**

- 第12条** 児童虐待と配偶者間の暴力が、相互に重複して発生していることが多いことを踏まえ、特に連携協力して適切な支援を図ること。  
ただし、情報の共有については、被害者の安全確保に留意し、慎重に取り扱うこと。

**(その他)**

- 第13条** この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

- 附則 1 この要綱は平成8年6月14日から施行する。
- 附則 1 この要綱は平成9年12月5日から施行する。
- 附則 1 この要綱は平成17年6月27日から施行する。
- 附則 1 この要綱は平成20年3月24日から施行する。
- 附則 1 この要綱は平成21年4月1日から施行する。
- 附則 1 この要綱は平成22年3月31日から施行する。
- 附則 1 この要綱は平成22年4月1日から施行する。

- 附則 1 この要綱は平成26年4月1日から施行する。  
附則 (平成29年3月29日ここ第7762号)
- 1 この要綱は平成29年4月1日から施行する。  
附則 (平成30年4月1日ここ第201号)
- 1 この要綱は平成30年4月1日から施行する。  
附則 (令和2年2月28日ここ第6991号)
- 1 この要綱は令和2年4月1日から施行する。  
附則 (令和3年9月29日ここ第6427号)
- 1 この要綱は令和3年10月1日から施行する。  
附則 (令和4年3月30日ここ第10866号)
- 1 この要綱は令和4年4月1日から施行する。

別表

関係機関等	
1	横浜市長が指定する者
2	横浜市医師会
3	横浜市歯科医師会
4	横浜家庭裁判所
5	神奈川県弁護士会
6	神奈川県警察本部
7	横浜市民生委員児童委員協議会
8	横浜地方法務局
9	横浜市人権擁護委員協議会
10	NPO法人よこはまチャイルドライン
11	横浜市幼稚園協会
12	横浜市私立保育園こども園園長会
13	横浜市社会福祉協議会児童福祉部会
14	横浜市区福祉保健センター
15	横浜市中央児童相談所
16	横浜市市民局人権課
17	横浜市教育委員会事務局
18	政策局男女共同参画推進課
19	横浜市DV相談支援センター
20	横浜市子ども青少年局

# 連絡先・関係機関一覧



子ども虐待についての相談・通告先 ※市外局番の記載のないものはすべて「045」です。

## ●横浜市

名称	対象区域	電話	時間帯
よこはま子ども虐待 ホットライン	全区	☎ 0120-805-240 <small>はまっこ 24じかん</small>	24時間、365日受付
かながわ子ども110番 相談LINE		 二次元コードを読み取るかLINEアプリのホーム画面の検索で、ID「@kana_kodomo110」で検索して追加。	月～土 9:00～21:00 (年末年始を除く)

## ●児童相談所

児童相談所	所管区域	所在地	電話	ファックス	時間帯
横浜市中央児童相談所	神奈川区、鶴見区、 中区、西区、南区	〒232-0024 横浜市南区浦舟町3-44-2	260-6510	262-4155	月～金 8:45～17:00 (祝日・休日・年末年始を除く)
横浜市西部児童相談所	旭区、泉区、瀬谷区、 保土ヶ谷区	〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町5-10	331-5471	333-6082	
横浜市南部児童相談所	磯子区、金沢区、 港南区、栄区、戸塚区	〒235-0045 横浜市磯子区洋光台3-18-29	831-4735	833-9828	
横浜市北部児童相談所	青葉区、港北区、 都筑区、緑区	〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1	948-2441	948-2452	

## ●各区福祉保健センター こども家庭支援課

区名	住所	電話	ファックス	時間帯
青葉区	〒225-0024 青葉区市ケ尾町31-4	978-2460	978-2422	月～金 8:45～17:00 (祝日・休日・年末年始を除く)
旭区	〒241-0022 旭区鶴ヶ峰1-4-12	954-6160	951-4683	
泉区	〒245-0024 泉区和泉中央北5-1-1	800-2339	800-2513	
磯子区	〒235-0016 磯子区磯子3-5-1	750-2529	750-2540	
神奈川区	〒221-0824 神奈川区広台太田町3-8	411-7172	321-8820	
金沢区	〒236-0021 金沢区泥亀2-9-1	788-7709	788-7794	
港南区	〒233-0003 港南区港南4-2-10	847-5612	842-0813	
港北区	〒222-0032 港北区大豆戸町26-1	540-2388	540-3026	
栄区	〒247-0005 栄区桂町303-19	894-8519	894-8406	
瀬谷区	〒246-0021 瀬谷区二ツ橋町190	367-5608	367-2943	
都筑区	〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央32-1	948-2588	948-2309	
鶴見区	〒230-0051 鶴見区鶴見中央3-20-1	510-1814	510-1887	
戸塚区	〒244-0003 戸塚区戸塚町16-17	866-8388	866-8473	
中区	〒231-0021 中区日本大通35	224-8345	224-8159	
西区	〒220-0051 西区中央1-5-10	320-8469	322-9875	
保土ヶ谷区	〒240-0001 保土ヶ谷区川辺町2-9	334-6396	333-6309	
緑区	〒226-0013 緑区寺山町118	930-2552	930-2435	
南区	〒232-0024 南区浦舟町2-33	341-1251	341-1145	

## 各種相談窓口

### ●子どものこと、その他

名称		電話	時間等	
横浜市児童相談所 電話児童相談室		260-4152	月～金 9:00～17:30 土 9:00～16:30 (祝日・休日・年末年始を除く)	
神奈川県警 子ども安全110番 *児童虐待事案等に関する通報を受け付けています。		☎0120-604-415 651-0110(一般電話)	24時間対応 平日 8:30～17:15	
横浜市 教育総合相談 センター	一般教育相談	624-9414	月～金 9:00～17:00 (祝日・休日・年末年始を除く)	
	専門 相談	幼児相談(電話)	624-9367	月・火・水・金 9:00～17:00 (祝日・休日・年末年始を除く)
		心理相談(面接) 医療相談(面接)	ご利用につきましては学校 カウンセラーにご相談ください。	
横浜市 教育委員会	学校生活あんしんダイヤル	624-9081	火～金 9:00～17:00 (祝日・休日・年末年始等を除く)	
	24時間子どもSOSダイヤル	☎0120-078-310	24時間、365日受付	
横浜地方法務局 子どもの人権110番		☎0120-007-110	平日 8:30～17:15	
神奈川県 弁護士会	子どもの人権相談	211-7700	相談実施日(面談又は電話) 木曜日13:15～16:15(祝日・休日・年末年始を除く)	
	子どもお悩みダイヤル	211-7703	【受付時間】月～金 9:30～12:00 13:00～16:30 申込受付後、翌日(土日・祝日・休日・年末年始を除く) までに担当弁護士から折り返し(電話相談)	
民間の電話相談	よこはまチャイルドライン	☎0120-433-339	月・水・木 16:00～21:00	
	子どもセンターてんぼ (居場所のない子ども電話相談)	050-1323-3089	月・水・金 13:00～17:00 (祝日・休日・年末年始を除く)	


### ●女性のための相談

名称	電話	時間等
各区福祉保健センターこども家庭支援課	区福祉保健センターこども家庭支援課では女性のための相談を行っています。	
NPO法人かながわ・女のスペースみずら	451-0740	月～土 14:00～17:00/18:00～20:00 ※土曜は17:00まで(祝日・休日・年末年始を除く)

### ●横浜市配偶者暴力相談支援センター

名称	電話	時間等
横浜市DV相談 支援センター	671-4275	月～金 9:30～16:30(祝日・休日・年末年始を除く)
	865-2040	月～金 9:30～20:00 土・日・祝 9:30～16:00(第4木曜・年末年始を除く)

### ●神奈川県配偶者暴力相談支援センター

名称	電話	時間等
かながわDV相談LINE		二次元コードを読み取るか LINEアプリのホーム画面の検 索で、ID[@kanagawa-dv]で 検索して追加。
女性のためのDV相談窓口 かながわ男女共同参画センター(かなテラス)	0466-26-5550	月～金 9:00～21:00 土・日 9:00～17:00 (いずれも祝日・年末年始を除く)
女性への暴力相談「週末ホットライン」	451-0740	土・日 17:00～21:00 祝日 9:00～21:00(年末年始を除く)
多言語による相談窓口(英語、中国語、韓国・朝鮮語、 スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語、ベトナム語)	090-8002-2949	月～土 10:00～17:00(年末年始を除く)
男性被害者相談窓口	662-4530	月～金 9:00～21:00(祝日・年末年始を除く)
DVに悩む男性のための相談窓口	662-4531	月・木 18:00～21:00(祝日・年末年始を除く)

### ●性犯罪の相談

名称	電話	時間等
神奈川県警 性犯罪110番	☎0120-38-8103 または #8103	24時間
かながわ性犯罪・性暴力被害者 ワンストップ支援センター「かならいん」	#8891 または 322-7379	24時間、365日受付
男性及びLGBTs被害者のための専門相談ダイヤル	548-5666	毎週火曜日 16:00～20:00 (祝日・休日・年末年始を除く)

### ●その他

名称	電話	時間等
横浜いのちの電話	335-4343	24時間、365日受付
心とからだと生き方の電話相談	871-8080	火・水・金・土 9:30～16:00 金 18:00～20:00(祝日・年末年始を除く)



このハンドブックは、  
横浜市要保護児童対策地域協議会の  
関係機関向けに作成しました。

### 主な配付先

- 保育所・幼稚園
- 小・中・高等・盲・ろう・特別支援学校
- 民生委員・児童委員、主任児童委員
- 医療機関（医師会・歯科医師会）
- 警察
- 福祉保健センター
- 児童相談所
- 地域子育て支援拠点
- 児童福祉施設
- その他



子どもたちの声に…、

つらい思いをしている養育者の声に…、

耳を傾けてください。

支援の手を差し伸べる第一歩、

それは「あなたの声」からはじまります。



Child Abuse Prevention in Yokohama  
(よこはま こども虐待防止)



毎月5日は  
子供虐待防止  
推進の日

こどもたちの明るい  
未来のために

## 横浜市 子ども虐待防止ハンドブック

企画・編集：横浜市子育てSOS連絡会（横浜市要保護児童対策地域協議会）

発行：横浜市こども青少年局こどもの権利擁護課

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

☎045(671)4288 FAX 045(550)3948